



市花：ブーゲンビリア

とみぐすく

豊見城市みどりの基本計画

[第2版]



“ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく” を目指して



市木：リュウキュウコクタン



豊見城市 平成29年5月

目 次

1 豊見城市の都市と緑の現況等.....	1
1.1 自然的条件.....	2
1.2 社会的条件.....	11
1.3 上位・関連計画.....	16
1.4 緑地の現況.....	37
1.5 緑に関するアンケート調査結果.....	49
2 緑の評価と課題.....	59
2.1 緑の分析と評価.....	59
2.2 みどりの保全・整備等にかかる課題.....	64
3 基本方針と目標.....	66
3.1 基本方針.....	66
3.2 計画の目標水準.....	71
4 緑地の配置計画.....	75
4.1 緑の将来像と緑地配置.....	75
4.2 系統的な緑地の配置.....	76
5 緑の施策推進の方針.....	86
5.1 豊見城市で推進する緑の施策.....	86
5.2 地域別の緑の配置.....	98
6 みどりの基本計画推進の仕組み.....	106
6.1 具体化プログラム.....	106
6.2 計画推進の体制・仕組みづくりの方向.....	107

1 豊見城市の都市と緑の現況等

調査項目

地域概況調査

1.1 自然的条件

気象状況
地形
地質・土壌
植生
土地自然特徴

1.2 社会的条件

市街地及び人口
土地利用
都市施設(道路)
産業

1.3 上位・関連計画

緑地現況

1.4 緑地の現況

施設緑地の現況
地域制緑地の現況

市民意向

1.5 緑に関するアンケート調査結果

1.1 自然的条件

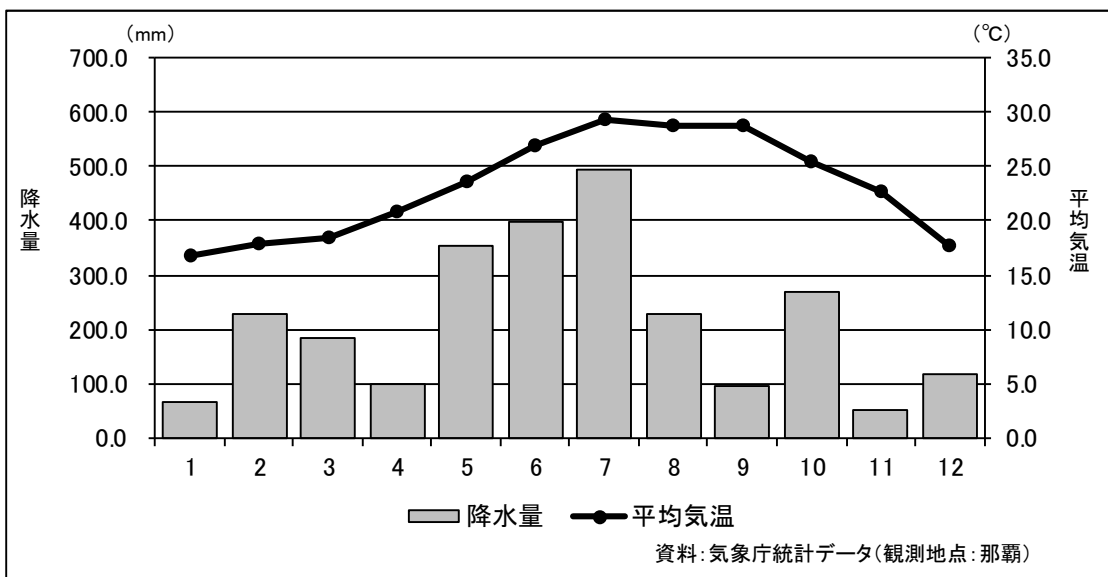
(1) 気象状況

沖縄県は、琉球列島に位置し、黒潮の影響を受けるため四季を通じて温暖多湿で、亜熱帯海洋性気候特有の天候が多く、熱帯性、温帯性植物がよく生育する。年平均気温は23.1度、最寒月の1月でも16.8度と温暖である。降水量は年間2,585mmで、5～6月の梅雨期と台風の多い7月に多雨となる。大きな特徴としては、アジア季節風帯にあって、夏と冬の季節風の交替が顕著であることが上げられ、6～9月は南よりの季節風、10～翌3月にかけては北よりの季節風が吹く。冬季大陸性高気圧の張り出す北よりの季節風期には一般に小雨を伴う曇雨天が多く、南よりの季節風期には晴天が多い。台風の主要進路に当たり、その常襲地帯となっており、猛烈な暴風雨による被害を多く受ける地域である。

昭和45年から平成26年までの45年間で、平均気温は緩やかに上昇傾向にある。年間降水量は1,300～3,300mmで推移している。

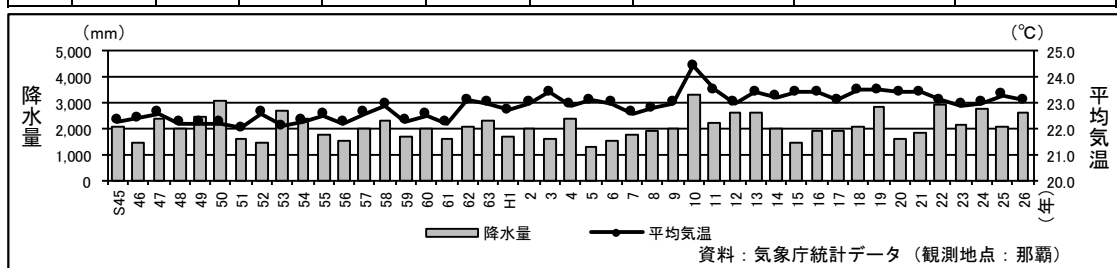
気象概要(平成26年、月別)

月	気温(°C)			降水量(mm)			最多風向	最大風速時風向	日照時間(h)
	平均	最高	最低	総量	日最大降水量	降雪量			
1	16.8	23.5	10.6	66.0	36.5	—	北北東	北北西	145.4
2	17.9	24.1	11.7	227.0	55.0	—	北	北	82.9
3	18.4	26.1	12.0	185.0	51.5	—	北北東	南西	110.1
4	20.9	27.2	14.0	100.5	36.5	—	東	東南東	149.1
5	23.6	30.1	17.3	354.5	66.5	—	東	南	112.5
6	26.9	32.5	20.4	397.5	117.5	—	南南西	南南西	134.5
7	29.3	33.9	23.8	494.0	212.0	—	東	南東	235.5
8	28.7	33.1	23.9	229.0	70.5	—	南南東	南西	175.7
9	28.8	33.3	25.0	95.5	36.5	—	南東	南南東	224.0
10	25.4	32.0	20.7	269.0	251.5	—	北北東	東北東	171.2
11	22.6	28.4	17.4	49.5	30.0	—	北北東	北北東	134.7
12	17.6	24.6	12.0	117.0	34.5	—	北	北	84.6



気象概要(年別)

年	気温(°C)			降水量(mm)			最多風向	最大風速時風向	日照時間(h)
	平均	最高	最低	総量	日最大降水量	降雪量			
S45	22.3	32.5	8.6	2,090.5	118.0	—	北 東	南	1,984.3
46	22.4	33.8	8.7	1,490.0	262.5	—	〃	北	2,303.2
47	22.6	32.7	10.0	2,367.0	186.5	—	北	南 西	2,134.0
48	22.2	31.8	9.6	1,964.5	199.5	—	北 東	南 東	19,859.8
49	22.2	31.9	8.9	2,450.5	165.5	—	〃	東	1,957.3
50	22.2	31.9	8.9	3,042.0	159.5	—	東北東	南南東	1,878.4
51	22.0	32.4	10.3	1,597.5	131.0	—	北 東	北 西	1,997.0
52	22.6	33.0	7.1	1,467.0	137.5	—	東北東	〃	2,123.8
53	22.1	31.9	7.0	2,656.5	103.5	—	北 東	西北西	1,887.7
54	22.3	32.7	9.5	2,359.5	133.5	—	東北東	東北東	1,992.7
55	22.5	34.0	10.0	1,755.0	144.5	—	〃	南	2,118.8
56	22.2	33.4	8.8	1,524.0	150.0	—	北 東	南 東	2,241.3
57	22.6	33.0	9.7	1,976.5	260.5	—	東北東	北北東	2,196.3
58	22.9	33.3	10.4	2,294.0	166.0	—	北 東	南 東	2,133.2
59	22.3	32.7	8.7	1,688.0	245.0	—	〃	南南西	2,039.2
60	22.5	32.5	9.4	2,005.5	224.5	—	〃	東北東	2,071.4
61	22.2	33.2	8.6	1,579.0	169.5	—	〃	北北東	1,806.1
62	23.1	33.6	7.1	2,109.0	194.5	—	北北東	南 東	1,819.1
63	23.0	34.7	9.1	2,302.0	222.0	—	〃	北	1,689.4
H1	22.7	33.9	10.0	1,685.0	119.0	—	〃	南南西	1,758.9
2	23.0	33.7	11.0	2,028.5	106.5	—	〃	東南東	1,756.7
3	23.4	34.9	10.0	1,611.5	172.5	—	〃	南南西	1,884.1
4	22.9	33.1	10.6	2,402.5	221.5	—	〃	東	1,651.4
5	23.1	33.1	9.0	1,330.5	136.5	—	〃	南	1,850.8
6	23.0	33.7	10.3	1,570.0	105.5	—	〃	東南東	1,822.1
7	22.6	33.3	9.1	1,763.0	106.5	—	〃	南南東	1,653.0
8	22.8	33.9	8.5	1,886.5	158.5	—	〃	南西	1,839.9
9	23.0	32.8	9.3	2,018.0	218.0	—	〃	南南東	1,875.4
10	24.4	34.7	10.9	3,322.0	243.0	—	〃	南南西	1,636.8
11	23.5	33.3	10.1	2,247.5	411.5	—	〃	南南東	1,638.7
12	23.0	33.5	10.3	2,613.0	210.5	—	〃	西南西	1,604.5
13	23.4	35.6	10.1	2,644.0	186.5	—	〃	西北西	1,601.9
14	23.2	33.3	10.0	2,027.0	255.0	—	北	南 東	1,704.0
15	23.4	35.5	9.5	1,457.5	143.0	—	北	西北西	1,843.9
16	23.4	33.9	9.9	1,926.0	214.5	—	北北東	西	1,800.3
17	23.1	34.6	9.0	1,947.5	213.0	—	北北東	北北西	1,579.3
18	23.5	35.0	10.2	2,068.0	100.5	—	北北東	南 東	1,620.8
19	23.5	34.5	10.9	2,816.5	427.5	—	北北東	東南東	1,759.4
20	23.4	33.8	10.7	1,621.0	138.5	—	北北東	北	1,815.1
21	23.4	34.6	9.3	1,864.5	155.0	—	北	東	1,876.6
22	23.1	33.2	9.1	2,895.5	131.5	—	北北東	北	1,502.7
23	22.9	32.9	8.7	2,122.0	225.0	—	北北東	南南西	1,602.3
24	23.0	33.3	11.6	2,733.0	174.0	—	北北東	西北西	1,538.9
25	23.3	34.8	10.3	2,071.0	204.0	—	北北東	東	1,809.0
26	23.1	33.9	10.6	2,584.5	251.5	—	北北東	南 東	1,760.2



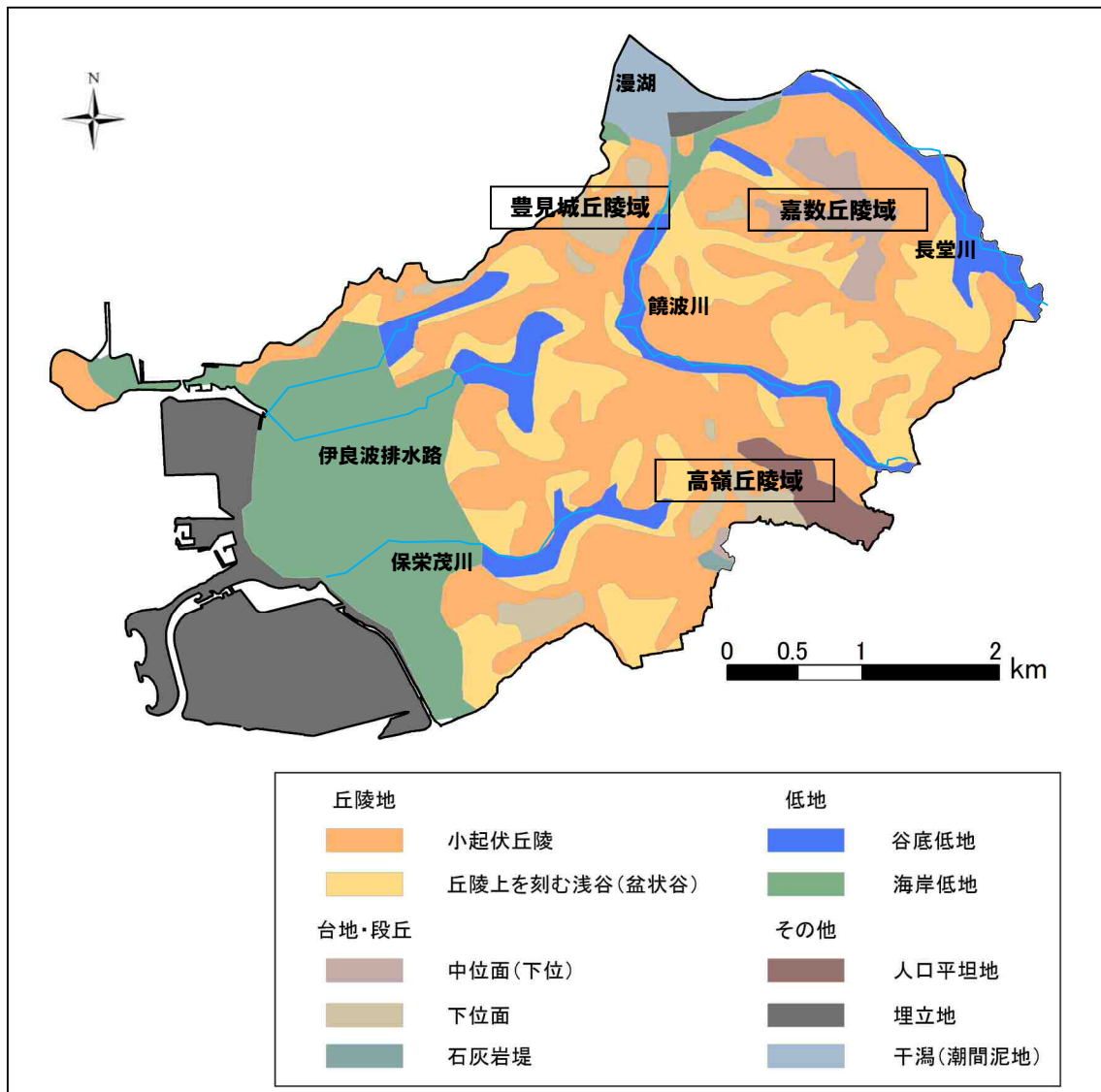
(2) 地形

本市の地形は、緩やかな起伏を持った丘陵地や台地、低地から構成されている。

市の東側は丘陵地が大半を占め、その北側は嘉数丘陵域、豊見城グスク一帯を中心とする豊見城丘陵域、また市内最高の高度を持つ高嶺丘陵域に区分される。これらの丘陵域の緩やかな斜面や台地では住宅地や畑地として開発され、開発されなかった急斜面等に緑が残っている。

これら丘陵地の間を河川が流れ、嘉数丘陵域の北東を長堂川、嘉数丘陵地と高嶺丘陵域、豊見城丘陵域の間を饒波川が流れ、国場川に合流している。また、東シナ海に向けては保栄茂川、伊良波排水路が流れており、糸満市から流れ込む報得川も高嶺丘陵域に端を発している。それぞれの河川の下流には低地がみられ、特に保栄茂川や伊良波排水路の流れる与根一帯は海岸低地が広がっている。海岸は沖合 2～3km まで干瀬に囲まれた遠浅のサンゴ礁(イノ礁池)となっている。

なお、長堂川、饒波川及び国場川は二級河川に指定されている。

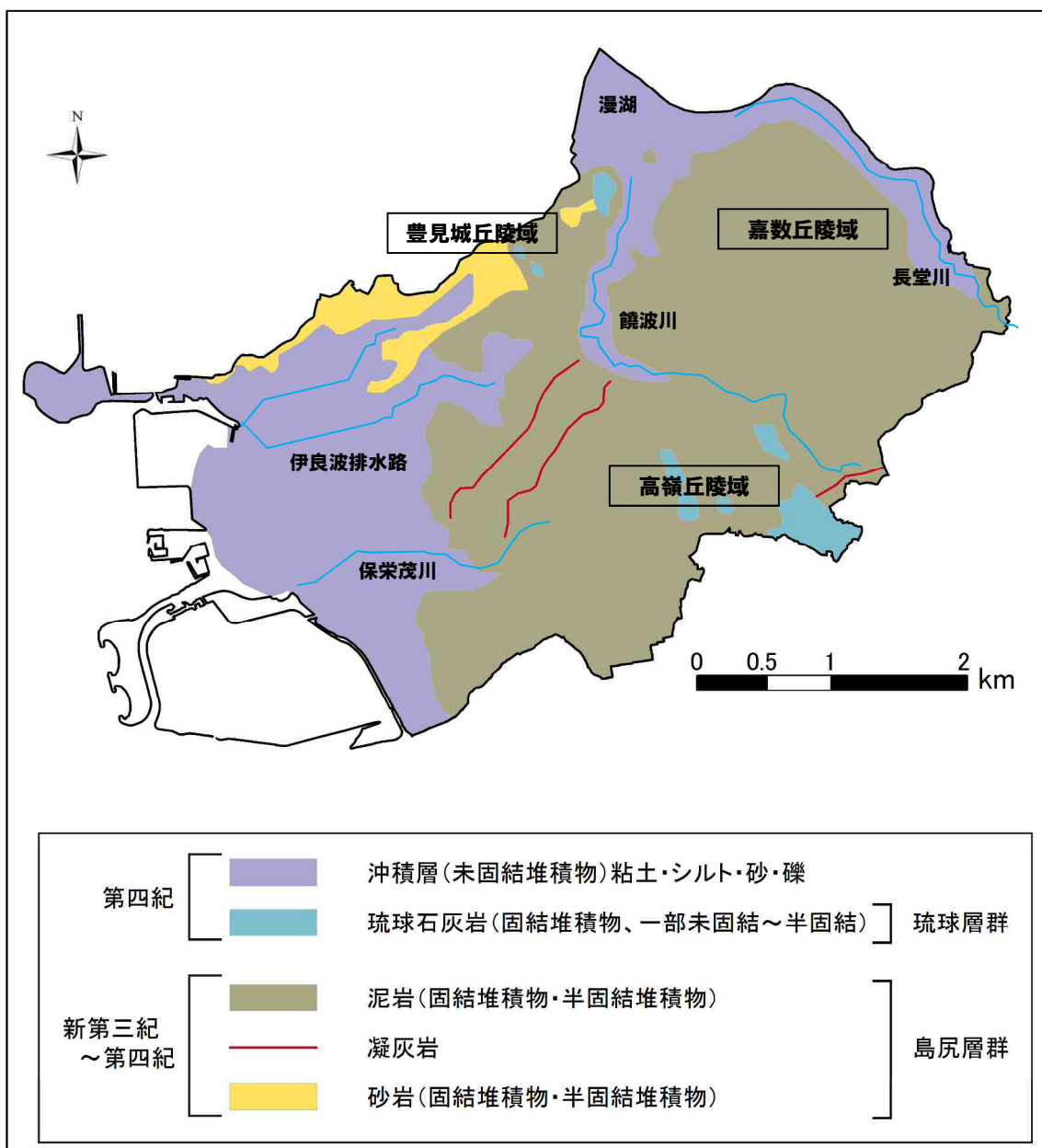


資料:土地分類基本調査図(地形分類図、昭和56年調査)を元に作図(豊崎一帯は埋立地として追加)

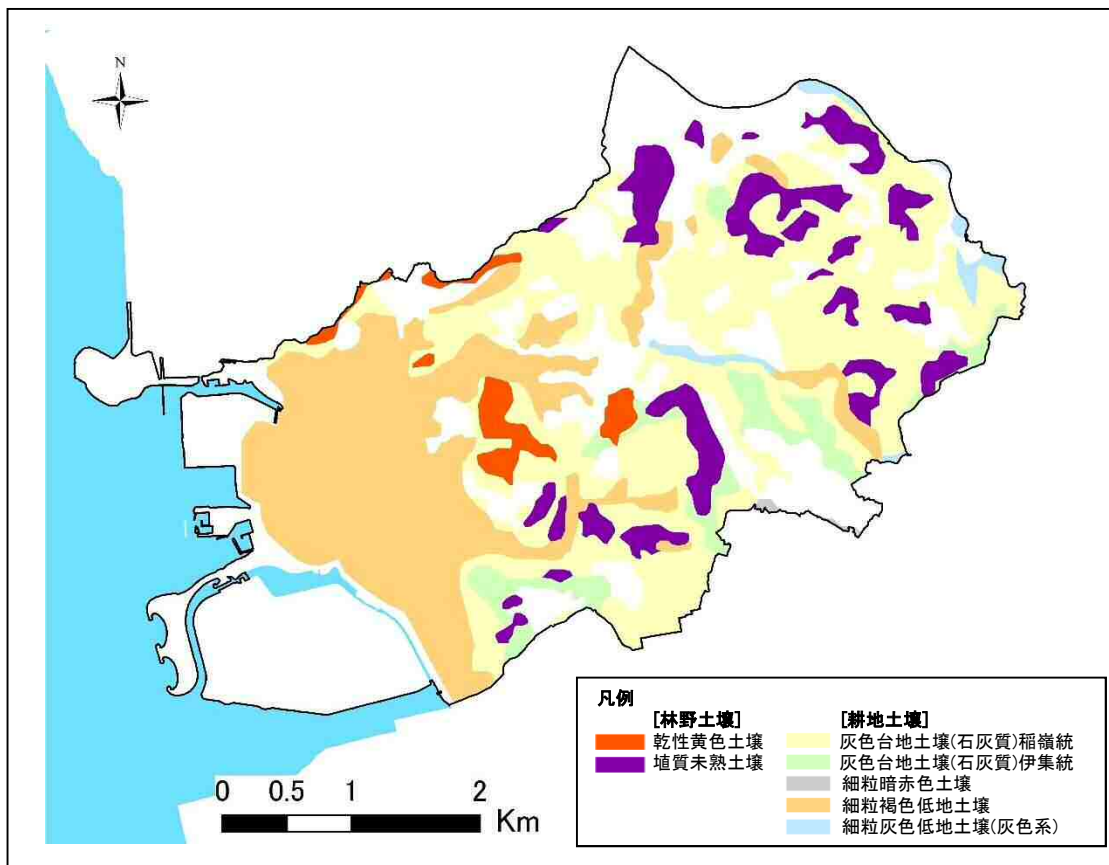
(3) 地質・土壌

地質は、丘陵域のほとんどを本島中南部一帯に広がる島尻層群の泥岩が占め、豊見城団地付近や高嶺丘陵域の一部、豊見城グスク付近に琉球石灰岩が分布している。また、北西部の丘陵域から瀬長島方面にかけて砂岩が広がり、与根の低地一帯や饒波川下流域は沖積層が広がっている。

土壌は、丘陵部では乾性黄色土壌や埴質未熟土壌といった林野土壌が、その他の区域では灰色台地土壌(石灰質)、細粒暗赤色土壌、細粒褐色低地土壌及び細粒灰色低地土壌といった耕地土壌により構成している。



資料:土地分類基本調査図(表層地質図、昭和56年調査)を元に作図



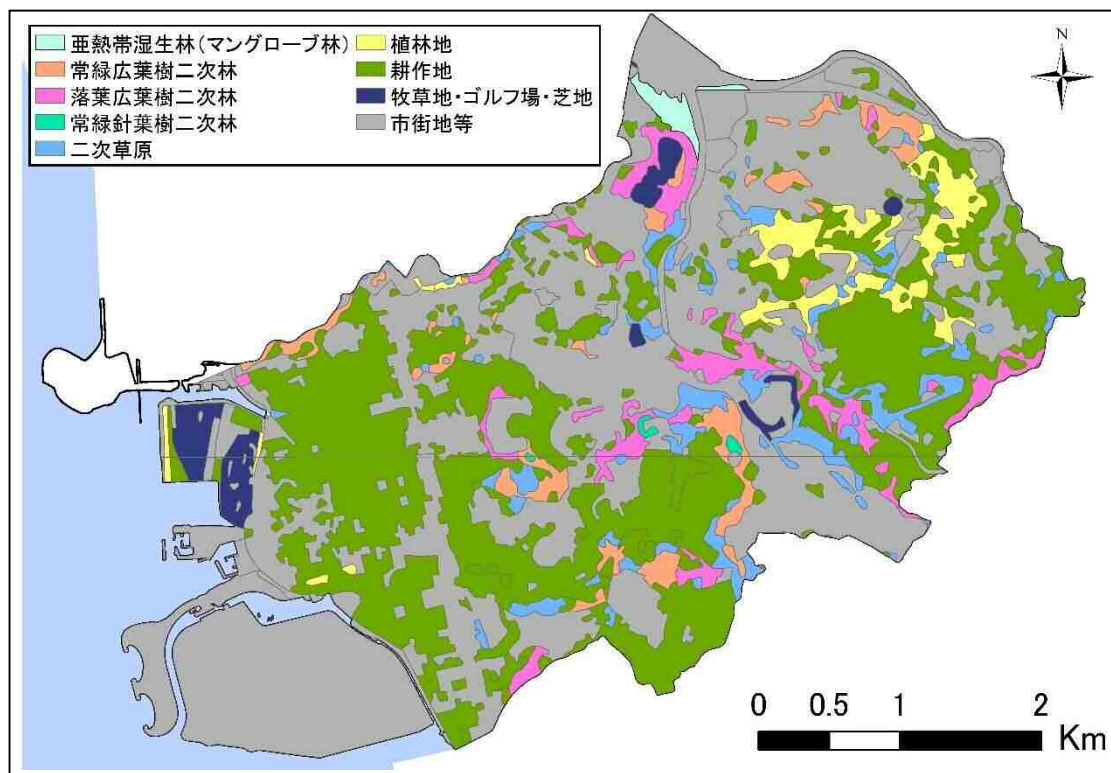
資料:平成 23 年都市計画基礎調査 地質・土壤調査図(土壤図)を元に作図

(4) 植生

本市の植生は、2001年に調査された植生調査によると、行政区域の約半分を植生が占めている。この植生のうち約7割が耕作地で、その他のほとんどを丘陵や傾斜地に形成する二次林、二次草原が占めている。自然性の高い植生としてマングローブ林が漫湖に残り、貴重な存在となっている。

区 分	面積 (ha)	
亜熱帯湿生林(マングローブ林)	9.5	0.5%
常緑広葉樹二次林	57.9	3.1%
落葉広葉樹二次林	71.0	3.8%
常緑針葉樹二次林	2.4	0.1%
二次草原	82.4	4.4%
亜熱帯低木群落	0.6	0.0%
植林地	62.6	3.3%
耕作地	626.9	33.3%
牧草地・ゴルフ場・芝地	40.4	2.1%
市街地等	930.7	49.4%
合 計	1884.3	100.0%

※面積は植生調査による図面データを用い集計した。



資料: 自然環境保全基礎調査 植生調査(調査年次 2001年)

(5) 土地自然特徴

① 生物植生の場

本市に生息する動物相の代表は鳥類であり、饒波川や漫湖の干潟(ラムサール条約登録湿地)、瀬長～与根海岸の干潟、河口の遊水池など野鳥の飛来する水辺の環境が存在する。主に沖縄で冬を越す“冬鳥”が観察され、これまでの調査等で貴重種の指定を受けているコサギ、ミフウズラ、シロチドリ、コアジサシ等が確認されている。分布範囲も広く海岸、湿地帯を中心に一部は河川沿いに内陸部へと及ぶ。これらの鳥類は干潟の底性生物等を餌としており、底性生物は干潟に流入する有機物やマングローブの落ち葉等を栄養源とするといった食物連鎖が観察されている。また、まとまった森林がある斜面緑地等では森林性の鳥類が観察されている。本市では森林の規模が小さいため、生態系の規模もこれに伴ったものとなっている。

また、瀬長島から那覇市の大嶺海岸一帯は広大なサンゴ礁分布域となっており、サンゴ礁が多様な生物相を育み、生物相豊かな生態系を作り出している。

生物生態系のまとまりは、これらのサンゴ礁・湿地・河川沿いの水辺生態系と、これを囲む畑地、樹林地一帯の疎林・草地生態系によって構成されている。

② 郷土の資源

豊見城市内における郷土資源として、遺跡、古墳群、御嶽、殿、井泉の分布の状況を見る。これらの郷土資源は、人々の生活とそれを取り巻く環境を知る上で重要な要素となる。市内には 71 箇所の遺跡が確認されており、それらの資源は地形の制約上だけでなく、地域住民の聖域や拠り所として大切にされ、それらを取り巻く緑の環境も比較的 naturally 近い状態に保たれている。部落の背後の丘陵上や部落内で一番高い場所にあつて、こもり茂った森林が成立している場合が多く、周りのサウキビ畑や野菜畑から区別でき、景観上も背景やランドマークとなっている。

また、遺跡や古墳をはじめ、郷土資源は集落の成立に密接に関わっており、人々の生活を取り巻く環境として先史時代より継承されてきたと考えられる。しかし、去る大戦による被害と、戦後の急速な開発と都市化の傾向により、集落とそれを取り巻く環境とのつながりやまとまりが希薄になる傾向がみられるようになっている。

市内の主な御嶽の植生

名称	立地	構成樹種
根差部の御嶽	部落北側の丘陵上 泥岩上の琉球石灰岩	石灰岩の露出する部分では、リュウキュウマツや、ガジュマル、アコウ、ヤブニッケイが出現し、泥岩の平地はハマシビワ、ホルトギ、タノキ等で構成されている。
饒波の御嶽	部落北側斜面上部	アカギの大木が 30 本近く育成し、その他アコウ、ヤブニッケイや、植林されたモクマオウ、テイゴが茂っている。御嶽林の西側にはホウライチクやハマシビワの優占する群落が発達している。
渡嘉敷の御嶽	部落北斜面上部	ヤブニッケイ、ホルトギ、ハマシビワなどが優占する群落、ホウライチク林、リュウキュウマツ林等
豊見城城址	部落東方の琉球石灰台地上東と北は泥岩が露出する急峻な断崖、西側は緩傾斜地	公園内はテイゴ、ガジュマル、クロトシ、サンタンカ、ハビスカス、ヒヤシンス等が栽培されている。東側断崖面はヤブニッケイ群落、オオハギ群落、キンネム群落、ススキ群落が自生している。
平良城址	部落西側の丘陵上(村内の最高地点 108.9mを含む)	ハマシビワ、ヤブニッケイが優占する石灰岩地植生が発達している。
保栄茂城址	部落北側の丘陵上で、屹立した琉球石灰岩	ヤブニッケイ、ハマシビワの優占する群落が発達している。部落近くではソウジュ林やモクマオウ林が成立している。
長嶺城址	字嘉敷の南東にある丘陵で、頂上部に石灰岩の大岩がある。	クバが十数本生えているなど特徴的である。数力所の拝所が存在する。

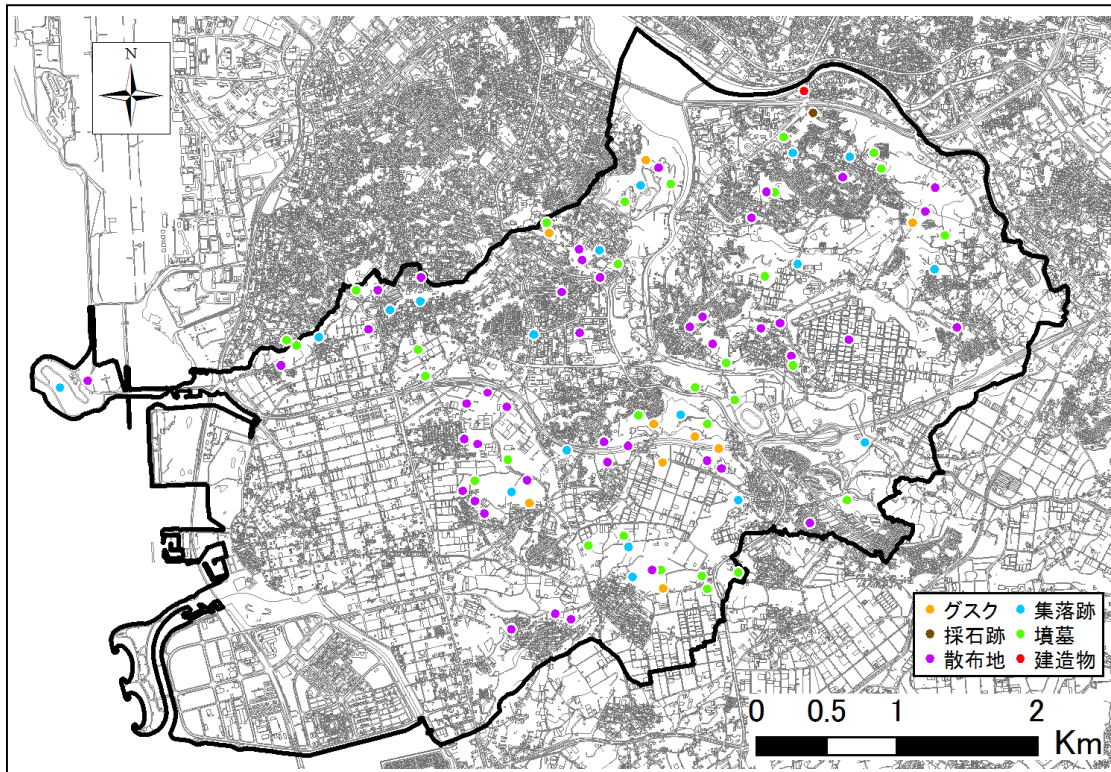
資料: 沖縄社寺・御嶽林調査報告書Ⅱ(1979年 沖縄県教育委員会)等による

文化財

区分	箇所数	地点
埋蔵文化財 包蔵地	グスク	9 瀬長グスク、平良グスク、デーグスク、渡嘉敷グスク、渡橋名グスク、豊見城グスク、長嶺グスク、保栄茂グスク、ユダマグスク
	採石跡	1 渡嘉敷後原石切り場跡
	散布地	43 伊良波先祖原遺物散布地、伊良波西遺跡、伊良波東遺跡、イランドーバル、上田原遺物散布地、翁長原遺物散布地、嘉数原遺物散布地、嘉数前原遺物散布地、我那覇後原遺物散布地、宜保後原遺物散布地、金良原遺物散布地、根差部グスクヌチチ遺跡、座安若知花原遺物散布地、瀬長舟無原遺物散布地、平良赤幸原遺物散布地、田頭東原遺物散布地、高嶺遺物散布地、高安後原遺物散布地、渡嘉敷東原グスク系土器採集地、渡橋名後原遺物散布地、豊見城原遺物散布地、豊見城火番原遺物散布地、名嘉地原遺物散布地、長堂原遺物散布地、長堂山垣原遺物散布地、鏡波後原遺物散布地、鏡波力ニマン御嶽遺跡、鏡波原遺物散布地、鏡波東原遺物散布地、保栄茂後原遺物散布地、保栄茂原遺物散布地、溝原大嶺原遺物散布地、上田原古島遺跡、我那覇古島遺跡、宜保古島遺跡、根差部古島遺跡、座安古島遺跡、瀬長古島遺跡、平良古島遺跡、田頭古島遺跡、高嶺古島遺跡、高安古島遺跡、渡嘉敷古島遺跡、豊見城古島遺跡、名嘉地古島遺跡、長堂古島遺跡、保栄茂古島遺跡、真玉橋古島遺跡
	集落跡	18 上田原古島遺跡、我那覇古島遺跡、宜保古島遺跡、根差部古島遺跡、座安古島遺跡、瀬長古島遺跡、平良古島遺跡、田頭古島遺跡、高嶺古島遺跡、高安古島遺跡、渡嘉敷古島遺跡、豊見城古島遺跡、名嘉地古島遺跡、長堂古島遺跡、保栄茂古島遺跡、真玉橋古島遺跡
	墳墓	30 伊良波先祖原古墓群、嘉数後原古墓群、我那覇佐真下原古墓群、根差部後原古墓群、座安若知花原古墓群、平良赤幸原古墓群、平良西原古墓群、田頭・瀬長北側古墓群、高嶺溝原古墓群、高安後原古墓群、高安原古墓群、高安前原古墓群、渡嘉敷後原古墓群、豊見城勢理客原古墓群、豊見城西原古墓群、豊見城東原古墓群、豊見城火番原古墓群、名嘉地後原古墓群、名嘉地屋無垣原古墓群、長堂山垣原古墓群、鏡波原古墓群、保栄茂牛川原古墓群、保栄茂城の下原古墓群、保栄茂平志原古墓群、保栄茂船後原古墓群、保栄茂前番又上原古墓群、保栄茂山羊原古墓群、真玉橋西原古墓群、真玉橋前原古墓群
市指定 有形文化財	建造物	1 真玉橋遺構

地点欄は、類似する名称はまとめて表示している。

資料：平成23年都市計画基礎調査



1.2 社会的条件

(1) 市街地及び人口

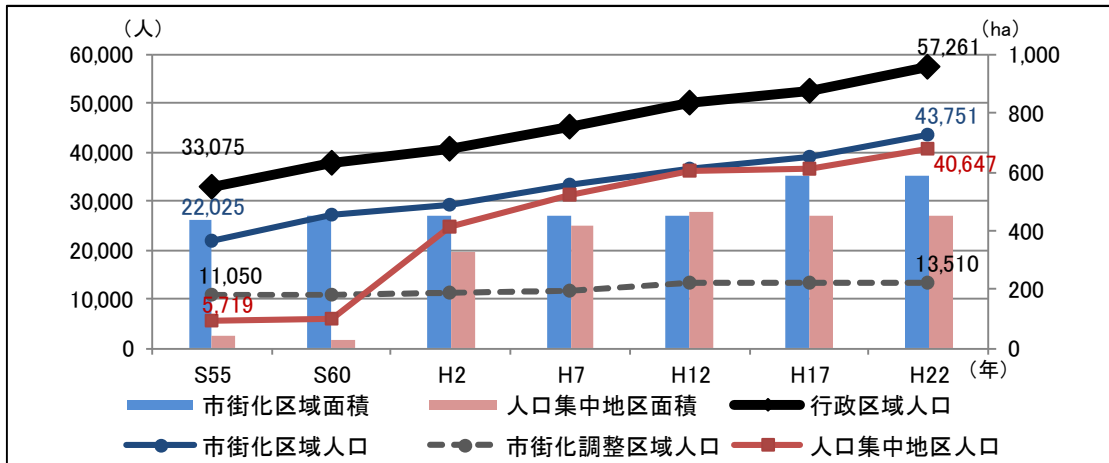
本市の人口は、戦前は9,500人前後で推移していたが、戦後は増加の一途をたどり、昭和45年～50年の宅地開発の活発化や第二次ベビーブームなどによる急激な増加を経てその後も伸び続け、平成22年には57,261人となっている。

こうした人口の増加は市街化区域において顕著にみられ、昭和55年から平成22年にかけては2倍近くに増加し、平成22年は43,751人と行政区域人口の76.4%を占めている。

市街地の変遷として人口集中地区※の推移をみると、人口が急激に増えはじめ昭和55年に発生した人口集中地区の面積は40haであったが、その後、豊見城や宜保、嘉数、根差部などでの開発が相次ぎ、平成12年の466haにまで増加し続けており、その後は若干縮小し平成22年は452haとなっている。

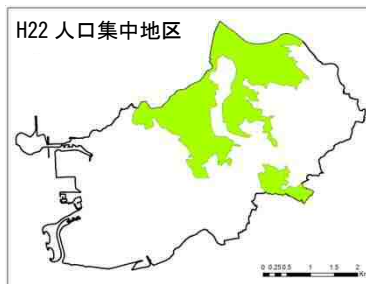
次に人口集中地区の人口密度をみると、昭和60年の204人/haをピークに、平成7年の74人/haにまで減少するものの、その後は増え続け平成22年は90人/haとなっている。

※人口集中地区：人口密度が1k㎡当たり4,000人以上の基本単位区等が隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区



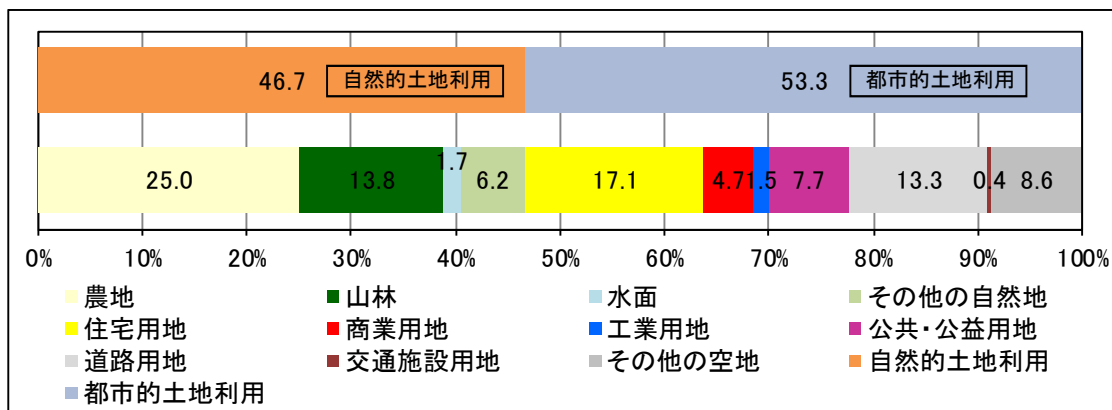
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
行政区域人口(人)	33,075	37,965	40,777	45,253	50,198	52,516	57,261
市街化区域人口(人)	22,025	27,231	29,393	33,519	36,749	39,187	43,751
市街化調整区域人口(人)	11,050	10,734	11,384	11,734	13,449	13,329	13,510
人口集中地区人口(人)	5,719	6,130	24,646	31,286	36,138	36,548	40,647
市街化区域面積(ha)	438	448	448	448	448	589	589
人口集中地区面積(ha)	40	30	330	420	466	454	452
人口集中地区人口密度(人/ha)	143	204	75	74	78	81	90

資料：平成23年都市計画基礎調査

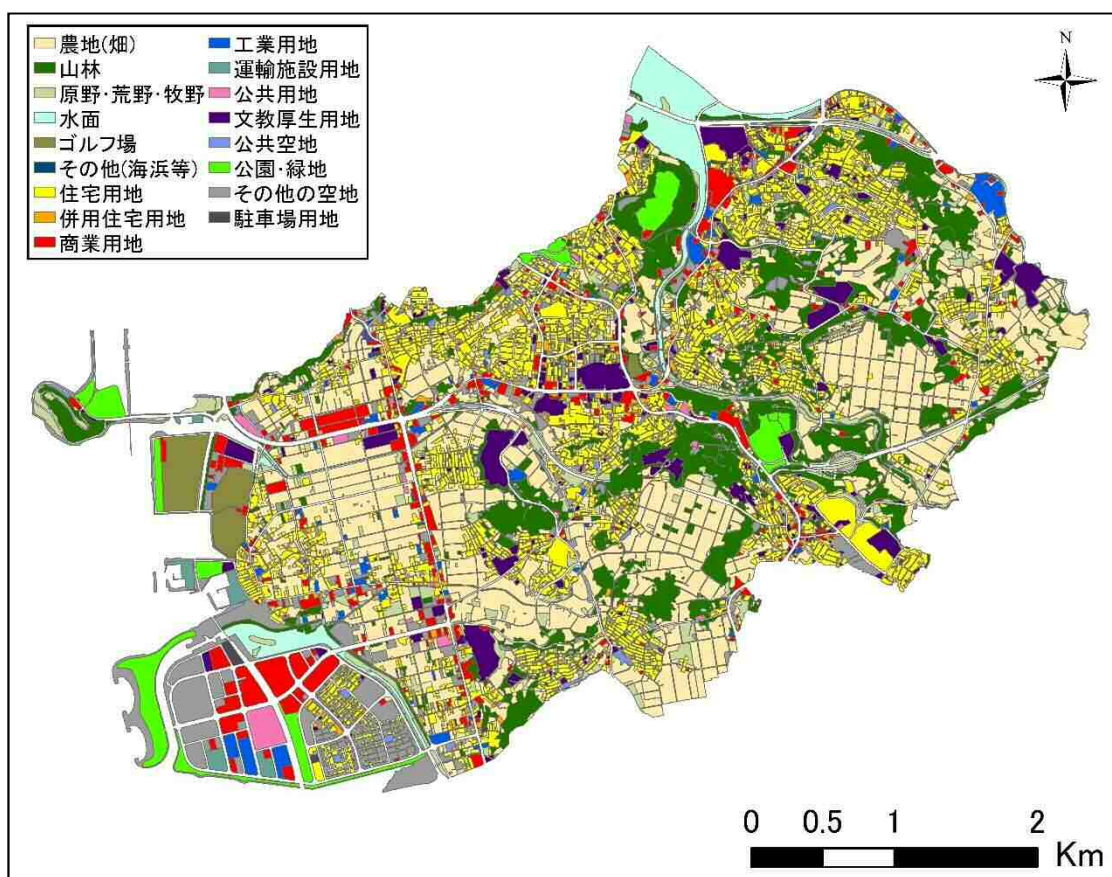


(2) 土地利用

本市の土地利用を平成 23 年都市計画基礎調査よりみると、都市的土地利用が 53.3%、自然的土地利用が 46.7%となっている。自然的土地利用では、農地が最も多く全体の 25.0%を占め、次いで山林が 13.8%となり、これらを合わせて約4割を占める。



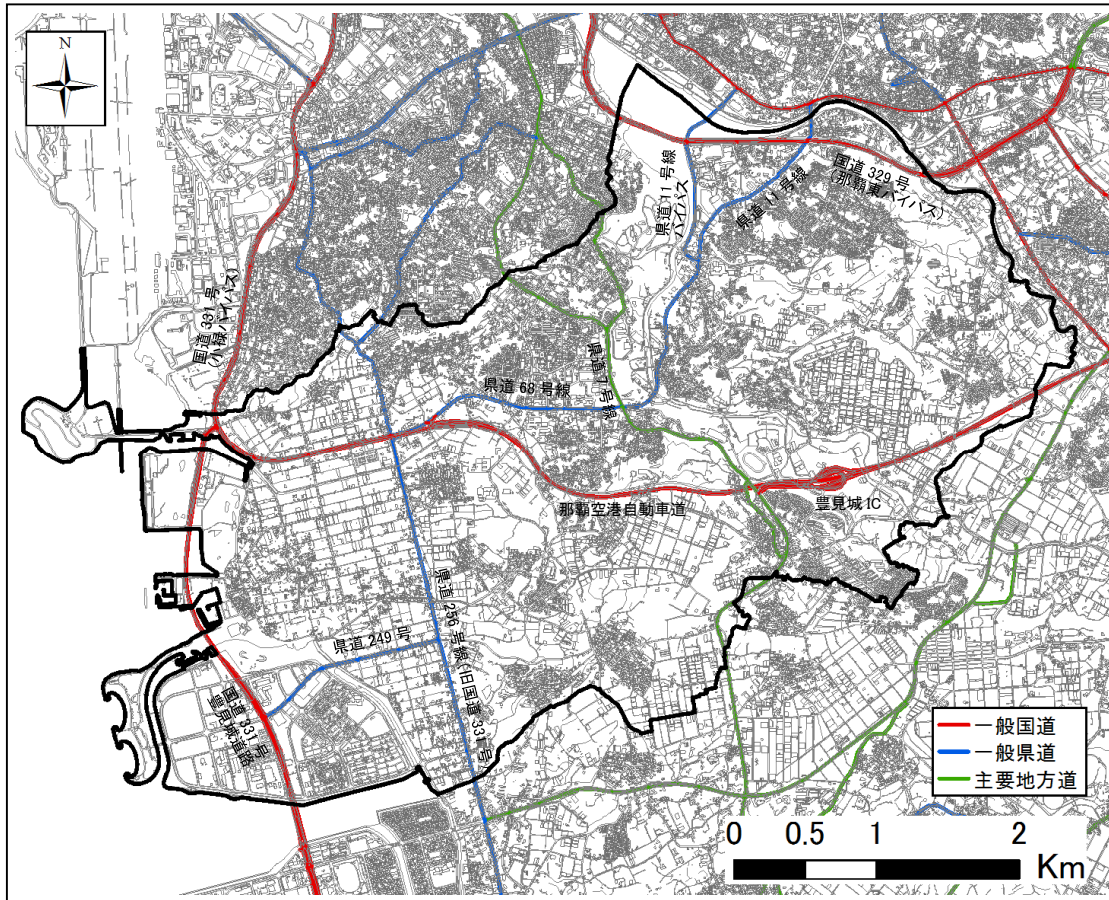
資料:平成 23 年都市計画基礎調査 土地利用現況表



資料:平成 23 年都市計画基礎調査 土地利用現況図

(3) 都市施設（道路）

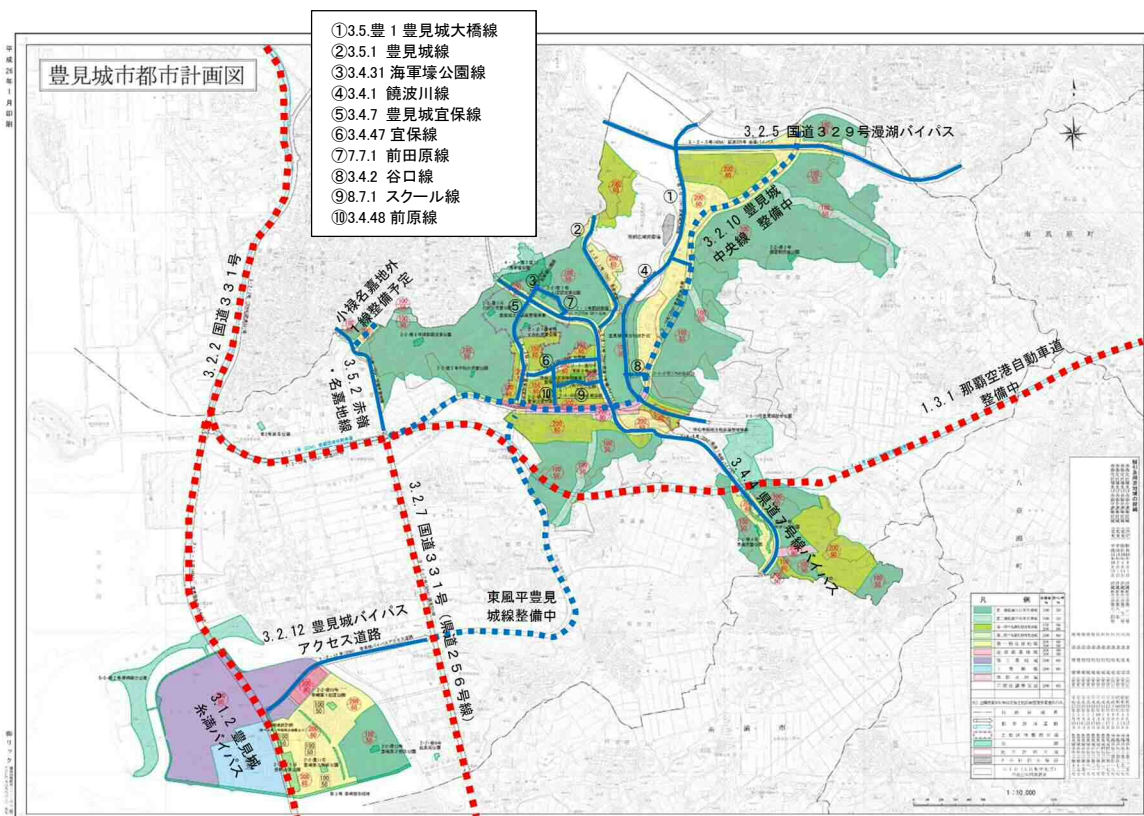
本市の主要な道路は、国道 331 号(豊見城道路)、国道 331 号(小禄バイパス)、那覇空港自動車道、国道 329 号(那覇東バイパス)、県道 7 号線、県道 11 号線、県道 11 号線バイパス、県道 68 号線、県道 256 号線(旧国道 331 号)が広域幹線道路網を形成している。那覇市と南部地域を結ぶ重要な路線で、交通量の増大に対応し拡幅工事やバイパスの建設が行われ、現在は豊見城 IC と那覇空港を結ぶ高規格道路の建設が行われている。



都市計画道路の決定状況

都市施設名称	延長(m)	幅員(m)	決定年月日(最終変更)
1.3.1 那覇空港自動車道	11,840	22	H2.7.17
3.1.2 豊見城糸満バイパス	7,450	40	H10.6.26
3.2.2 国道331号小禄バイパス	1,400	30	S58.5.2
3.2.5 国道329号漫湖バイパス	2,300	40	S59.12.25
3.2.7 国道331号(県道256号線)	2,410	30	S59.8.14
3.2.10 豊見城中央線	4,330	30	H2.7.17(H23.3.1)
3.2.12 豊見城バイパスアクセス道路	1,350	30	H10.6.26
3.4.1 饒波川線	1,700	16	H6.3.22(H23.3.1)
3.4.2 谷口線	110	17	H6.3.22(H23.3.1)
3.4.4 県道7号線バイパス	4,410	20	S57.8.19(H4.8.21)
3.4.7 豊見城宜保線	810	16	S58.10.31
3.4.31 海軍壕公園線	120	16	S63.9.9
3.4.47 宜保線	550	16	H4.8.21
3.4.48 前原線	270	16	H4.8.21
3.5.1 豊見城線	920	13	S57.8.19
3.5.2 赤嶺・名嘉地線	840	13	S58.5.2
3.5.豊1 豊見城大橋線	1,150	12	S60.1.8(H6.3.22)
7.7.1 前田原線	310	6	H1.3.27
8.7.1 スクール線	320	6	H4.9.2

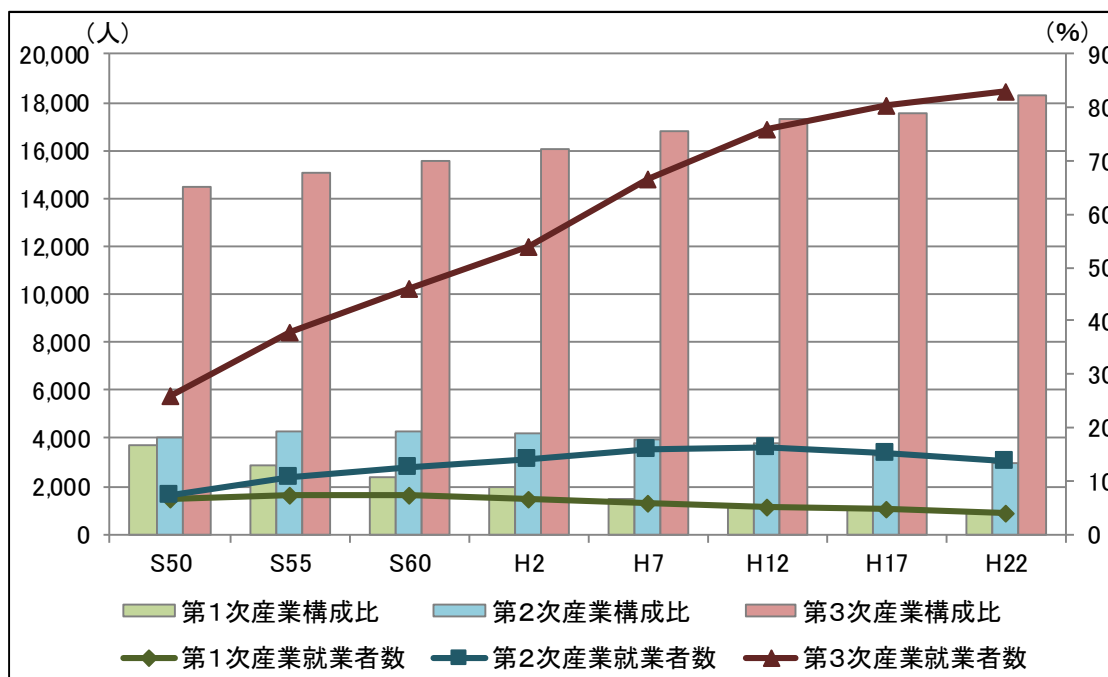
資料:平成 23 年都市計画基礎調査



(4) 産業

本市の就業者数は、人口の増加と同様に増加しており平成 22 年は 24,666 人となっている。

産業大分類別の就業者数の昭和 50 年からの推移をみると、第一次産業は漸減状態、第二次産業は平成 12 年までの増加後は減少傾向であるのに対し、第三次産業は増加し続け、就業者数全体の 82.5%を占めるまでに至っている。



	S50		S55		S60		H2		H7		H12		H17		H22	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
第1次	1,500	16.9	1,610	12.9	1,600	10.9	1,451	8.7	1,304	6.6	1,150	5.3	1,072	4.8	912	4.1
第2次	1,603	18.0	2,382	19.1	2,812	19.1	3,157	19.0	3,505	17.9	3,658	16.9	3,377	15.1	3,003	13.4
第3次	5,799	65.1	8,456	67.9	10,284	70.0	12,035	72.3	14,804	75.5	16,859	77.8	17,892	80.1	18,439	82.5
分類不能	71	-	12	-	49	-	14	-	14	-	164	-	313	-	2,312	-
合計	8,973	100.0	12,460	100.0	14,745	100.0	16,657	100.0	19,627	100.0	21,831	100.0	22,654	100.0	24,666	100.0

構成比は分類不能の産業を除く

資料: 国勢調査

1.3 上位・関連計画

上位・関連計画における、みどりに関する位置づけや関連する内容を整理する。

(1) 第4次豊見城市総合計画 H23.3 策定

「ひと・そら・みどりがつなぐ響(とよ)むまち とみぐすく」の実現にむけて平成 32 年度を目標とした計画であり、将来目標人口、都市形成の方向性について以下のように示している。

■将来目標人口

おおむね70,000人

■都市形成の方向性

➤ 将来都市構造の方針 ～広域連携拠点形成に向けて～

◇多機能都市構造の形成（略）

◇総合的な交通ネットワークの形成（略）

◇生活環境(アメニティ)都市の形成

尾根沿いの斜面緑地や河川は、本市の環境軸を形成する重要な骨格であることから保全を図るとともに、市民が身近な場所で自然の豊かさを感じられる空間として整備・活用を検討する。

豊見城総合公園や豊崎海浜公園などと連携した緑のネットワークを創出し、将来にわたって都市と自然のバランスのとれた生活環境(アメニティ)都市の形成を目指す。

➤ 土地利用の方針 ～均衡ある発展に向けて～

◇自然的土地利用の方針

豊見城城址やラムサール条約登録湿地の漫湖を含めた饒波川流域沿いは、人と自然が共生できる環境づくりに努めるとともに、歩くことを楽しめる空間としての水辺環境を創出し、また城址の復元も視野に歴史・文化、環境学習等のシンボリックゾーンとして、国や県との連携・協力の下で整備・活用を目指す。

瀬長島は、那覇市郊外で数少ない自然の海辺環境であることや豊見城発祥の地という伝承・伝統などの豊富な地域資源、さらには空港に隣接するという立地特性を最大限活用した整備・開発・保全に努める。

旧集落にある御嶽(うたき)やクサティ森など、市民の暮らしと密接に関わってきた集落環境は、郷土の精神的風土を培ってきた地域資源として保全・再生に努める。

◇都市的土地利用の方針（略）

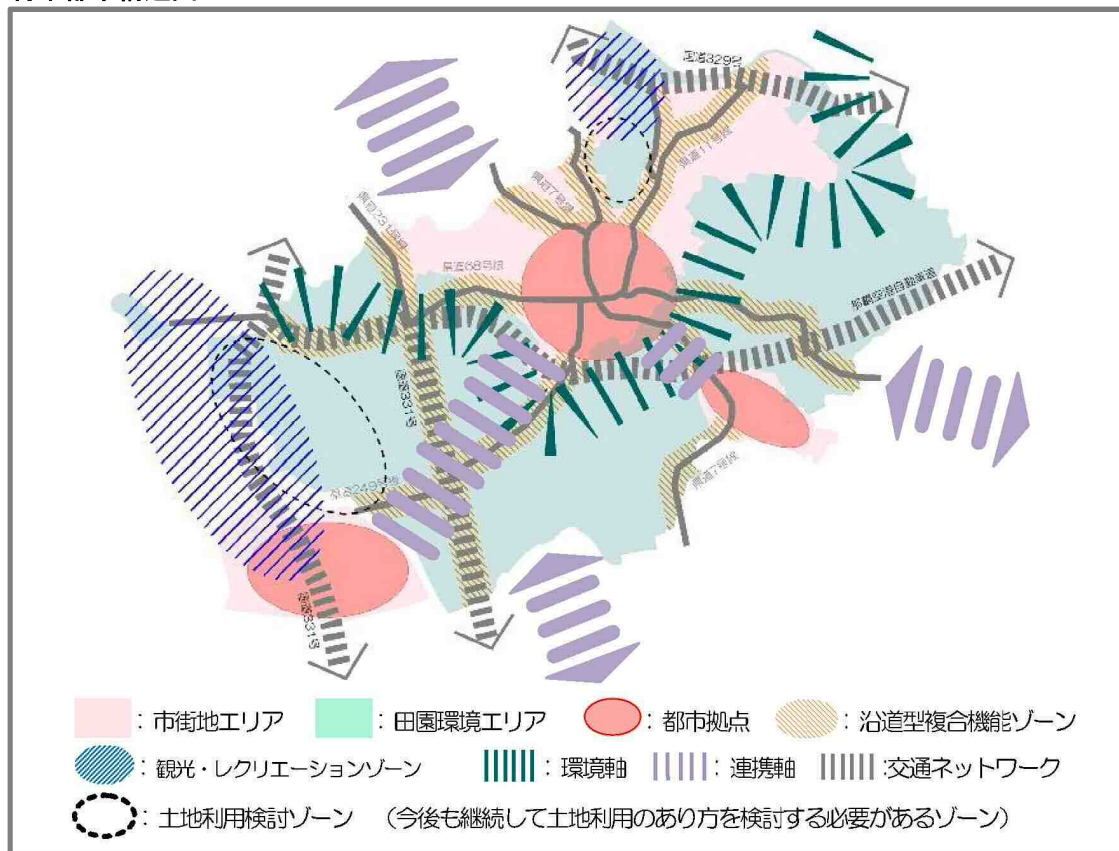
◇農業的土地利用の方針

農業は、本市の文化・風土の基盤であることから、農業を都市の魅力を高める多様な都市機能の一つとして捉え、農村と都市住民の交流の促進や農村部の自然環境と都市部の利便性とのバランスのとれた都市と農村の共生を目指す。

農用地区域などの優良農地の保全と農業基盤の整備に努め、都市近郊型農業や施設園芸型農業の振興を図る。

耕作放棄地などの低・未利用地については、農地の流動化に努めるとともに、広域的な視点での土地の高度有効利用を図る。

将来都市構造図



(2) 都市計画マスタープラン[第2版] H29.3 策定

平成 38 年を目標とした都市づくりの基本方向を定めた計画であり、将来像の実現にむけての将来都市構造、水や緑に関する事項を以下のように示している。

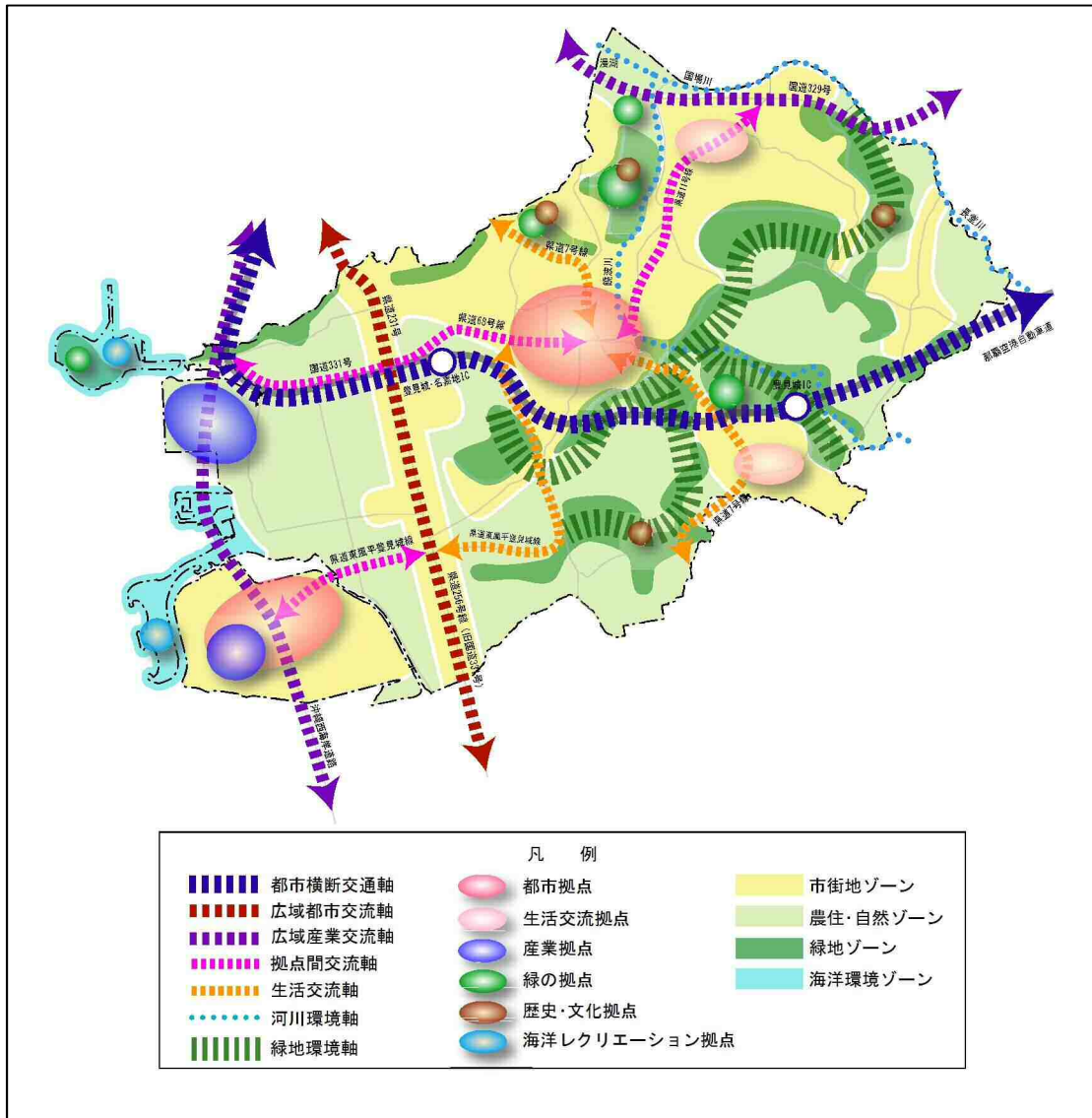
■将来像

テーマ : ひと・まち・みどりが調和する誰もが暮らしやすい都市

視点ごとの目標

- ① まちの顔 : 魅力的なまちの顔の創出
- ② 居住 : 便利で快適な住宅地の形成
- ③ 交流 : 交流・連携の促進によるにぎわいの創出
- ④ 働く場 : 雇用と活力を生み出す産業の振興
- ⑤ 社会情勢 : 都市とみどりが調和する環境にやさしい都市の構築
- ⑥ プラス1 : 協働・参画による地域のまちづくりの推進

将来都市構造図



将来都市構造(主に緑に関する項目のみを抜粋)

	名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
軸	⑥河川環境軸 …特徴的な自然環境、潤いのある都市環境を支える河川など	・国場川・饒波川 ・長堂川・漫湖
	⑦緑地環境軸 …都市における緑の背景としての良好な景観や歴史・文化的資源の価値を支える緑地	・丘陵地・斜面緑地
拠点	④緑の拠点 …良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場	・瀬長島・漫湖・豊見城総合公園 ・豊見城城址・海軍壕公園
	⑤歴史・文化拠点 …歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場	・豊見城城址一帯・海軍壕公園 ・保栄茂グスク一帯 ・長嶺グスク一帯
	⑥海洋レクリエーション拠点 …美しいサンゴ礁景観を守りつつ、海の環境を活かした観光・交流活動の活性化を担う場	・瀬長島 ・豊崎海浜公園
ゾーン	①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業・流通業務地としての働きやすい環境などを備えた日常生活・都市活動を支える地域	・現在の市街化区域を中心とした地域
	②農住・自然ゾーン …集落と農地が共生し、良好な住環境や生産環境、景観などを支える地域	・現在の市街化調整区域を中心とした地域
	③緑地環境ゾーン …森林の保全、管理された緑地空間として維持・保全を図る地域	・丘陵地・斜面緑地 ・豊見城総合公園・豊見城城址 ・海軍壕公園
	④海洋環境ゾーン …観光資源としての活用や漁村の営みに配慮しつつ、サンゴ礁の特徴的な環境・景観の保全を図る地域	・瀬長島・与根漁港 ・豊崎海浜公園

■分野別方針（主に緑に関する項目のみを抜粋）

◆市街地・拠点に関する方針

【整備・誘導の方針】

《市街地環境の充実》

①計画的な市街地整備

市街地においては、道路などの整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導など、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努める。

特に、中心市街地の北部など、まとまった低未利用地が残存する箇所では、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、地域の意向を踏まえつつ、優先的・計画的に取り組む。

《多様な拠点形成》

①都市拠点の整備

「都市拠点」として位置づけられる中心市街地周辺などでは、土地区画整理事業のほか、都市計画道路や都市公園などの整備との連携も考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積などを進めるにふさわしい良好な市街地の形成を図る。

特に、本市の核として魅力ある中心市街地周辺では、商業・業務施設の誘導や、新庁舎をはじめ、文化施設や交流・集会施設などの公共公益施設の集積により、中核地としての機能強化を図る。さらに、駐車場や公共交通の充実に努め、交通利便性の向上を図るとともに、豊崎などの各拠点と連携強化・機能分担することで、交流の活性化、賑わいの創出を図る。また、饒波川を活用した親水性の高い公園整備について検討を行い、水と緑に囲まれた潤いのある市街地形成を行う。

豊崎は広域的な商業・業務機能の集積地として、都市拠点としての機能強化に寄与することを基本に、未利用地の有効活用を図る。

《集落環境の充実》

①集落生活基盤の整備

御嶽やカー、赤瓦、生垣・石垣などの良好な環境資源や昔ながらの住宅地形態が残されている集落地においては、公園などの整備による環境資源の保全を図るとともに、伝統的な住宅形態の継承を促し集落環境及び景観の維持・保全に努める。また、集落内の幅員の狭い道路については、生活空間として歩行者優先の道路整備を行うとともに、災害時に防災活動が可能な道路網の整備を推進する。このため、農村総合整備事業などの事業導入を図り基盤整備を推進するとともに、地区計画や建築協定の導入を促し旧集落らしい趣のある住環境の保全に努める。

◆水・緑に関する方針

〔基本方針〕

◇水と緑に囲まれた都市環境を守り育てる

- ・水と緑に囲まれた本市の自然豊かな都市環境を維持するため、河川や海岸線を本市の「水の骨格」に、斜面緑地などのまとまった緑地や田園環境を「緑の骨格」に位置づけ、維持・保全を図る。
- ・グスクの緑地や水辺を、住民や来訪者が、身近に自然資源の豊かさを享受できる公園や観光地として、自然環境の保全に配慮しながら、整備を進める。

〔整備・誘導の方針〕

《水と緑の骨格形成》

①河川と海岸線の保全

本市の市界のうち、東側は漫湖と国場川及び長堂川で、西側は東シナ海に面する海岸線で構成されており、また、饒波川が市域東部内陸部の丘陵地に沿い、中心市街地の東部を通過して国場川へと合流している。

これらの河川の水辺環境を、潤いある都市生活を支える「河川環境軸」として、身近な水辺環境の保全および公園・緑地・観光関連施設などの整備を図り活用に努める。また、海岸線については、自然海岸線や美しいサンゴ礁の礁池（イノー）を持つ瀬長島や、与根漁港及び豊崎の人工海浜を、自然や漁村の営みと観光産業が調和する「海洋環境ゾーン」として保全を図る。

②斜面緑地の保全

丘陵地に開発が進められた多くの市街地の周囲には、斜面緑地が縁取るように残っている。これらの斜面緑地を都市の緑の背景となる「緑地環境軸」、及び緑の保全を目指す「緑地環境ゾーン」として、「みどりの基本計画」と整合を図りながら、風致地区指定の検討などにより維持・保全に努め、次世代へ継承する。

③水と緑のネットワークの形成

良好な景観や豊かな生態系、緑豊かな自然環境を保全・創出するため、水や緑で連続する空間づくり(水と緑のネットワークの形成)を進める。

特に、本市では、市街地を流下する饒波川、市街地を囲む斜面緑地などの都市の骨格を成す自然環境を基幹的な水と緑のネットワークの主軸とする。また、地域の緑地、公園、街路樹、民有地の緑なども連携して、全市的な水と緑のネットワークの形成を目指す。

④農業環境の保全

市域西部や南部に広がる農村地帯は、丘陵地麓に点在する集落地と、マンゴーなどの商品作物が多く栽培されている農地が共存し、集落背後の斜面緑地とともに自然豊かな農業環境を形成している。

この農業環境は、良好な住環境や生産環境、景観などを支える「農住・自然ゾーン」として、維持・保全を図る必要があるが、市域西部では開発のポテンシャルが高く、徐々に宅地化が進行している状況がみられる。そのため、市街地の方向性とも調整しながら、農振法に基づく農業振興地域、農用地区域として保全を図る。

《自然資源の活用》

① 拠点的な公園・観光関連施設の整備

豊見城城址及び瀬長グスク、海軍濠公園は本市固有の歴史・文化的資源であるとともに、まとまった丘陵地の緑地が残存しておりランドマークとなっている。これらのまとまった緑地を、市民の憩いの場、レクリエーションの場、歴史学習の場を担う「緑の拠点」として保全・活用し、公園・観光関連施設の整備を推進する。また、長嶺グスクなどのその他の歴史・文化資源周辺においても、今後、保全していくための公園整備などの事業化に向けた検討を行う。

饒波川流域に位置する豊見城総合公園は、スポーツ施設が充実した公園であり、住民が身近に訪れる「緑の拠点」として、適切に管理し充実を図る。

② 身近な公園・緑地の整備

市民が身近に利用できる公園・緑地は、街区公園などの住区基幹公園については、各誘致圏を考慮した適正配置を検討しながら充実を図る。都市基幹公園も含めた都市公園については、今後も計画的に整備を推進する。

これらの身近な公園整備については、計画段階から地域住民の参画を促進し、利用者の立場に立った公園づくりを行うとともに、地域による維持管理体制の確立を促進する。

③ 水辺環境の整備

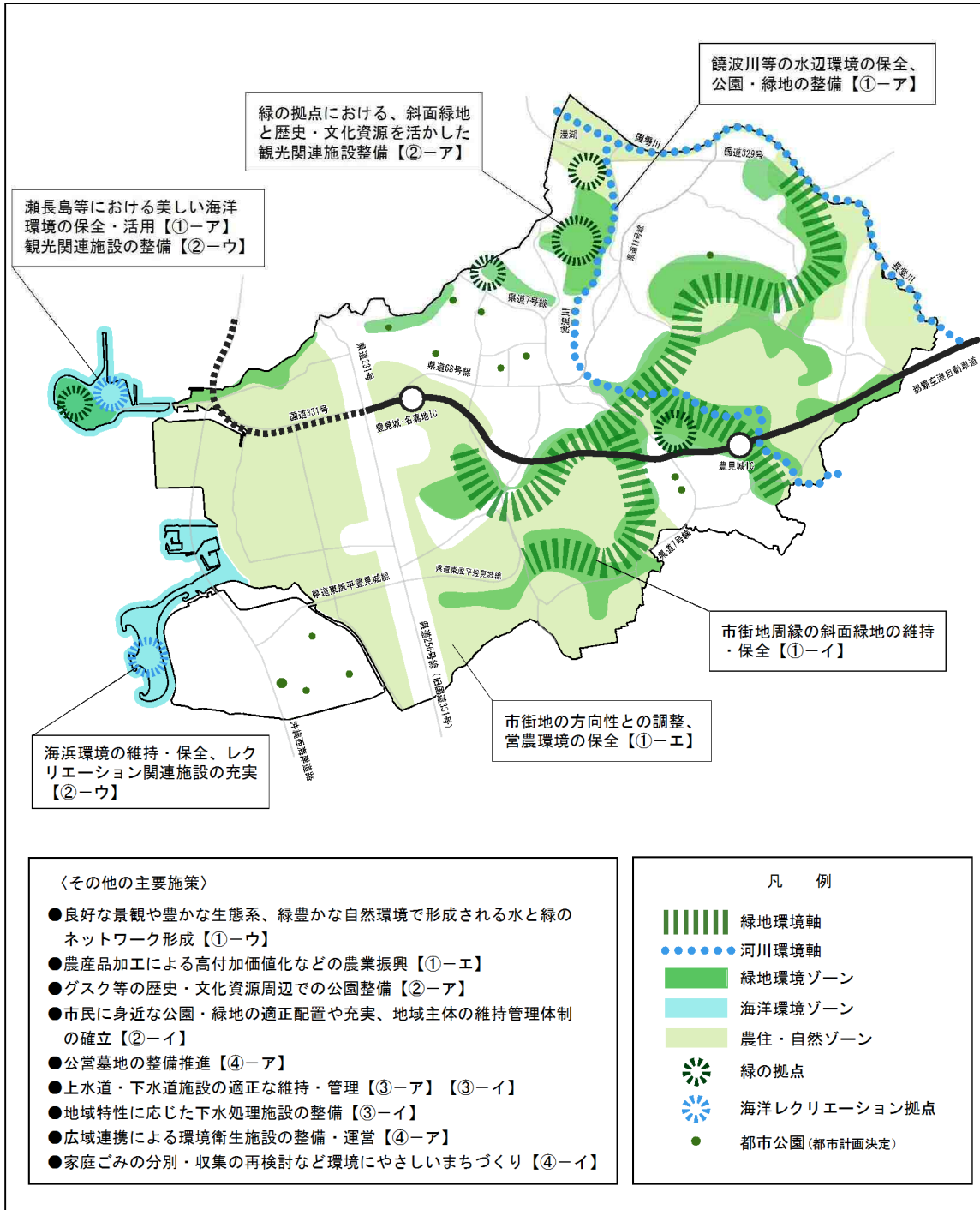
ラムサール条約登録湿地は、水鳥の飛来地であり多様な水辺生物の生息地であることから、良好な水辺環境を活かした住民の憩いの場、環境学習の場を担う「緑の拠点」として、湿地帯の保全に努める。

また、饒波川流域については、流域の下水道整備や保水施策の推進により、水質改善及び水量改善を図るとともに、中心市街地の整備と連携して親水公園などの良好な水辺環境の創出を図る。

那覇市近郊で数少ない自然海岸線を有する瀬長島は、干潮時は干潟が出現するサンゴ礁池に囲まれた豊かな自然を持ち、沖縄本島から自動車や徒歩で渡ることが可能であることから、市域有数の行楽地となっている。水辺環境を活かした環境学習の場である「緑の拠点」、観光・交流の活性化を担う「海洋レクリエーション拠点」として、豊かな海洋資源を保全し、「瀬長島観光拠点整備計画(H25.2)」に基づき、自然と調和する観光関連施設の整備を促進する。

また、豊崎の整備された海浜と、これに連続する総合公園については、海水浴の他、マリナーレジャーや野外音楽など、市民や来訪者へ憩いの場を提供する「海洋レクリエーション拠点」として、海浜環境の維持・保全と、レクリエーション関連施設の充実を図る。

《水・緑に関する方針図》



◆防災に関する方針
[整備・誘導の方針]
《災害に強い都市基盤の整備》

①防災拠点の整備

公共施設は災害時避難所に指定されていることから、老朽化施設については建替えまたは耐震補強によって耐風性、耐震性を高め、自家発電装置や備蓄スペースの確保など、避難所としての機能の充実を図る。

都市公園・緑地については、災害時は市街地の避難スペースとしての役割が求められる。

特に、総合公園である豊見城総合公園は、敷地に隣接する災害時避難所施設と合わせて、防災公園としての機能の整備を進める。

また、市域沿岸で津波の遡上高が最大 7.6m と予測されており、高潮による浸水被害が広範囲に想定されている。そのため、一時的な避難対策として中高層の民間施設の活用などによる津波避難ビルの指定を推進し、津波災害の減災を図る。

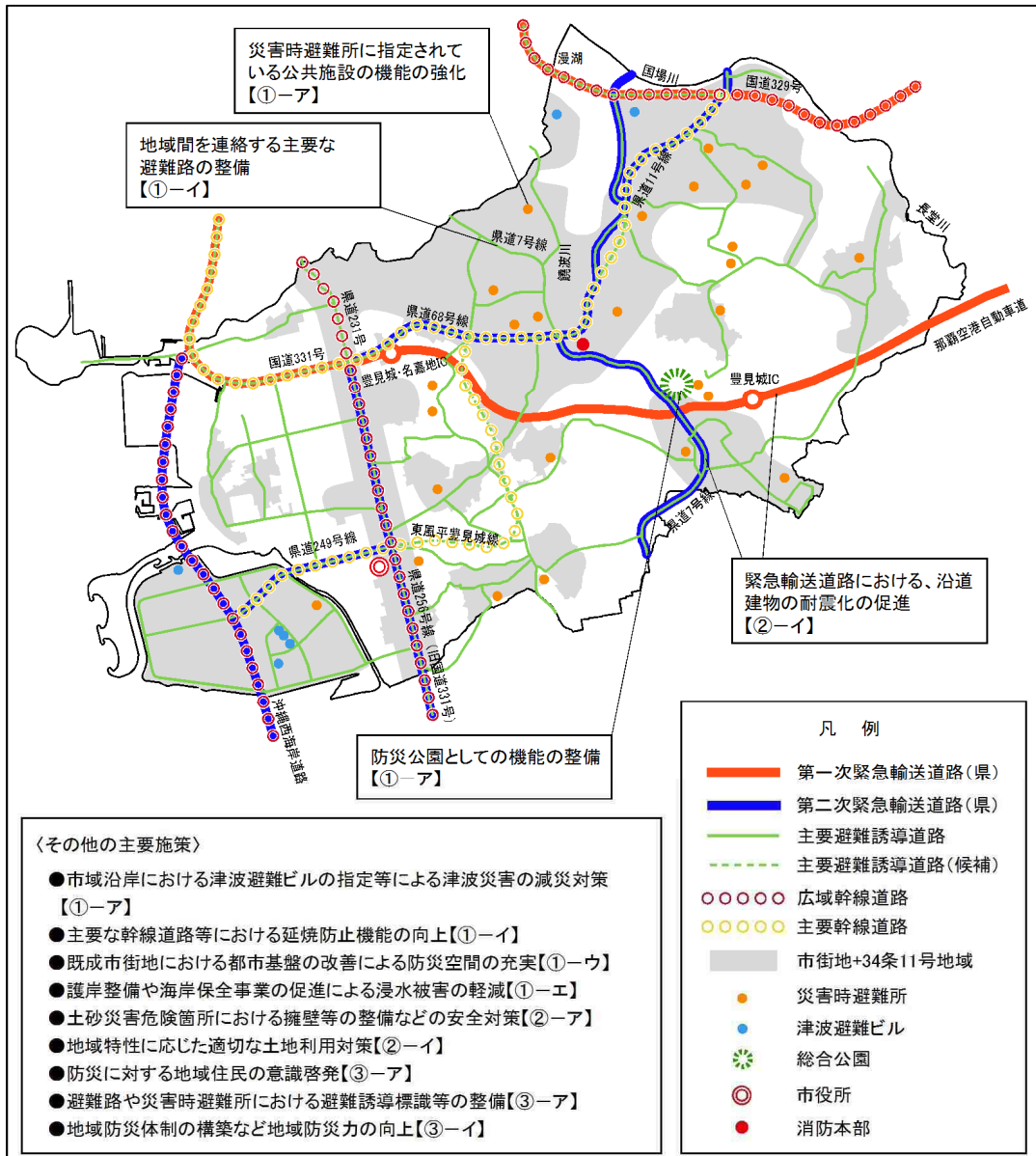
②防災軸の整備

幹線道路などは、地域間を連絡し主要な避難路となることから、これらの整備の推進を急ぎ、災害時に一部寸断が生じた場合でも、代替ルートで連絡する道路ネットワークの構築を目指す。都市間を連絡する広域幹線道路などについては、広域的な緊急輸送道路として災害時も寸断されることがないように、道路沿道建築物の耐震化や電柱地中化の促進を図る。

また、避難所の指定に合わせ、市街地や集落地の状況などに応じて避難路を選定するとともに、沿岸地域や河川周辺などによる水害の危険が予想される地域についても避難路の選定を図り、安全な歩行空間の整備を進める。

広域幹線道路や主要幹線道路の広幅員道路や河川は、火災時の延焼防止に効果があることから、街路樹の植栽、河川沿いの並木や緑地などの緑地帯の整備を進め、延焼防止機能の効果を高める。

《防災に関する方針図》



都市マスの図に広域幹線道路、主要幹線道路を追加

◆街並み・景観に関する方針

[整備・誘導の方針]

《歴史・文化的資源の保全・継承・活用》

①グスクの保全・活用

豊見城グスク、保栄茂(びん)グスク、長嶺グスク、瀬長グスク、平良グスクなどやその周辺の丘陵地の緑地では、現在も祭りや神事が行われ、地域住民のアイデンティティの拠り所となる場所性を有しており、また、地域のランドマークになっている。

これらグスクおよび丘陵地の緑地を、歴史・文化的資源を活かした観光・交流活動を担う「歴史・文化拠点」などとして保全に努め、地域のまちづくりへの活用を図る。また、豊見城城址では、グスクの復元も視野に入れた観光関連施設としての活用に向けた整備を推進する。

《地域の特性に応じた景観まちづくり》

①土地利用に応じた景観まちづくり

地域特性に応じたメリハリのある景観を形成していくため、土地利用と連携した景観まちづくりを推進する。本市においては、市街地では低中層が中心の街並み、市街地外では緑豊かな農村景観を基調としている。

市街地では、地域の個性や資源を活かした緑豊かな住宅地、美しい海などの自然環境を活かした観光地の形成など、主要用途の特性に応じて良好な景観の整備・誘導を図る。特に、中心市街地においては、にぎわいや都市の魅力を持つ景観の創出を図る。

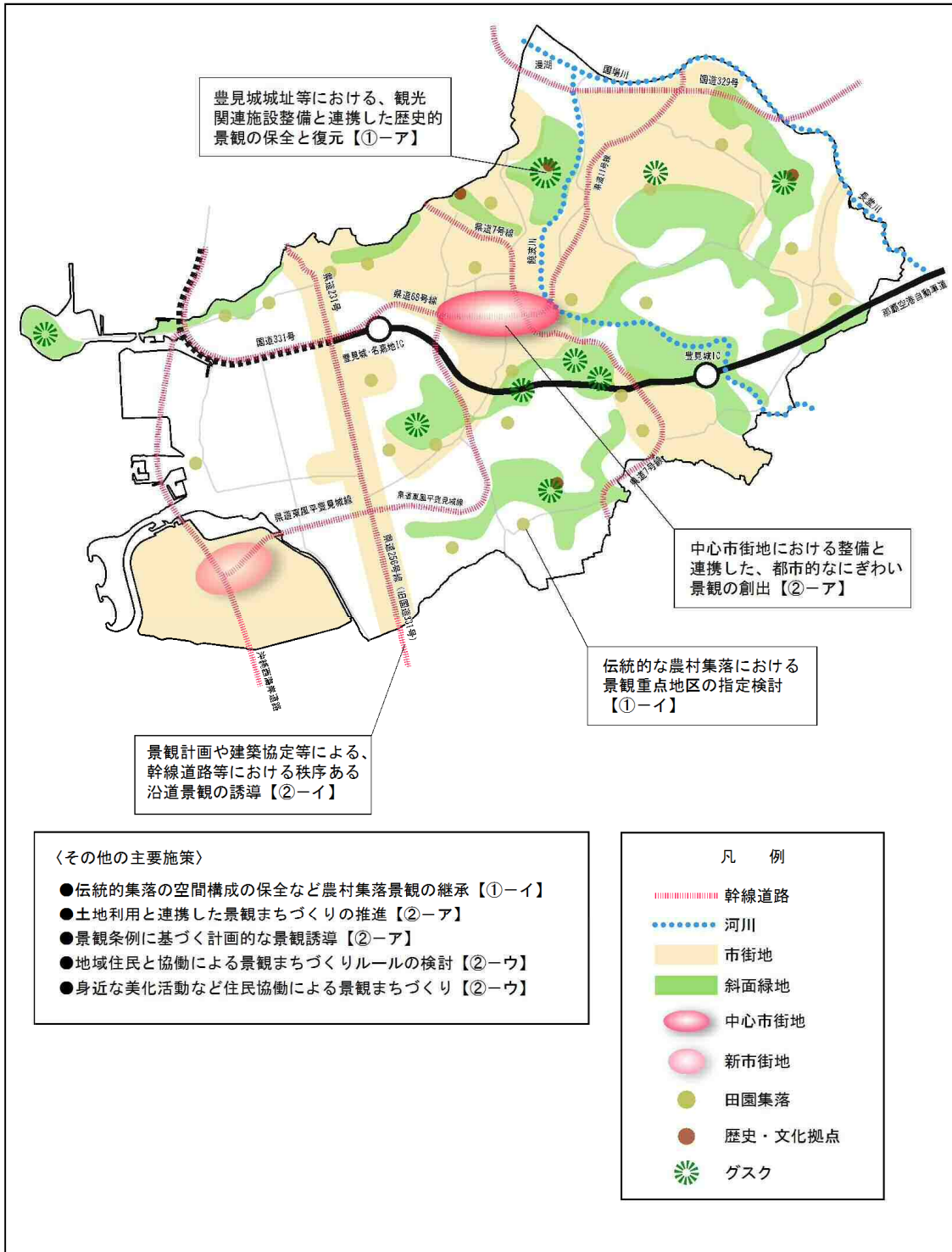
田園地域では、御嶽やクサティ森とのつながりを有する伝統集落地、緑豊かな農地などの景観の保全・形成を図る。

良好な景観形成に向けては、「景観計画」を策定し、景観条例に基づき、建物の形態・意匠、配置・規模、色彩、緑化などについて、計画的な景観誘導を図る。

②沿道景観の形成

市外、地域外からの交通が通過する広域幹線道路、主要幹線道路などの沿道は、本市、地域の顔となることから、街路樹の植栽や電線地中化の推進などによる道路空間の景観整備を図る。このうち、都市的なにぎわいが求められる区間や沿道の土地利用の進行が予測される区間については、景観計画などにより沿道建物の形態や色彩の誘導、屋外広告物の規制などを行い、秩序ある沿道景観の形成を図る。

《街並み・景観に関する方針図》

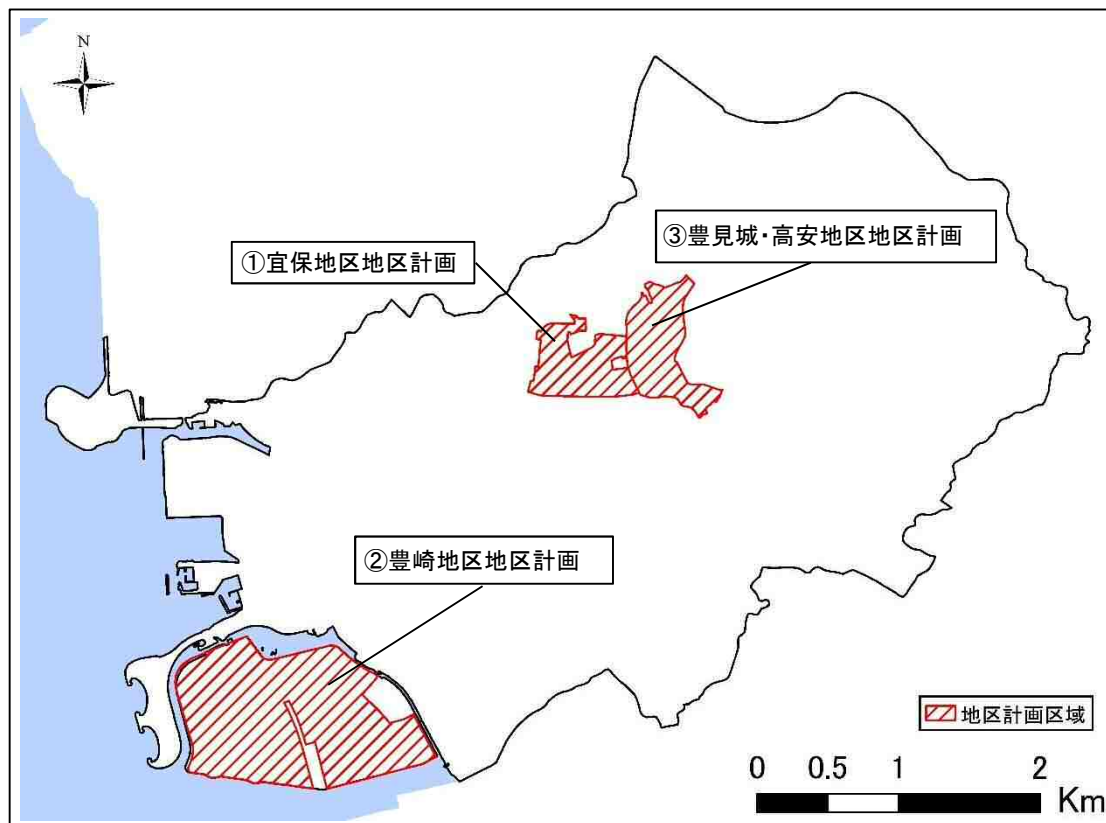


(3) 地区計画

本市には、以下の3地区において地区計画が指定されている。

このうち「①宜保地区」と「②豊崎地区」においては緑化に関する制限等を、「③豊見城・高安地区」においては地区施設として公園と緑地を位置づけており、これらの概要を整理する。

なお、緑化についての定量的な制限は、「②豊崎地区」の業務核地区(2)と工業地区のみで定められている。



① 宜保地区地区計画（H12.3）

〈地区計画の目標〉

主要幹線沿いには中心市街地と連綿する広域的施設を配置し、地区内幹線沿いには中高層住宅や事務所等の集積を図る。また、地区全体としては中心街としてふさわしい人口集積を図る地区として健康で文化的な都市型住宅地を目指す。

〈建築物等の整備の方針〉

- 1.用途の制限
- 2.容積率
- 3.建ぺい率
- 4.敷地面積の最低限度
- 5.建築物の壁面の位置
- 6.建築物の高さの最高限度及び最低限度
- 7.建築物等の形態又は意匠（外壁の色、形態の制限）
- 8.かき又はさくの構造（生け垣、フェンス等）

〈その他当該区域の整備・開発・保全に関する方針〉

- 1.潤いのある街並みが形成されるよう、敷地内の積極的な緑化を図る。
- 2.地区内に植生する樹木で、良好な住環境の形成に必要なものについては、積極的に保全を図り、緑化環境の増進に寄与するものとする。
- 3.地区内のシンボル・特性（井戸・御嶽等）については、積極的にその保全を図り、地区の歴史的環境の継承につとめるものとする。
- 4.適正な土地利用及び良好な環境を誘導するため、当該地区内における産業廃棄物や粗大ごみ等の放置を禁止する。
- 5.当該地区においては、土地を建設資材や重機等の置き場として利用してはならない（但し、既存の業者が利用する土地についてはその限りではないが、その場合についても従前の規模を越えてはならない）。
- 6.沿道利用地区及び前原線に接する敷地における広告、看板類は沖縄県屋外広告物条例に定める基準に準ずるものとする。



② 豊崎地区地区計画（H14.3）

〈地区計画の目標〉

本地区は、第3次沖縄振興開発計画において、那覇空港に隣接する地理的条件を活用した産業の立地を促進する地区として位置づけられており、また、県都那覇市に隣接する豊見城市において人口の増加に伴う市街地開発の必要性から、広域的な都市基盤整備の一環としての位置づけもされている。

このため、地区計画の策定により、商・工業、流通業等の業務機能の発展、並びに健全な商業業務地としての誘導と商業の利便性の向上を図る。また、敷地の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による住環境の悪化などの防止を行うことで適正かつ合理的な土地利用を図り、沖縄県の気候・風土に配慮した、良好な都市環境を形成・維持することを目標とする。

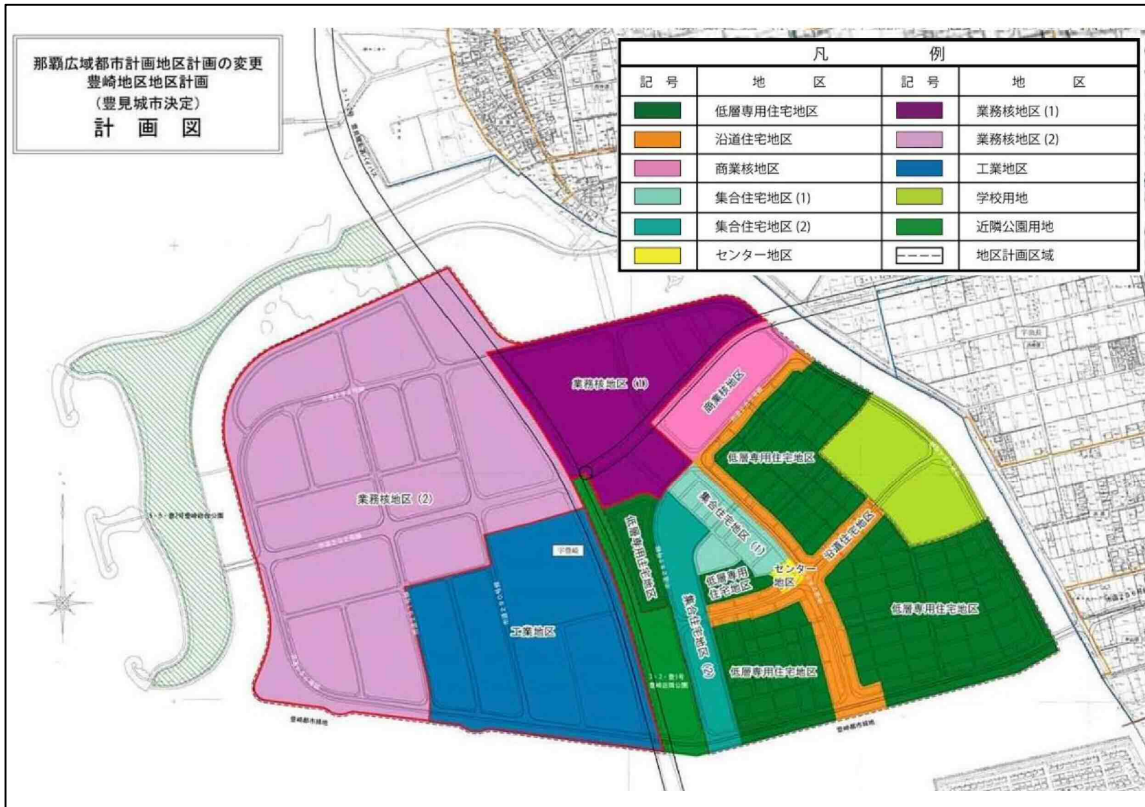
〈建築物等の整備の方針〉

- 1.用途の制限
- 2.容積率
- 3.建ぺい率
- 4.敷地面積の最低限度
- 5.建築物の壁面の位置
- 6.建築物の高さの最高限度及び最低限度
- 7.建築物等の形態又は意匠(外壁の色、形態の制限)
- 8.かき又はさくの構造(生け垣、フェンス等)
- 9.緑化率の最低限度

業務核地区(2)は 5%以上、工業地区は 10%以上の緑地を設け、これらを間口側道路境界線の長さの1/3以上に、道路に接するよう配置することを原則としている。

〈その他当該区域の整備・開発・保全に関する方針〉

- 1.緑化に関する方針
うるおいのある環境に配慮した街並みが形成されるよう、敷地内の積極的な緑化に努め、また、樹種の選定についても、豊見城市地先の気候・風土に配慮したものとす。
- 2.駐車場等の整備に関する方針
 一定規模以上の駐車場に関しては、特に景観に配慮して駐車場内及び周辺の緑化に努めるものとする
 上記以外の駐車場については、周辺へ圧迫感を与えないよう配慮するものとする。
- 3.防音に関する方針
 航空機の騒音が予想されるため、住宅等の用に供する建築物に関しては、防音上有効な構造とするよう努める。



③ 豊見城・高安地区地区計画（H23.8）

〈地区計画の目標〉

建物用途の混在による住環境の悪化を防ぐと共に、中心市街地としての市街地形成のために必要となる道路や公園の地区施設を定め、地区にふさわしいまちづくりを形成、誘導することを目標とする。

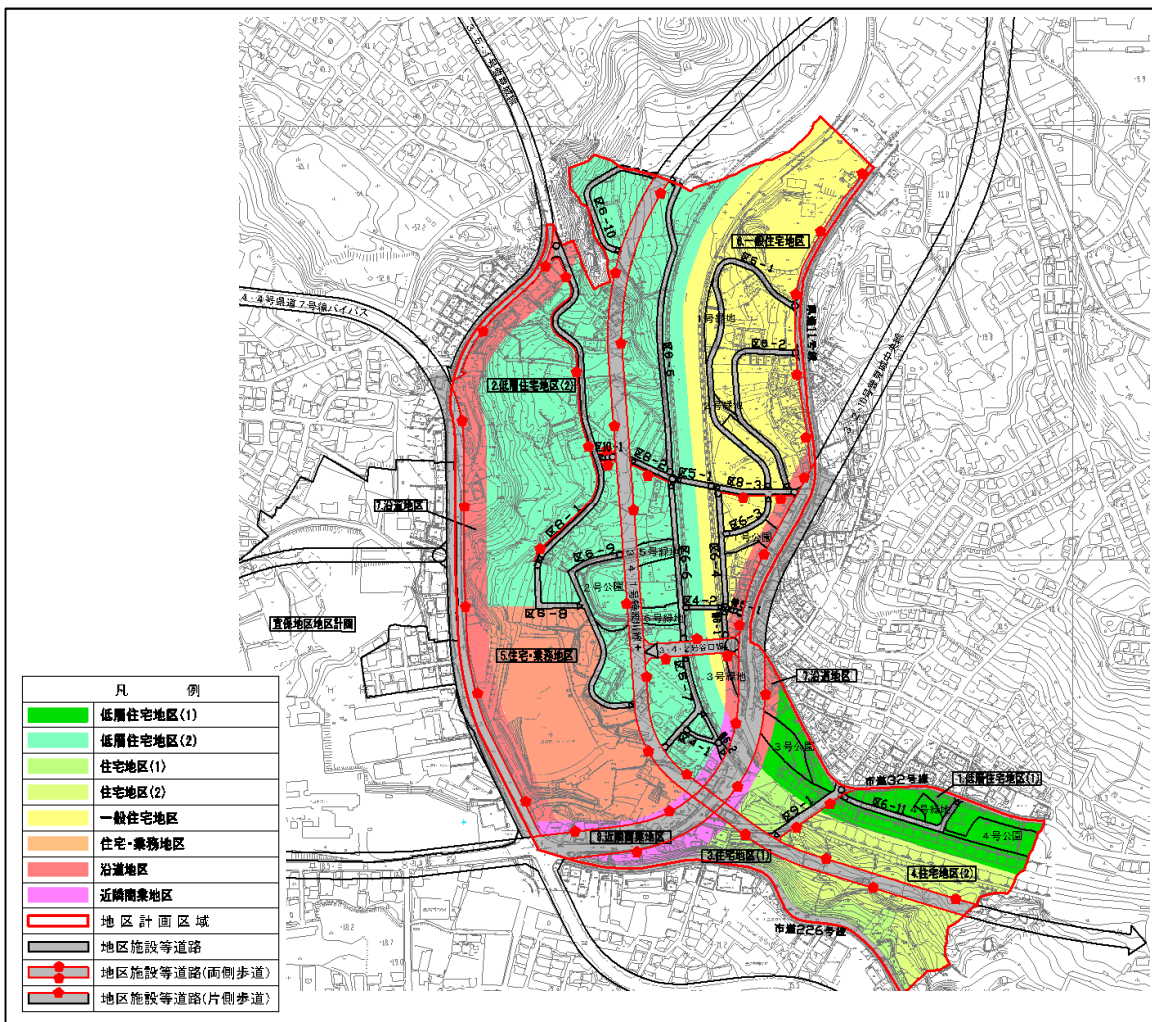
〈地区施設の整備の方針〉

地区計画の目標や土地利用の方針に基づき、安全で快適な道路空間として道路用地を確保する。

また、緑豊かでうるおいのある空間として公園用地並びに緑地用地を確保する。

〈地区整備計画 地区施設の配置及び規模〉

公園		緑地	
1号公園	約 1,150 ㎡	1号緑地	約 970 ㎡
2号公園	約 3,600 ㎡	2号緑地	約 400 ㎡
3号公園	約 1,920 ㎡	3号緑地	約 400 ㎡
4号公園	約 2,280 ㎡	4号緑地	約 610 ㎡
		5号緑地	約 960 ㎡
		6号緑地	約 890 ㎡



(3) 豊見城市景観計画（案）

■将来像

「愛着と誇り みんなで育みつなぐ わったあ～豊見城の景観まちづくり！」

■景観まちづくりの目標

- ・ 豊見城を育んだ緑、水、土を守り、いかす景観まちづくり
- ・ 豊見城の歴史文化を受け継ぐ景観まちづくり
- ・ みんなで磨く、市民が参画する景観まちづくり
- ・ 魅力と活気ある交流空間の景観まちづくり

■景観計画区域

- ・ 市全域及びサンゴ礁の発達する海域、干潟、浅瀬

■類型別景観形成方針（基本目標等）

◆骨格要素

《緑の景》

基本目標	地域のランドマークであり景観の骨格を成す豊かな緑の景観形成を目指します。
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の保全と共に市民が自然の中で楽しめる施設整備及び市内を眺望する良好な視点場づくりなどの景観整備を図ります。 ・ 斜面緑地の保全を図り、安全でうるおいある景観の維持を図ります。 ・ グスク等の歴史文化資源を活かした景観形成を図ります。 ・ 鉄塔及び貯水タンク等は、山並みの景観を損ねない配置、形態及び色彩などに留意するなどの景観形成に努めます。

《水の景》

基本目標	市の輪郭を形成する水辺空間は、潤いと親しみが感じられる景観形成を目指します。
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺空間は地域の自然と生物多様性を支える重要な場として、水辺景観の保全と活用に努めます。 ・ 橋梁や水際の施設は、水辺の良好な景観を阻害しないものとするとともに、視点場としての適切な活用を図ります。

《道の景》

基本目標	都市の印象を高める道路景観の形成を目指します。
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせ、緑の豊かさや海空の広がりを感じられるなどの良好な道路景観の形成に努めます。 ・ 幹線道路が交わる主要な交差点や橋は、都市の結節点として認識される空間であり、高質な空間づくりに努めます。 ・ 橋梁などの大規模な構造物は、周囲の景観との調和に配慮した景観形成に努めます。 ・ 計画的開発を行うエリアの道路では、快適で沿道の賑わいを創出する景観まちづくりを図ります。 ・ 主要な生活幹線道路は、各道路の特徴や機能にあわせた道路景観の形成を図ります。

◆土地利用類型別方針

《市街地(一般市街地)》

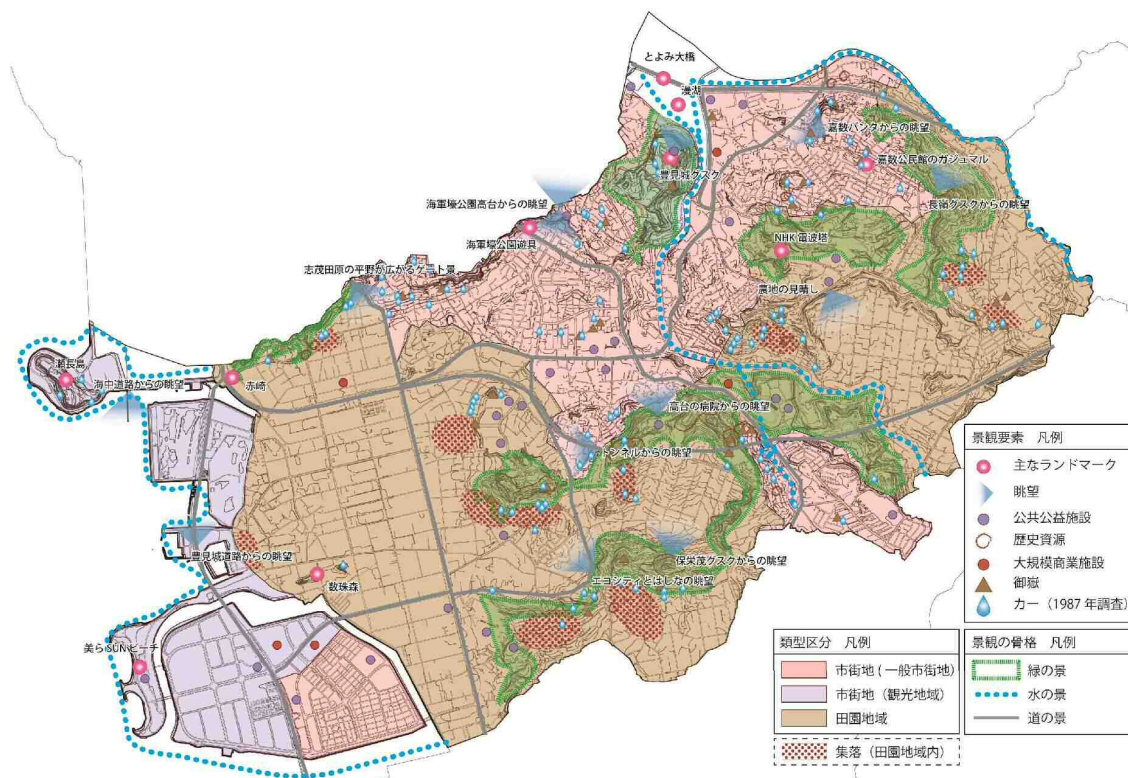
景観形成方針	・各地域の個性や資源を活かした緑豊かな景観の形成を目指します。
--------	---------------------------------

《市街地(観光市街地)》

景観形成方針	・美しい海などの自然環境を活かした観光に特化した景観まちづくりを目指します。
--------	--

《田園地域》

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な集落は、御嶽やクサティ森とのつながりなどの骨格形成の歴史を踏まえ、景観資源の保全と再生を目指します。 ・農地は、緑豊かな環境の保全と地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成と保全を目指します。
--------	---



(4) 豊見城市地域防災計画 H27.3

[(基本編)災害に強いまちづくりのための計画]

① 治山対策

- 保安林の侵食防止及び強化、水源涵養機能の強化、山地災害危険地対策、生活環境保全林の整備強化等を国や県と協力して促進し、山地に起因する災害の未然防止を図る。

② 治水対策

- 道路暗渠等からの雨水の集中的な低地帯への流入を防ぐとともに河川機能の確保を図る。なお、危険箇所改修については計画的に実施する。

■重要水防区域及び危険予想箇所 単位 km (平成 27 年4月1日現在)

河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険
	流路延長	区域	流路延長	区域	
国場川	8.3	南風原町大名 ～河口	1.3	豊見城市真玉橋	溢水
饒波川	3.0	豊見城市饒波 ～国場川合流点	1.5	豊見城市高安～饒波	〃
長堂川	3.7	南風原町山川 ～国場川合流点	2.0	豊見城市長堂等	〃

資料:平成 27 年度沖縄県水防計画

③ 砂防対策

- 土石流危険渓流、土石流危険区域及び土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を市民へ周知するとともに日ごろから土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について市民へ周知をする。

■土石流危険渓流 II (区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流)

所在地	流域概要			箇所名	法指定状況	
	溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	平均溪床 勾配(°)		土砂災害警戒区域	
					指定年月日	告示番号
豊見城市 真玉橋	0.13	0.04	11	真玉橋 341-B29-08	H24.7.13	第 376 号

資料:平成 27 年度沖縄県水防計画

④ 地すべり防止対策

- 地すべり防止区域及び地すべりのあった箇所又は地すべりの発生が予想される地区については、大雨注意報の発表時又は台風接近時には巡回し、状況把握を図るとともに日ごろから地すべりに関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について市民へ周知を図る。

■地すべりにより危険が想定される箇所

区域名	位置	面積(ha)	地すべり指定地の有無
嘉数	豊見城市嘉数	44.6	無
上田	豊見城市上田	27.6	無
豊見城 1	豊見城市平良	7.5	有
豊見城 2	豊見城市高嶺	18.5	無

資料:平成 27 年度沖縄県水防計画

⑤急傾斜地崩壊対策

- 急傾斜崩壊危険区域は、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進、警戒避難体制の整備等により急傾斜地における災害未然防止を図るとともに日ごろから急傾斜地崩壊に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について市民へ周知を図る。

■急傾斜地崩壊危険箇所 I (区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある箇所)

箇所名	位置	地形			急傾斜地崩壊危険区域の指定の有無
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
真玉橋(1)	豊見城市真玉橋後原	35	300	20.3	H25.5.17
根差部	豊見城市根差部前原	35	265	14.3	無
我那覇	豊見城市我那覇後原	50	715	20.2	H18.8.29
上田(1)	豊見城市上田上田原	63	345	17.0	H22.8.24
上田(2)	豊見城市上田上川原	41	120	10.4	無
金良	豊見城市金良金良原	46	150	16.0	H5.3.23
翁長	豊見城市翁長ナズ川原	39	80	17.3	無
真玉橋(3)	豊見城市真玉橋西原	38	140	16.7	無
饒波後原(2)	豊見城市饒波後原	31	130	15.8	無
饒波後原(1)	豊見城市饒波後原	30	310	22.6	無
平良	豊見城市平良平原	29	300	34.5	無
武富(3)	豊見城市高嶺溝原	47	210	11.6	H26.1.17
高安(1)	豊見城市高安高安原	33	105	11.7	無
豊見城(3)	豊見城市豊見城石火橋原	45	235	26.5	無
豊見城(2)	豊見城市豊見城勢理客原	35	155	10.8	無
豊見城渡嘉敷	豊見城市渡嘉敷大田原	42	170	20.8	無
我那覇(2)	豊見城市我那覇前原	41	85	18.2	H22.8.24
田頭	豊見城市田頭東り原	37	350	26.3	無
真玉橋(2)	豊見城市真玉橋後原	55	100	10.8	無
嘉敷	豊見城市嘉敷後原	45	240	18.1	無
豊見城(1)	豊見城市豊見城火番原	49	85	19.3	無

資料:平成27年度沖縄県水防計画

■急傾斜地崩壊危険箇所 II (区域内に人家が1~4戸ある箇所)

箇所名	位置	地形			急傾斜地崩壊危険区域の指定の有無
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
高安(2)	豊見城市高安後原	60	50	13.4	無
饒波原	豊見城市饒波饒波原	40	37	7.5	無
瀬長	豊見城市瀬長舟無小原	100	51	17.4	H12.3.3
渡橋名	豊見城市渡橋名後原	60	43	14.5	無

資料:平成27年度沖縄県水防計画

⑥土砂災害対策事業

- 市は、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、情報伝達、警戒避難体制の整備や警戒避難に関する事項の市民への周知対策を講ずる。
- また、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等については、県が行う。

⑦高潮予防計画

- 本市における海岸線は、一般住宅や地区公民館、漁港、公園、野球場等の公共施設があり、マリンレジャー等の海浜利用がみられることから、高潮又は津波被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図る。

⑧林野火災予防計画
(防火施設の整備)

- 市は、地域の実態に即した林野防火施設(防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等)の整備を推進し、被害の防止を図る。

⑨危険物施設等の災害予防計画

- 危険物施設等(製造所等)に大規模な災害が発生することを想定し、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の適用維持を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底を図る。

⑩文化財災害予防計画

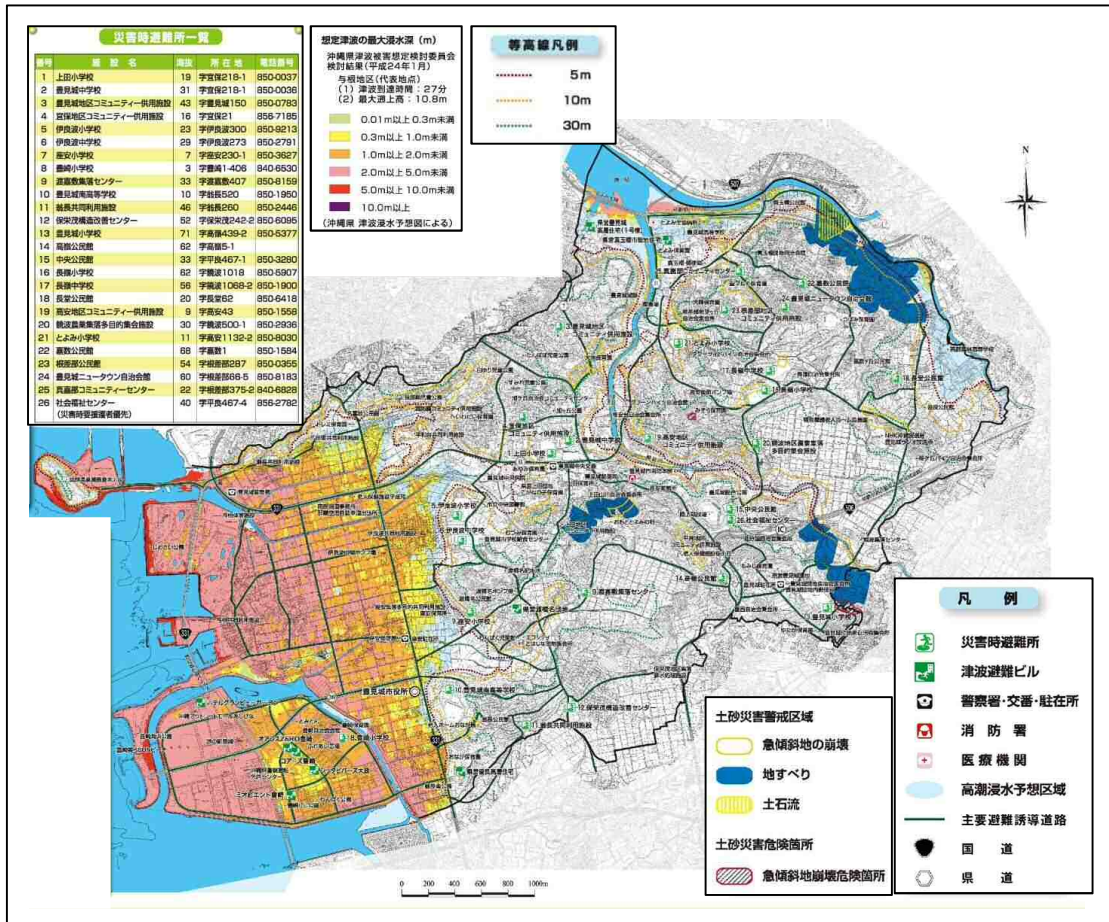
- 地域文化は、市民の日常生活にゆとりと潤いを与えるとともに、豊かな生活と生きがいを育てる重要なものであることから、文化財の保全を目的に市民を中心とした行政及び関係機関等で防災対策を図る。

⑪農業災害予防計画

(土砂崩壊防止工事等及び農地保全整備事業)

- 市は、土砂災害により、農地や農業施設等に被害を及ぼすおそれのある危険地域を未然に防ぐ事業及び降雨による侵食を受けやすい(浸食性、急傾斜地帯等)農地を守り、未然に防ぐ事業

豊見城市防災マップ



その他の自然災害の発生状況や保全等の状況

近年の自然災害と被害状況

各年度末(3月末)現在(単位:人、棟、千円)

年月日	災害の原因	災害の種類	一般被害				土木関係 被害額	農林関係 被害額	その他 被害
			人		住家等				
			死者	負傷者	全半壊	浸水			
H19.6.18	大雨	地滑り	-	-	1	-	-	-	
H19.12.21	大雨	床上浸水	-	-	-	6	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H21.6.15	大雨	土砂崩れ	-	-	-	-	-	-	
H21.6.15	大雨	法面崩落	-	-	-	-	-	-	
H21.8.7	台風8号	台風	-	-	-	-	5	-	
H22.5.18	大雨	土砂崩れ	-	-	-	-	-	-	
H22.10.28	台風14号	-	-	-	-	-	2,205	-	
H23.2.11	竜巻	-	-	-	-	-	5,270	-	
H23.5.28	台風2号	-	-	4	1	0	10,037	171,870	
H23.6.24	台風5号	-	-	-	-	-	26	-	
H23.8.4	台風9号	-	-	1	-	-	182,917	67,320	

資料: H24 統計とみぐすく(総務課)

沖縄県が大規模な被害を受けた台風

	昭和32年 台風14号フエイ	昭和41年 第2宮古島台風
襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日	昭和41年(1966年)9月5日
最大風速(最大瞬間)	47.0m/s(61.4m/s)	60.8m/s(85.3m/s)
降水量・住宅全半壊	707mm・16,091戸	297.4mm・7,765戸
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)	41名
	平成15年 台風第14号マエミー	平成23年 台風第2号
襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日	平成23年(2011年)5月28日
最大風速(最大瞬間)	38.4m/s(74.1m/s)	35.0m/s(55.3m/s)
降水量・住宅全半壊	470.0mm・102棟(うち全壊19棟)	31.0mm・1棟
死傷者・行方不明者	94名(うち死者1名)	58名
	平成23年 台風第9号	
襲来年月日	平成23年(2011年)8月4日	
最大風速(最大瞬間)	27.9m/s(43.1m/s)	
降水量・住宅全半壊	449.0mm・-	
死傷者・行方不明者	42名	

資料: 豊見城市地域防災計画

海岸、漁港、保安林

	位置	面積(延長)	備考
海岸保全区域	与根海岸	2ha(380m)	S44.8.28(水産庁所管)
漁港区域	与根漁港	89ha	S53.2.2
潮害防備保安林	与根、翁長	2ha	

資料: 平成23年都市計画基礎調査 法適用現況

[(基本編)迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置]

①防災機能を有する避難施設の整備促進

- ・ 市は、公的施設等の新規整備、改築の際には、避難施設の整備に加え備蓄機能、物資輸送拠点機能、あるいは、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点機能等を併設した地域防災拠点施設の整備に努める。

[(地震・津波編)地震に強いまちづくりのための計画]

①防災環境の整備計画

(都市の防災構造化)

緑地の整備・保全

- ・ 土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

- ・ 都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(地震火災の予防)

延焼遮断帯等の整備

- ・ 広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

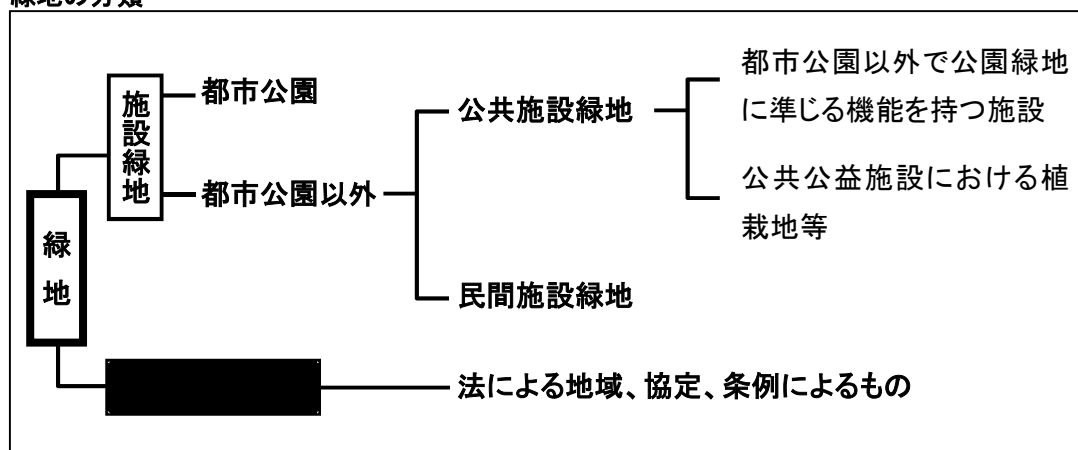
その他の地震火災防止のための事業

- ・ 消防水利・貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

1.4 緑地の現況

本市の緑地の現況を整理する。

緑地の分類



緑地現況量(総括表)

(単位ha)

区分		市街化区域 (1)	市街化 調整区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)=(3)
施設緑地	都市公園	18.78	32.75	51.53
	都市公園以外	4.47	37.02	41.49
	小計	23.25	69.77	93.02
地域制 緑地	法によるもの	2.60	54.20	56.80
	条例等によるもの	2.72	0.00	2.72
	小計	5.32	54.20	59.52
合計		28.57	123.97	152.54

(1) 施設緑地の現況

① 都市公園

都市公園の状況

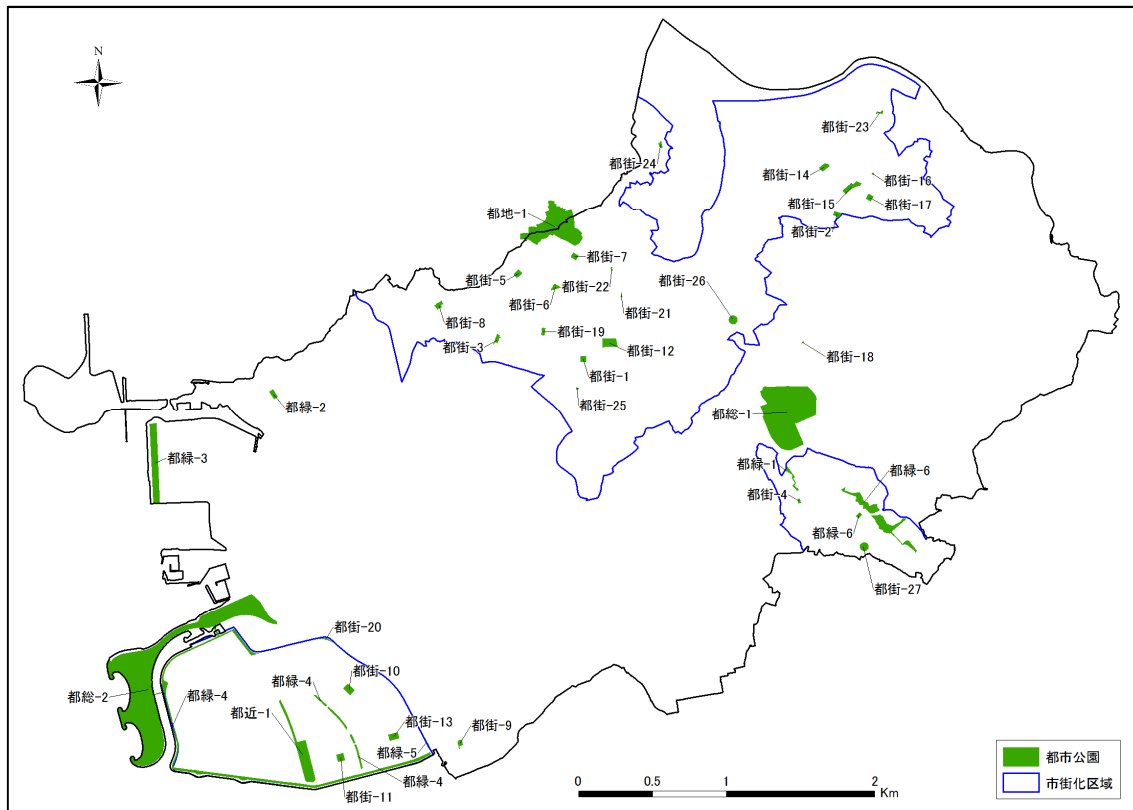
区分	名称	面積(ha)		市街化 内面積 ※1	
		都市計 画決定	供用 (緑地)		
基幹公園	都街-1	宜保にこにこ公園	0.16	0.16	0.16
	都街-2	根差部児童公園	0.21	0.21	0.21
	都街-3	平和台児童公園	0.17	0.17	0.17
	都街-4	高嶺児童公園	0.13	0.13	0.13
	都街-5	白ゆり児童公園	0.18	0.18	0.18
	都街-6	すみれ児童公園	0.16	0.16	0.16
	都街-7	たんぼぼ児童公園	0.16	0.16	0.16
	都街-8	我那覇児童公園	0.30	0.30	0.30
	都街-9	翁長南公園	0.15	0.15	-
	都街-10	ふれあい広場	0.25	0.25	0.25
	都街-11	わんぱく広場	0.25	0.25	0.25
	都街-12	宜保ふるじま公園	0.58	0.58	0.58
	都街-13	あおぞら広場	0.25	0.25	0.25
	都街-14	豊見城ニュータウン第1号公園	-	0.38	0.38
	都街-15	豊見城ニュータウン第2号公園	-	0.40	0.40
	都街-16	豊見城ニュータウン第3号公園	-	0.04	0.04
	都街-17	豊見城ニュータウンテニスコート	-	0.15	0.15
	都街-18	饒波ハイツ公園	-	0.02	-
	都街-19	平和台太陽公園	-	0.12	0.12
	都街-20	豊崎野鳥観察広場	-	0.06	0.06
	都街-21	旭ヶ丘北公園	-	0.03	0.03
	都街-22	サザン公園	-	0.02	0.02
	都街-23	とよみ公園	-	0.06	0.06
	都街-24	パークタウンとよみ公園	-	0.10	0.10
	都街-25	宜保ナカンドウマシ公園	-	0.02	0.02
	都街-26	高安台公園	-	0.21	0.21
	都街-27	豊西公園	-	0.07	0.07
	近隣公園	都近-1	豊崎にじ公園	2.44	2.44
地区公園	都地-1	海軍濠公園	6.70	3.18	3.18
住区基幹公園 計			12.09	10.25	10.08
総合公園	都総-1	豊見城総合公園	11.10	9.68	-
	都総-2	豊崎海浜公園	15.70	20.19	-
都市基幹公園 計			26.80	29.87	-
都市緑地	都緑-1	せせらぎ公園	0.58	0.70	0.70
	都緑-2	瀬長公園	0.19	0.19	-
	都緑-3	しおさい公園	-	2.52	-
	都緑-4	豊崎都市緑地	5.60	5.61	5.61
	都緑-5	豊崎南緑地	-	0.02	0.02
	都緑-6	豊見城団地緑地	-	2.37	2.37
都市緑地 計			6.37	11.41	8.70
都市公園 計			45.26	51.53	18.78

「都市公園」とは、都市公園法第2条の2にもとづき供用開始を行ったもの

※1市街化区域内の面積を示す。

出典 公園現況表 H29.3.31 より

位置図 都市公園



② 都市公園以外の施設緑地

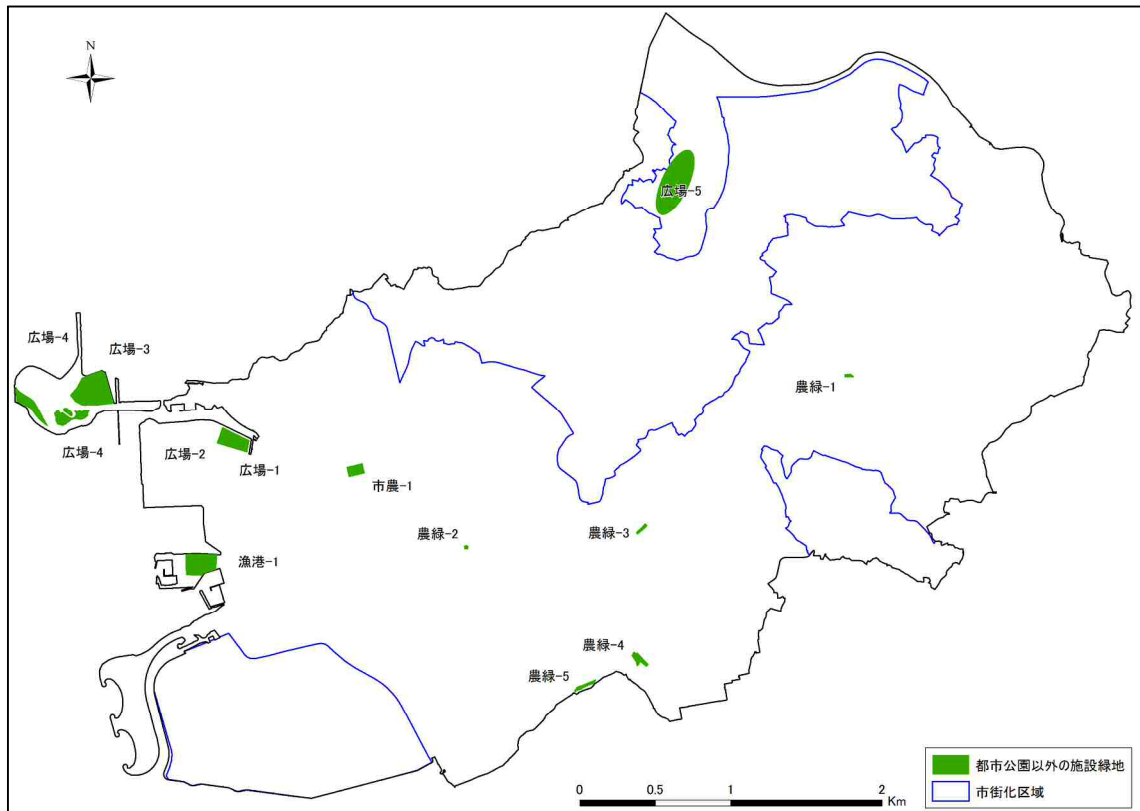
都市公園以外の施設緑地の状況

区分	名称		面積(ha)	市街化 内面積 ※1
			供用 (緑地)	
農村緑地	農緑-1	饒波農村公園	0.29	-
	農緑-2	座安農村公園	0.07	-
	農緑-3	渡嘉敷農村公園	0.16	-
	農緑-4	保栄茂馬場公園	0.57	-
	農緑-5	翁長馬場公園	0.36	-
開発行為による公園	—	開発行為による公園【別シート】	1.25	0.88
広場	広場-1	豊見城市立与根サッカー場	1.09	-
	広場-2	豊見城市立与根屋外運動場	1.04	-
	広場-3	豊見城市立瀬長島野球場	4.31	-
	広場-4	瀬長島(サンセットパーク広場及び自然海浜広場、サンセットパーク展望広場)	3.64	-
	広場-5	豊見城城址公園	18.1	-
市民農園	市農-1	豊見城市市民農園	0.57	-
漁港内緑地	漁港-1	与根漁港	2.17	-
都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 計			33.62	-
公共公益施設における植栽地等 施設内緑化【別シート】			7.87	3.59
都市公園以外の施設緑地 計			41.49	4.47

※1市街化区域内の面積を示す。

出典 農村緑地:農林水産課調べ。広場-1～3:生涯学習振興課調べ。広場-4・5:振興開発課調べ
市農-1及び漁港-1:農林水産課調べ。

位置図 都市公園以外の施設緑地(「開発公園による公園」「公共公益施設における植栽地等 施設内緑化」は、別頁参照



※広場-5の区域は概ねの範囲を示す。

都市公園以外の施設緑地（開発行為による公園のみ）

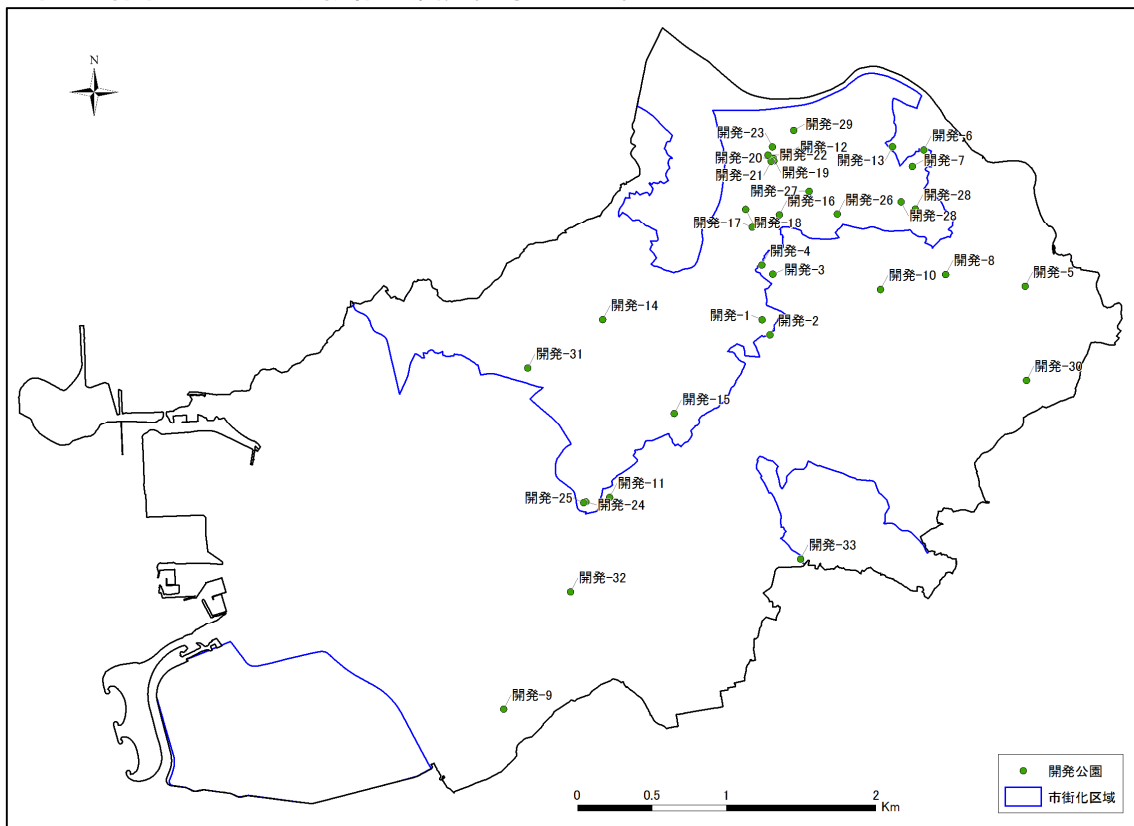
平成29年3月末時点

区分	名称	面積(ha)	市街化 内面積 ※1	
		供用 (緑地)		
開発行為による公園	開発-1	グリーンハイツ公園①	0.06	0.06
	開発-2	グリーンハイツ公園②	0.16	0.16
	開発-3	タワーサイドハイツ①	0.03	-
	開発-4	タワーサイドハイツ②	0.03	-
	開発-5	長堂開発公園	0.03	-
	開発-6	嘉数ヶ丘荘園①	0.09	0.09
	開発-7	嘉数ヶ丘荘園②	0.01	0.01
	開発-8	嘉数ヶ丘団地①	0.05	-
	開発-9	翁長ハイツなかよし広場	0.02	-
	開発-10	長嶺自治会	0.03	-
	開発-11	渡嘉敷ハイツ	0.02	-
	開発-12	リヴウエルレイクサイドステージ	0.03	0.03
	開発-13	リアルホームとよみ台	0.01	-
	開発-14	旭が丘南公園	0.04	0.04
	開発-15	上田山川公園	0.02	0.02
	開発-16	根差部希望ヶ丘第1公園	0.03	0.03
	開発-17	根差部希望ヶ丘第2公園	0.06	0.06
	開発-18	根差部希望ヶ丘第3公園	0.12	0.12
	開発-19	真玉橋宅地開発①	0.02	0.02
	開発-20	真玉橋宅地開発②	0.00	0.00
	開発-21	真玉橋宅地開発③	0.00	0.00
	開発-22	真玉橋宅地開発④	0.01	0.01
	開発-23	真玉橋宅地開発⑤	0.00	0.00
	開発-24	上田開発公園①	0.01	0.01
	開発-25	上田開発公園②	0.01	0.01
	開発-26	ニュータウン第4号公園	0.00	0.00
	開発-27	ニュータウン第6号公園	0.02	0.02
	開発-28	ニュータウンみどり公園	0.16	0.16
	開発-29	Srパレス公園	0.00	0.00
	開発-30	桜ヶ丘ハイツ公園	0.03	-
	開発-31	平和台南公園	0.03	0.03
	開発-32	エコシティー渡橋名	0.11	-
	開発-33	高嶺公園	0.01	-
開発行為による公園 計			1.25	0.88

※1市街化区域内の面積を示す。

出典 開発公園一覧表より

位置図 都市公園以外の施設緑地(開発行為による公園のみ)



都市公園以外の施設緑地(公共公益施設における植栽地等 施設内緑化)

区分	名称		面積(ha)	市街化 内面積 ※1	
			緑化(緑地)		
幼稚園	学幼-1	座安幼稚園	0.01	-	
	学幼-2	伊良波幼稚園	0.03	-	
	学幼-3	とよみ幼稚園	0.01	0.01	
	学幼-4	豊崎幼稚園	0.01	0.01	
	学幼-5	ゆたか幼稚園	0.15	0.15	
	小学校	学小-1	上田小学校	0.05	0.05
		学小-2	座安小学校	0.03	-
		学小-3	豊見城小学校	0.09	0.09
		学小-4	伊良波小学校	0.29	-
		学小-5	とよみ小学校	0.37	0.37
		学小-6	長嶺小学校	0.15	-
		学小-7	豊崎小学校	0.11	0.11
		学小-8	ゆたか小学校	0.38	0.38
	中学校	学中-1	豊見城中学校	0.49	0.49
		学中-2	伊良波中学校	0.31	-
		学中-3	長嶺中学校	0.18	-
	高等学校	学高-1	豊見城高校	0.32	0.32
		学高-2	豊見城南高校	0.66	-
		学高-3	南部農林高校	1.07	-
学校教育施設 計			4.73	1.98	
福祉施設	公施-1	介護老人保健施設 平成苑	0.02	-	
	公施-2	介護老人保健施設 養生の里	0.03	0.03	
	公施-3	介護付有料老人ホームとよさき	0.02	-	
	公施-4	特別養護老人ホーム すみれ、介護老人保健施設はまゆう	0.99	-	
	公施-5	介護老人保健施設 桜山荘	0.21	-	
	公施-6	有料老人ホーム かがやきの城	0.01	-	
	公施-7	指定介護老人福祉施設良長園	0.05	-	
	公施-8	介護老人保健施設 友愛園	0.02	0.02	
	公施-9	介護付有料老人ホーム うえた	0.06	0.06	
	計		1.41	0.11	
公営住宅	公住-1	住宅改良用地(市)	0.65	0.65	
	公住-2	住宅改良用地(県)	0.30	0.30	
	公住-3	県営・真玉橋市街地住宅	0.25	0.25	
	公住-4	県営・豊見城高層住宅	0.12	0.12	
	公住-5	県営・翁長高層住宅	0.18	-	
	公住-6	県営・渡橋名団地	0.02	-	
	公住-7	県営・上田団地	0.01	0.01	
	公住-8	県営・豊見城団地	0.02	0.02	
計		1.55	1.35		
病院	公病-1	豊見城中央病院	0.05	0.048	
	公病-2	豊崎クリニック	0.10	0.096	
	計		0.14	0.144	
下水施設	下水-1	伊良波污水中継ポンプ場	0.02	-	
	下水-2	渡橋名污水中継ポンプ場	0.01	-	
	計		0.03	0.00	
主な公共公益施設(学校教育施設以外) 計			3.14	1.61	
公共公益施設における植栽地等 施設内緑化 計			7.87	3.59	

※1市街化区域内の面積を示す。

出典 学校教育施設の緑化面積は図上求積。福祉施設:介護サービス情報公表システムで、「施設などで生活(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護)」の条件に該当する施設を対象とした。病院:iタウンページに総合病院で登録されている施設を対象とした。緑化面積:H26年末の航空写真を計測

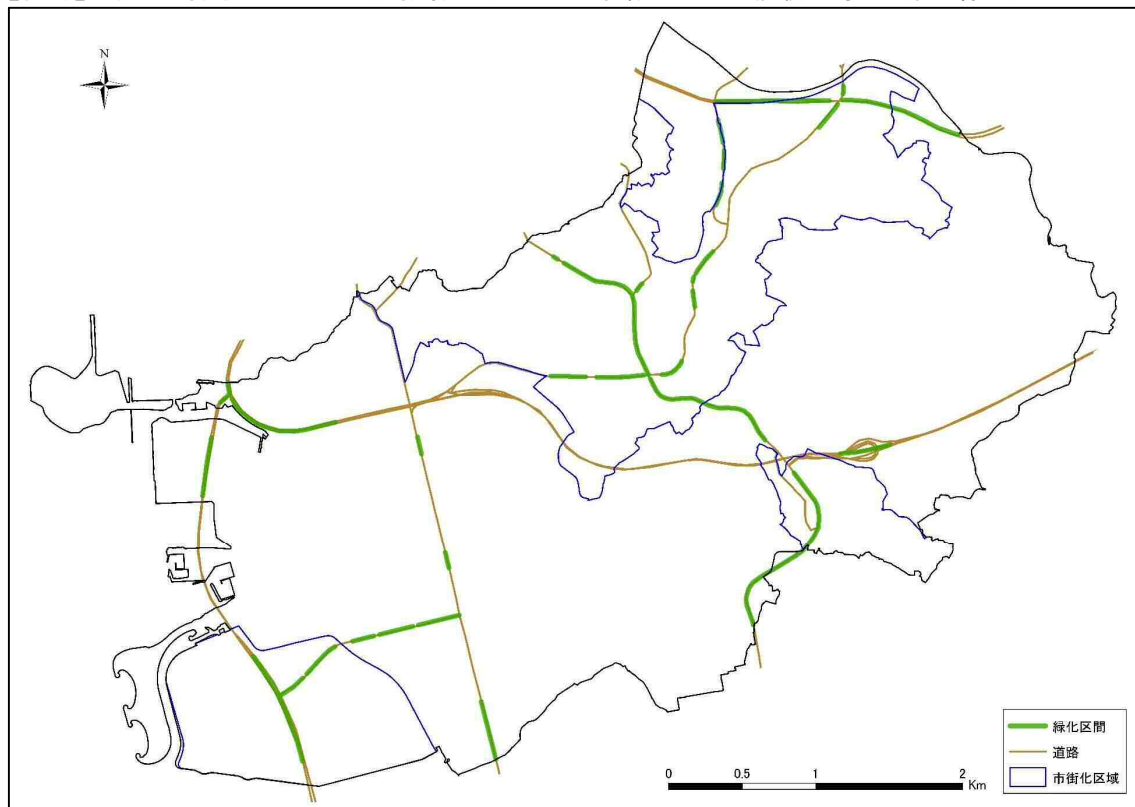
【参考】都市公園以外の施設緑地(公共公益施設における植栽地等 道路内緑化)

区分	名称	高木本数	緑化面積 (緑地) (ha)
国道	道国-1 国道 329 号	204	1.84
	道国-2 国道 331 号	211	0.06
	道国-3 国道 506 号	0	1.07
県道	道主-1 主要地方道 奥武山米須線	416	0.26
	道主-2 主要地方道 奥武山米須線(旧)	4	0.00
	道県-1 一般県道 県道 11 号線	73	0.08
	道県-2 一般県道 県道 11 号線(新)	30	0.01
	道県-3 一般県道 県道 62 号線	0	0.00
	道県-4 一般県道 県道 68 号線	33	0.01
	道県-5 一般県道 那覇空港線	0	0.00
道県-6 一般県道 東風平豊見城線	265	0.13	
道県-7 一般県道 県道 256 号線 (旧国道 331 号)	154	0.37	
市道	道市-1 市道 3 号線	67	0.03
	道市-2 市道 6 号線	132	0.03
	道市-3 市道 7 号線	174	0.08
	道市-4 市道 8 号線	140	0.06
	道市-5 市道 14 号線	22	0.10
	道市-6 市道 26 号線	394	0.05
	道市-7 市道 55 号線	42	0.02
	道市-8 市道 254 号線	64	0.04
	道市-9 市道 256 号線	369	0.25
	道市-10 市道 257 号線	67	0.04
	道市-11 市道 284 号線	270	0.13
	道市-12 市道 285 号線	100	0.08
	道市-13 市道 286 号線	93	0.07
	道市-14 市道 287 号線	1579	0.07
	道市-15 市道 290 号線	107	0.07
	道市-16 市道 291 号線	103	0.07
	道市-17 市道 292 号線	265	0.10
	道市-18 市道 299 号線	36	0.02
	道市-19 市道 375 号線	12	0.01
	道市-20 市道 381 号線	13	0.00
	道市-21 市道 383 号線	6	0.00
	道市-22 市道 386 号線	7	0.00
	道市-23 市道 387 号線	12	0.00
	道市-24 市道 390 号線	8	0.00
道路内緑化 計		5,472	5.17

※国道・県道の高木本数、緑化面積は、H26 年末の航空写真を計測した。

※市道の高木本数、緑化面積は、植栽のある道路について道路台帳から計測した。

【参考】位置図 都市公園以外の施設緑地(公共公益施設における植栽地等 道路内緑化)



※図示は国道及び県道のみ。

(2) 地域制緑地の現況

地域制緑地の状況

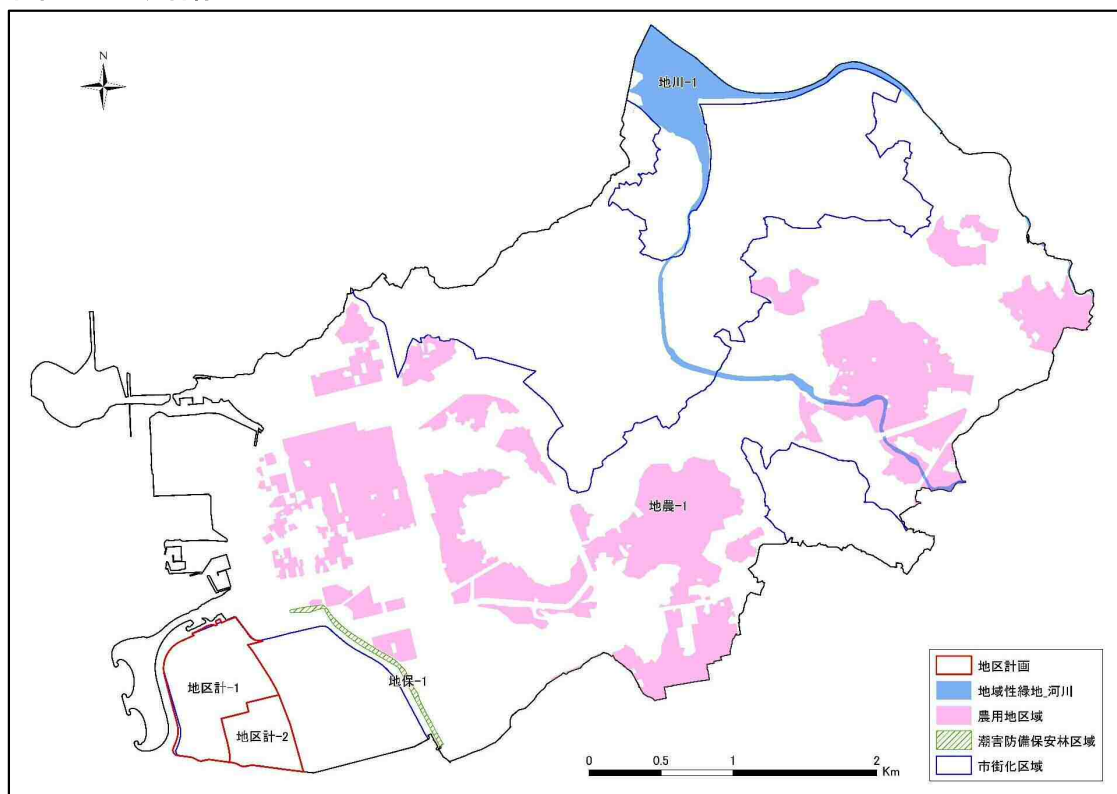
区分	名称		面積(ha)	市街化 内面積 ※1	
			区域 (緑地)		
河川	地川-1	河川区域(長堂川・饒波川)	54.80	2.60	
	鳥獣保護	地鳥-1	鳥獣特別保護地区	(42.7)	-
	保安林	地保-1	潮害防備保安林区域	2.00	-
法によるもの			56.80	2.60	
地区計画	地区計-1	豊崎地区地区計画 業務核地区(2)	0.95	0.95	
	地区計-2	豊崎地区地区計画 工業地区	1.77	1.77	
条例等によるもの			2.72	2.72	
地域制緑地 計			59.52	5.32	

※1市街化区域内の面積を示す。

出典 河川:前回計画と同じ。保安林:平成 23 年都市計画基礎調査。地区計画:開発時に緑化を規定している区域を対象とした。緑化(植栽地)は航空写真を計測した。鳥獣特別保護地区 42.7ha は、河川区域と重複している。

前回計画で対象としていた「農用地区域」「地すべり防止区域」「急傾斜崩壊危険区域」は緑地を担保する規定ではないため計上していない。

位置図 地域制緑地



※地区計画区域は、開発時に緑化を規定している区域を示す。

※「農用地区域」は、緑地の対象としないが、区域の広がりを示すため参考として図示する。

(2) 調査結果

① 「緑」に対する意向

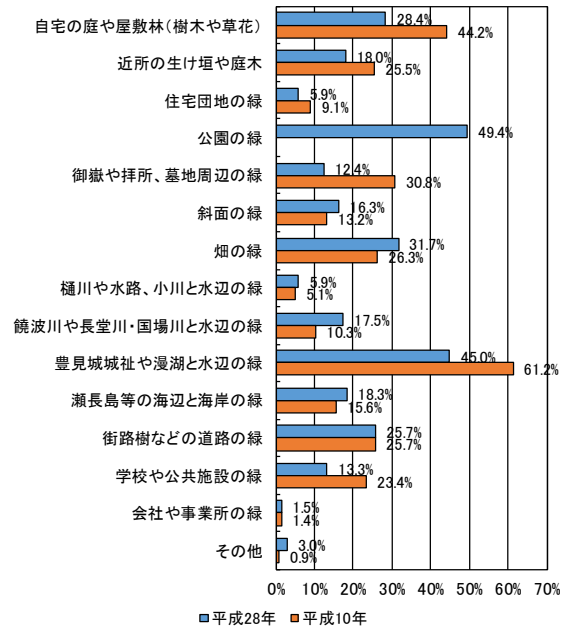
豊見城市で「緑」を感じる場所は、「公園の緑」が最も多く、次いで「豊見城城址や漫湖と水辺の緑」「畑の緑」が多い。この一方で、「会社や事業所の緑」「桶川や水路、小川と水辺の緑」「住宅団地の緑」は意見が少ない。

平成10年調査との比較では、「豊見城城址や漫湖と水辺の緑」「自宅の庭や屋敷林(樹木や草木)」「御嶽や拝所、墓地周辺の緑」は、10%程度減少している。

「緑」を感じる場所について、具体的に好きな場所とその理由を自由記述で確認したところ、最も意見が多い「公園の緑」については、豊見城総合公園は木々が多くウォーキングが快適、次に意見が多い「豊見城城址や漫湖と水辺の緑」については、漫湖のマングローブが好きといった意見が多くみられる。

「緑」に対する満足度では、全市では「緑が豊かというほどではないがまあ満足している」が35%、「緑が豊かで満足している」が18%となり、合わせて54%の満足がある。

地域ごとでは、「IV長堂・金良・饒波地区」「V平良・高嶺地区」「IX伊良波・座安・渡橋名・翁長地区」「X保栄茂・渡嘉敷地区」「XI豊崎地区」では満足度がかなり高く、「II真玉橋・嘉数地区」「VI宜保・上田地区」「VII我那覇・名嘉地地区」では満足度は高くない。



豊見城市で「緑」を感じる場所

地域	単位: %											
	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 緑が豊かで満足している	18	11	17	17	46	23	10	7	18	21	36	17
2 緑が豊かというほどではないがまあ満足している	35	43	23	31	33	49	29	40	27	37	21	45
3 緑が多い所や少ない所など色々な所があるので一概には言えない	24	20	33	28	4	23	39	23	9	26	7	17
4 魅力ある緑、美しい緑が少なくあまり満足はしていない	13	20	13	11	8	5	10	13	36	16	21	14
5 緑が少なく、不満を感じている	7	6	13	11	8	0	10	13	0	0	0	0
6 その他	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	14	3
無効回答・無回答	1	0	0	2	0	0	0	0	9	0	0	3
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
満足度	+	+	0	+	++	++	0	0	+	++	++	++

I 豊見城地区	VI 宜保・上田地区	満足度の凡例 ++ 満足度がかなり高い + 満足度が高い 0 どちらともいえない - 満足度が低い -- 満足度がかなり低い
II 真玉橋・嘉数地区	VII 我那覇・名嘉地地区	
III 高安・根差部地区	VIII 田頭・瀬長・与根地区	
IV 長堂・金良・饒波地区	IX 伊良波・座安・渡橋名・翁長地区	
V 平良・高嶺地区	X 保栄茂・渡嘉敷地区	
	XI 豊崎地区	

地域の緑の満足度

「緑」を感じる場所のうち、具体的に好きな場所はどこですか？その理由も教えてください。という設問に対する住民意見(自由意見)のたまかな位置を示しました。

- ・豊見城城址公園付近のモクマオウの風景が好き。大きな木、たくさんの緑で自然を感じる
- ・豊見城公園の木、花壇が(最近行った)きれいに整備されていてよかった。又行きたい(水草の紫の花もきれい。メダカやコイもいていやされた)
- ・豊見城城址公園脇の木々がトンネルようになっていて緑を感じる
- ・豊見城城址の緑の多い高い所から見下ろす那覇市街地と漫湖と水辺の緑

- ・漫湖のマングローブが、離島を思わせるスケールの大きさ。マングローブを見るたびに、小学生の頃にマングローブや鳥の研究(学習)した事を思い出す
- ・漫湖公園、湿地帯の水辺の生き物、季節の渡り鳥、蝶等が見られる。空気も美味しくて癒しの場になる
- ・漫湖公園は、遊歩道、樹木、花木があり亜熱帯を感じる。シラサギが飛んでいたりマングローブにとまっていたりしてきれい
- ・朝と夕方の漫湖をサイクリング。ジョギングコース。四季で景色が変わり良い
- ・漫湖と水辺の緑のコントラストがよい
- ・とよみ大橋からみえる城址や漫湖
- ・漫湖公園の鳥が見える所
- ・出勤時に車をはしらせながら毎日みていると、水辺の鳥やマングローブにいやされる
- ・鏡波川下流のマングローブ林と城址公園側の森は自然の力強さを感じる

- ・瀬長島は新しく公園になって芝生がきれい
- ・瀬長島の周囲をウォーキングして、汗をかいたら温せんへ
- ・瀬長島等は近くにリゾート地としても発展してきているので行楽地としても良い
- ・瀬長島は日本が感じられる
- ・瀬長島の飛行機が身近にみえて良い
- ・瀬長島の雰囲気が好き。緑、空、海が一体となって、気持ち安らぐ
- ・瀬長島の芝生の広場は、海風を感じながらすごせる場所なのでお気に入り
- ・大木の木陰がもっとあると年配の方々も集まると思う

- ・海軍壕公園のコスモスがとてもきれい
- ・海軍壕の近くの道路は、いつも草花がキレイに整備されている。整備している方々のおかげ

- ・我那覇御嶽の緑が集落の背景になっている
- ・我那覇の公民館中の公園等の緑が好き

- ・嘉数公民館近くのガジュマルが大きくて目に入る
- ・嘉数公民館の敷地や周辺の緑

- ・根差部の自宅周辺、ニュータウンは、各家庭は良く緑の手入れが、ゆき届いていて住人で良かった。公園も比較的きれいでとても良い街だと思う

- ・南部農林高校から長嶺向けの道路の街路樹

- ・とよみ小学校から長嶺小中学校への幹線道路NHK塔を眺める斜面の緑

- ・高安からとよみの杜の斜面地の濃い緑地帯が田舎の山々とリンクしていやされる
- ・高安高台から左側に城址をみて右側に水辺と集落の影色がなんとも言えないバランスで自然は残すべきものだと思う

- ・運動公園の周囲の大木が、(木陰)ウォーキングの暑さ対策に良い
- ・豊見城総合公園の緑のなかで子ども達がよるこんでせみ取りをする
- ・豊見城総合運動公園の広場の緑も沖繩らしく好き
- ・総合公園内の緑が癒される
- ・中央公民館の周辺や遊歩道等、散歩しながら見る、緑はとてもきれいで、心が休まる

- ・上田交差点から上田小方面、サンエーウイングシティ方面へと向かう道沿いの街路樹が好き

- ・とよみの杜の前の畑
- ・大浜第2病院裏の畑、斜面
- ・上田の高台

- ・座波名森が風で揺れたときの音や風景

- ・渡嘉敷集落センター近くの公園とそこから見える景色。ニュージーランドみたい。羊がいそう

- ・せせらぎ公園の水の流れる音や大きな木陰での散歩が楽しめる

- ・豊見城団地 A~E 棟道路沿及び豊見小側の公園の芝生の緑地帯の緑、花がやわらかく明るい
- ・団地内のガジュマルの木の広場が、子供達や大人の憩いの場になっている
- ・豊見城団地周辺散歩していて(早朝)芝や杉などがとてもさわやかで心地よい

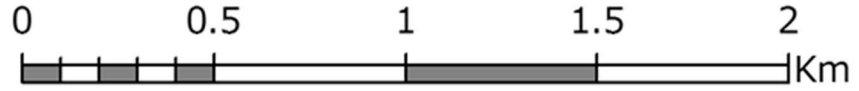
- ・豊崎美らSUNビーチは木陰があって涼しげ
- ・SUN ビーチの公園は広い芝生があり、手入れが行き届いており散歩が気持ち良い
- ・SUNビーチの近くの街路樹
- ・SUNビーチの緑が子供から年寄りまで遊べる。散歩もできるしペットとも一緒に楽しめる場所

- ・豊崎の自宅や近所の生け垣等が整然としていて快適。静かで落ち着ける雰囲気
- ・豊崎と西崎の間の約3kmの海辺、芝生がいい
- ・豊崎のジョギングコースの松林が住宅地とマッチングしている
- ・JA豊崎付近の草地。生い茂っている雰囲気が好き

- ・県道7号線の保栄茂から賀数に行く、路肩の人工緑
- ・保栄茂から瀬長島方面を見た際に広がる畑
- ・伊良波や保栄茂の丘の上の緑
- ・保栄茂ガスクの丘の上の緑が集落の背景になっている
- ・保栄茂のバス停付近にある花壇が、必ず目にとまり癒されている。そこに続くディゴの木も花が咲くと更に季節感を味わうことができる

- ・にじ公園の芝生は思いきり走れるほど広く、子供と遊ぶには楽しい
- ・公園のベンチで座り子供達の遊ぶ姿を見るのが、いやされる(にじ公園)
- ・にじ公園の緑の下で食事をしながら楽しむ
- ・豊崎の公園→自然を感じることでできる大きな木がある。子どものセミとりスポットにもなっていて、楽しめる

- ・糸満から豊見城へかけての畑や丘の緑



② 「公園」に対する意向

a. よく行く公園とその頻度

よく行く公園は、全市では、「豊見城総合公園」が最も多く、次いで「豊崎にじ公園」「豊崎海浜公園」「漫湖公園」が多い。地域ごとにみると、IV V Xは「豊見城総合公園」、II IIIは「漫湖公園」、Iは「海軍壕公園」、VIIIは「豊崎海浜公園」、IX・XIは、「豊崎にじ公園」と、近くの広い公園がよく行く公園として選択される傾向にある。

よく行く公園へ行く頻度は、全市では、「月に1～2回」が最も多く、次いで「年に数回」「週1回ぐらい」が多い。地域ごとでは、「近くに公園がない」の割合が高い地域では、利用頻度が少ない傾向にある。

単位：%

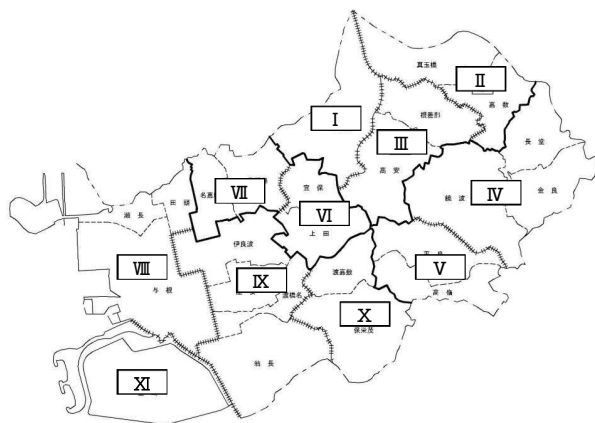
地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 豊見城総合公園	22	10	19	20	55	47	25	5	0	0	43	0
2 せせらぎ公園	2	0	0	0	0	13	4	0	0	0	0	0
3 その他の都市計画公園(市内)	9	24	0	2	0	0	32	26	0	6	0	5
4 瀬長島の公園	2	0	5	2	5	0	4	0	0	0	0	0
5 豊見城城址公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 開発行為、団地内等の公園	4	0	5	7	0	17	0	0	0	0	0	0
7 その他の公園(市内)	1	0	0	0	0	0	4	0	25	0	14	0
8 奥武山公園	4	10	10	2	9	0	4	5	0	6	0	0
9 漫湖公園	10	14	24	29	9	3	0	5	0	0	0	0
10 海軍壕公園	7	38	0	12	0	0	7	11	0	0	0	0
11 糸満西崎の公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 平和祈念公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
13 その他の公園(市外)	6	0	14	2	9	7	0	16	0	18	0	0
14 豊崎海浜公園	11	0	19	12	5	3	7	11	75	18	29	10
15 豊崎にじ公園	20	5	5	7	9	10	14	21	0	47	14	85
16 不明	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

よく行く公園

単位：%

地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 毎日	3	0	3	6	4	8	0	0	9	0	0	0
2 週1回ぐらい	15	23	17	15	13	18	12	10	9	11	0	28
3 月に1～2回	25	23	17	30	42	23	24	30	0	21	21	28
4 年に数回	19	17	30	17	17	26	12	20	18	32	21	14
5 行かない	9	9	3	9	4	8	18	7	18	16	7	7
6 近くに公園がない	5	3	7	7	8	3	2	10	0	11	14	0
無効回答・無回答	23	26	23	17	13	15	31	23	45	11	36	24
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

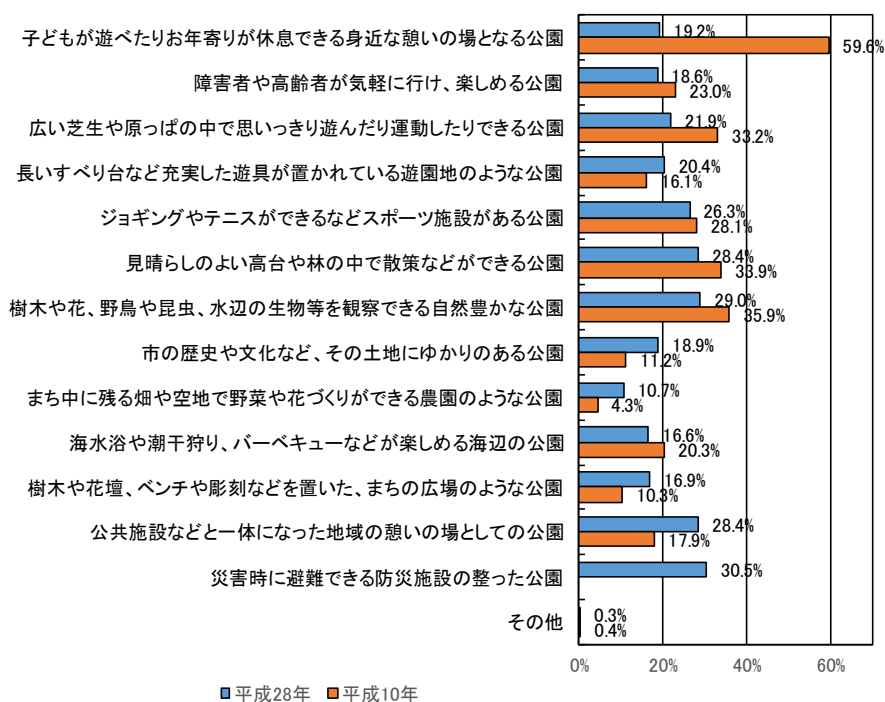
よく行く公園へ行く頻度



- I 豊見城地区
- II 真玉橋・嘉数地区
- III 高安・根差部地区
- IV 長堂・金良・鏡波地区
- V 平良・高嶺地区
- VI 宜保・上田地区
- VII 我那覇・名嘉地区
- VIII 田頭・瀬長・与根地区
- IX 伊良波・座安・渡橋名・翁長地区
- X 保栄茂・渡嘉敷地区
- XI 豊崎地区

b. 豊見城市にあったらいいと思う公園

豊見城市にあったらいいと思う公園で一番多いのは「災害時に避難できる防災施設の整った公園」で、次いで「樹木や花、野鳥や昆虫、水辺の生物等を観察できる自然豊かな公園」「見晴らしのよい高台や林の中で散策などができる公園」「公共施設などと一体となった地域の憩いの場としての公園」で多くなっている。平成10年調査と比較すると「子どもが遊べたりお年寄りが休憩できる身近な憩いの場となる公園」と「広い芝生や原っぱの中で思いきり遊んだり運動したりできる公園」が少なくなっており、これは、公園が整備されてきたことにより施設に対するニーズが充足してきたものと推測できる。また、平成10年調査では少数だった「まち中に残る畑や空地で野菜や花づくりができる農園のような公園」などが増加しており、公園に対するニーズが多様化してきたととらえられる。



豊見城にあったらいいと思う公園

c. 地域の公園の満足度と地域にほしい公園

地域ごとの公園の満足度は、「XI豊崎地区」が最も高く、次いで「IV長堂・金良・饒波地区」「V平良・高嶺地区」が高い。その一方で、「X保栄茂・渡嘉敷地区」「VI宜保・上田地区」「II真玉橋・嘉数地区」の順に満足度が低くなっている。

地域の緑と公園の両方の満足度をみると、XIはいずれもかなり高い。その一方で、II VIは緑が高くなく公園が低い。また、Xは緑がかなり高いものの公園がかなり低い評価であった。

地域にほしい公園は、どの地域でも「子どもが遊べたりお年寄りが休息できる身近な憩いの場となる公園」が最も多い。その次に多いものは地域により異なるが、満足度が最も低いXでは、「障害者や高齢者が気軽に行け、楽しめる公園」となっている。

単位: %

地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 満足している	9	11	3	7	21	8	8	10	9	5	7	17
2 まあ満足している	26	29	27	24	21	36	16	30	27	21	7	45
3 一概には言えない	19	23	20	24	13	13	16	13	0	32	21	21
4 あまり満足はしていない	26	23	17	28	33	26	39	17	36	32	21	14
5 不満を感じている	13	14	23	7	8	10	14	23	9	5	29	3
6 その他	3	0	3	4	4	5	4	3	0	0	0	0
無効回答・無回答	4	0	7	6	0	3	2	3	18	5	14	0
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
満足度	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	--	++

地域の公園の満足度

【再掲】

地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 住まいの地域の緑の満足度	+	+	0	+	++	++	0	0	+	++	++	++
2 住まいの地域の公園の満足度	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	--	++

地域の緑と公園の満足度

I 豊見城地区	VI 宜保・上田地区	満足度の凡例 ++ 満足度がかなり高い + 満足度が高い 0 どちらともいえない - 満足度が低い -- 満足度がかなり低い
II 真玉橋・嘉数地区	VII 我那覇・名嘉地地区	
III 高安・根差部地区	VIII 田頭・瀬長・与根地区	
IV 長堂・金良・饒波地区	IX 伊良波・座安・渡橋名・翁長地区	
V 平良・高嶺地区	X 保栄茂・渡嘉敷地区	
	XI 豊崎地区	

単位: %

地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 子どもが遊べたりお年寄りが休息できる身近な憩いの場となる公園	64	54	60	54	83	74	67	63	82	63	86	48
2 障害者や高齢者が気軽に行け、楽しめる公園	24	14	37	37	17	21	16	23	36	16	43	17
3 広い芝生や原っぱの中で思いっきり遊んだり運動したりできる公園	37	29	43	35	29	46	33	40	45	53	21	34
4 長いすべり台など充実した遊具が置かれている遊園地のような公園	17	14	10	15	17	21	16	10	18	16	21	31
5 ジョギングやテニスができるなどスポーツ施設がある公園	29	29	20	28	29	26	41	17	27	21	29	41
6 見晴らしのよい高台や林の中で散歩などができる公園	25	29	23	30	29	15	20	40	18	26	29	21
7 樹木や花、野鳥や昆虫、水辺の生物等を観察できる自然豊かな公園	24	37	20	17	21	23	18	30	18	42	7	34
8 市の歴史や文化など、その土地にゆかりのある公園	6	14	7	7	4	0	8	3	0	0	14	3
9 まち中に残る畑や空地で野菜や花づくりができる農園のような公園	8	3	10	7	4	15	6	17	9	5	7	7
10 海水浴や潮干狩り、バーベキューなどが楽しめる海辺の公園	6	11	7	4	13	5	6	0	0	5	0	10
11 樹木や花壇、ベンチや彫刻などを置いた、まちの広場のような公園	12	17	13	7	13	8	16	13	18	16	0	10
12 公共施設などと一体になった地域の憩いの場としての公園	14	14	20	22	8	15	14	20	0	0	0	10
13 災害時に避難できる防災施設の整った公園	21	17	23	22	13	21	27	13	0	37	29	24
14 その他	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
無効回答・無回答	12	17	7	15	21	8	10	10	27	0	14	7

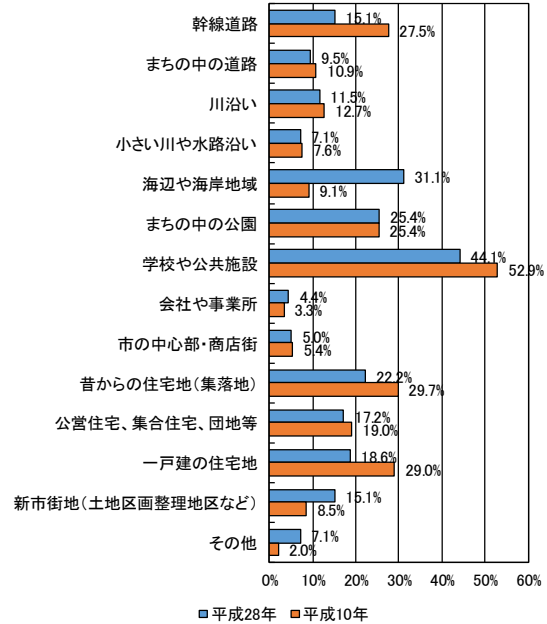
※回答率は、回答者数の値を分母に用いた。

地域にほしい公園

③ 「緑化」に対する意向

a. 豊見城で「緑化」が進んでいると感じる場所

豊見城市で「緑化」が進んでいると感じる場所は、「学校や公共施設」が最も多く、次いで「海辺や海岸地域」「まちの中の公園」が多い。「海辺や海岸地域」や「新市街地(土地区画整理地区など)」は、平成10年調査から増加しており、豊崎海浜公園や瀬長島の公園、土地区画整理地区等における公園整備の効果によるものと考えられる。これらとは逆に、「学校や公共施設」「昔からの住宅地(集落地)」「幹線道路」等については平成10年調査に比べ評価が低下している。



豊見城市で緑化が進んでいると感じる場所

b. 地域において「緑化」を進めたい場所

地域において「緑化」を進めたい場所は、どの地域でも「幹線道路」「まちの中の道路」「まちの中の公園」が多い傾向にある。これら以外では、ⅡやⅩは「9 市の中心部・商店街」、Ⅳは「3 川沿い」、Ⅸは「7 学校や公共施設」が多くなっている。

地域	単位: %											
	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 幹線道路	35	46	30	24	33	28	33	37	36	58	43	41
2 まちの中の道路	38	31	30	30	42	38	43	63	27	42	43	31
3 川沿い	22	23	27	28	42	13	14	23	27	16	0	28
4 小さい川や水路沿い	14	17	13	15	13	15	12	20	9	11	14	14
5 海辺や海岸地域	14	23	7	9	4	21	16	17	18	16	0	17
6 まちの中の公園	35	40	30	31	33	38	47	33	9	47	36	24
7 学校や公共施設	23	20	20	17	33	23	22	20	18	47	14	31
8 会社や事業所	9	6	20	13	4	5	10	10	0	5	7	7
9 市の中心部・商店街	27	26	43	24	21	31	31	23	27	16	43	7
10 昔からの住宅地(集落地)	9	9	10	15	0	13	8	7	9	5	0	14
11 公営住宅、集合住宅、団地等	15	14	10	15	8	18	18	0	18	26	14	24
12 一戸建の住宅地	9	11	10	11	13	10	2	13	9	0	14	10
13 新市街地(土地区画整理地区など)	15	9	10	28	21	8	18	7	9	5	0	24
14 その他	1	3	3	2	4	0	0	0	9	0	0	0

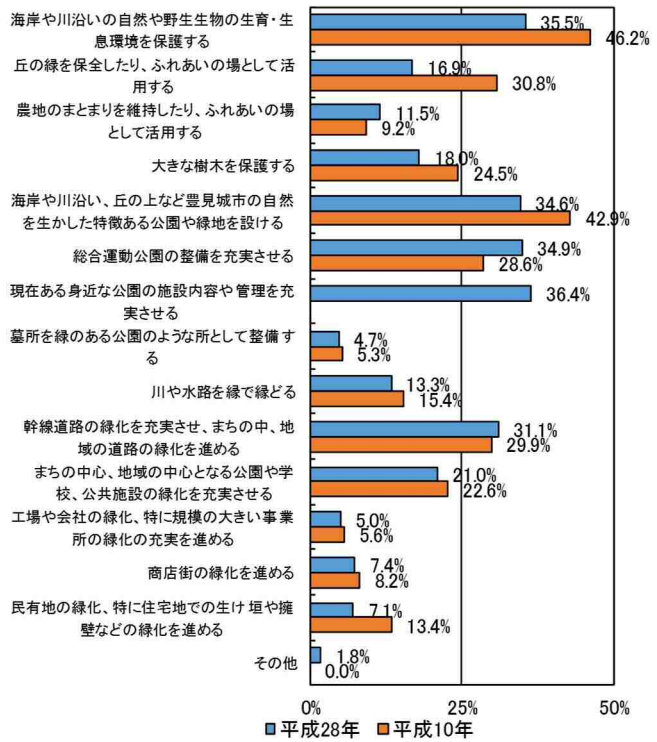
地域において緑化を進めたい場所

I 豊見城地区	VI 宜保・上田地区
II 真玉橋・嘉数地区	VII 我那覇・名嘉地区
III 高安・根差部地区	VIII 田頭・瀬長・与根地区
IV 長堂・金良・饒波地区	IX 伊良波・座安・渡橋名・翁長地区
V 平良・高嶺地区	X 保栄茂・渡嘉敷地区
	XI 豊崎地区

④ 緑の施策や事業に対する意向

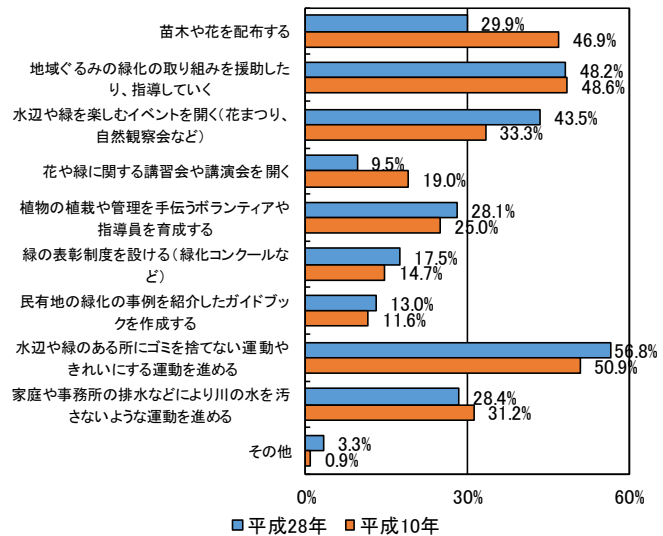
花と緑を豊かにするために住民や事業者が取組むことについては、「現在ある身近な公園の施設の内容や管理を充実させる」が最も多く、次いで「海岸や川沿いの自然や野生生物の生育・生息環境を保護する」「総合運動公園の整備を充実させる」が多い。

平成 10 年調査と比較すると、「丘の緑を保全したり、ふれあいの場として活用する」が大きく減少している。



花と緑を豊かにするために住民や事業者が取組むこと

住民が自ら積極的に緑のまちづくりを進めるために行政が取組むことについては、「水辺の緑のある所にゴミを捨てない運動やきれいにする運動を進める」が最も多く、次いで「地域ぐるみの緑化の取り組みを援助したり、指導していく」「水辺や緑を楽しむイベントを開く(花まつり、自然観察会など)」が多い。

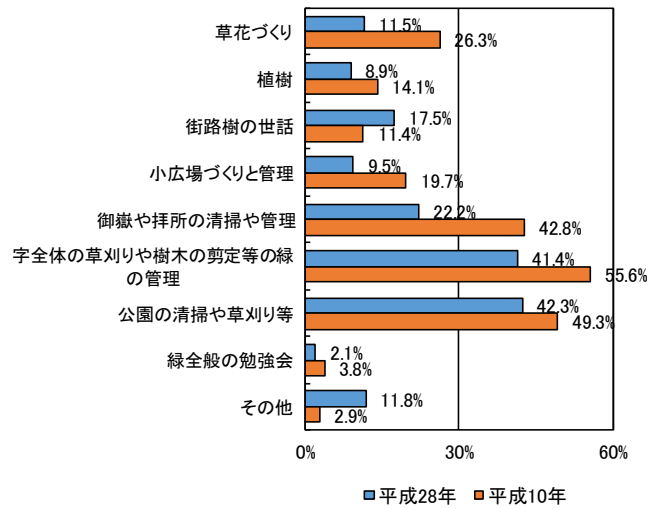


住民が自ら積極的に緑のまちづくりを進めるために行政が取組むこと

⑤ 住民の参加

地域で行っている(又は知っている)緑に関する活動は、全市では、「公園の清掃や草刈り等」が最も多く、次いで「字全体の草刈りや樹木の剪定等緑の管理」が多い。平成10年調査と比較すると、「街路樹の世話」「その他」を除き全ての項目で減少している。

地域別では、前述した全市の上位2位は、いずれの地域でも上位にあり、それ以外では、ⅦⅧで「御嶽や拝所の清掃や管理」、Ⅴで「街路樹の世話」が多くなっている。



地域	全市	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI
1 草花づくり	12	11	10	17	21	21	6	3	0	5	7	7
2 植樹	9	3	3	11	8	15	12	7	0	11	0	10
3 街路樹の世話	17	11	23	15	29	31	22	3	18	5	7	17
4 小広場づくりと管理	9	3	10	11	13	13	6	7	9	11	14	14
5 御嶽や拝所の清掃や管理	22	29	13	24	25	23	14	33	64	26	21	0
6 字全体の草刈りや樹木の剪定等の緑の管理	41	37	40	41	42	46	31	30	64	53	50	55
7 公園の清掃や草刈り等	42	40	33	39	50	56	18	37	45	58	43	69
8 緑全般の勉強会	2	9	0	2	0	3	0	0	0	5	0	3
9 その他	12	11	23	17	4	10	12	10	0	11	7	7

住まいの地域で行っている(又は知っている)緑に関する活動

緑化や緑の維持管理に関する各設問では、「必要があれば」参加するといった条件付きで参加する意見が最も多いが、参加すると合わせると、半数以上の方が参加意向を示している。また、身近な公園の維持管理に関する設問についても、「市と地域が協力して管理する」が最も多く、地域住民の参加意向が積極的であることが伺える。

設問	回答	割合	設問	回答	割合
A) 自宅の敷地内の樹木や花の充実を図る。	1 行う	36	G) 豊見城市が緑化推進のために... 寄付や募金活動へ参加する。	1 これまで通り参加できる	5
	2 必要があれば行う	47		2 必要があれば参加する	57
	3 できない	13		3 効果が判らないので参加できない	34
B) 集会所や身近な公園・道路・学校などの緑化や花づくり、さらに維持管理に対して地域活動の一員として取り組む。	無効回答・無回答	4	無効回答・無回答	4	
	1 参加できる	12	H) 現在利用していないあなたの土地(空き地、斜面地等)を、一定期間、緑地として豊見城市に利用させる。	1 税の減免や助成等の特典があるなら良い	30
	2 必要があれば参加する	62		2 借地料等の条件による	20
3 できない	22	3 利用させない		11	
C) 豊見城市や地域の呼びかけによる緑化推進ボランティアとして協力する。	無効回答・無回答	3	無効回答・無回答	39	
	1 協力できる	8	I) 地域ぐるみで緑化協定(生垣等の緑化等)等を結ぶ場合、地域の員として取り組むことができる。	1 場所は色々あるので参加できる	3
	2 必要があれば協力する	49		2 場所は限られるが、可能な範囲で参加する	39
3 できない	39	3 場所がないのでできない		45	
D) 花や緑に関する講習会や講演会へ参加する。	無効回答・無回答	3	4 場所はあるができない、したくない	3	
	1 参加できる	12	無効回答・無回答	10	
	2 必要があれば参加する	45	J) 身近な公園の維持・管理について、あなたの考えはどれに該当しますか。次の中から1つ選んで下さい。	1 公的な施設なので市が管理する	25
3 できない	40	2 市と地域が協力して管理する		56	
無効回答・無回答	4	3 地域が中心となって管理する		8	
1 参加できる	15	4 ボランティアを募って管理する		4	
2 必要があれば参加する	46	5 その他		1	
3 できない	36	無効回答・無回答	5		
無効回答・無回答	3				

活動への取り組みや維持管理に関する意向

2 緑の評価と課題

2.1 緑の分析と評価

本市の緑について、緑の主要な機能である「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観形成系統」ごとに評価を行うとともに、アンケート調査結果を用いて「全般」について評価を行う。

(1) 環境保全系統

① 都市の骨格

本市の都市環境の骨格は、東側は点在する丘陵部に形成される斜面緑地や、この間を縫うように流れる饒波川、長堂川や国場川(漫湖)が骨格を形作り、西側は与根・伊良波などに広がる農用地、遠浅のイノー礁地を有する海辺空間、那覇市との境界の斜面緑地が骨格を形作っている。これらは生活空間に近接して存在し自然を身近に感じさせてくれる重要な機能を果たしている。また、樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を有し、水辺は急激な気温変化を緩和する機能を有する。しかしながら、斜面緑地等のほとんどは保全のための規制等はなされていない。

斜面緑地等	境界斜面緑地、豊見城グスク周辺緑地、嘉数高台緑地、長嶺グスク周辺緑地、総合公園周辺緑地、平良グスク周辺緑地、保栄茂グスク周辺緑地
水辺環境	漫湖、国場川、饒波川、長堂川、西海岸(瀬長島・与根漁港・豊崎海浜公園)
優れた農地	まとまりのある農用地区域(田頭、伊良波、与根、座安、翁長、高嶺、饒波・金良等)

② 動植物の保全

饒波川やその下流部に広がる漫湖の干潟、瀬長島周辺の干潟、河川の遊水池などには野鳥が飛来する水辺環境が存在する。特に、漫湖は自然性の高いマングローブ林が群生し、絶滅が心配されるクロツラヘラサギなど多くの野鳥が飛来することからラムサール条約湿地に登録されている。この他、まとまった森林が広がる斜面緑地等では森林性の鳥類が観察され、瀬長島から那覇市の大嶺海岸一帯に広がるサンゴ礁では多様な生物が生息しており、これらの豊かな自然の保全が望まれる。

斜面緑地等	境界斜面緑地、豊見城グスク周辺緑地、嘉数高台緑地、長嶺グスク周辺緑地、総合公園周辺緑地、平良グスク周辺緑地、保栄茂グスク周辺緑地
水辺環境	漫湖、国場川、饒波川、長堂川、西海岸(瀬長島周辺)

③ 優れた歴史風土

丘陵部に残る緑は史跡や郷土資源が維持されてきた場所であり、先人によって受け継がれてきた本市の歴史の拠り所として大切に継承していく場所である。特に瀬長島や豊見城グスク一帯は豊見城発祥の地といわれており重要なシンボルエリアである。また、平良グスク、保栄茂グスク、長嶺グスク、植生が良く残されている根差部・饒波・渡嘉敷の御嶽(うたき)も地域の歴史を伝えるところとして存続を図る所である。

優れた歴史風土	瀬長島、豊見城グスク周辺緑地、平良グスク周辺緑地、 保栄茂グスク周辺緑地、長嶺グスク周辺緑地、 御嶽(うたき)(根差部・饒波・渡嘉敷)
---------	---

④ 快適な生活環境

「宜保地区」と「豊崎地区」は、地区計画により開発時に敷地内緑化等を行うことが規定され、うるおいある生活環境を形成している。また、街区公園などの身近な公園の植栽も生活環境を良好なものとしている。そのため、こうした緑化施策の他地区への適用拡大、施設の適正管理を行い、快適な生活環境の維持・向上に向けて取り組むことが望まれる。

快適な生活環境	地区計画区域(宜保地区、豊崎地区)の宅地内の植栽地、 街区公園等の植栽
---------	--

⑤ 優れた農地

本市の西部や南部の平野部を中心に広がる農地は、農村であった時代と自然的な環境を身近に感じさせてくれる存在である。その一方で開発需要の高まりにより宅地化が進行しており、今後は市街化の方向性と調整しながら農地の保全に努める必要がある。

優れた農地	まとまりのある農用地区域(田頭、伊良波、与根、座安、翁長、高嶺、 饒波・金良等)
-------	---

(2) レクリエーション系統

① レクリエーションの場

日常の憩い空間、子供達の遊び場、地域コミュニティの活動の場として住区基幹公園や開発行為による公園、農村公園が重要な役割を果たしている。これらの配置状況を街区公園の誘致距離 250m を参考にみると、住居系用途地域であっても近くに公園がない又は小規模な公園しかない地域もみられる。

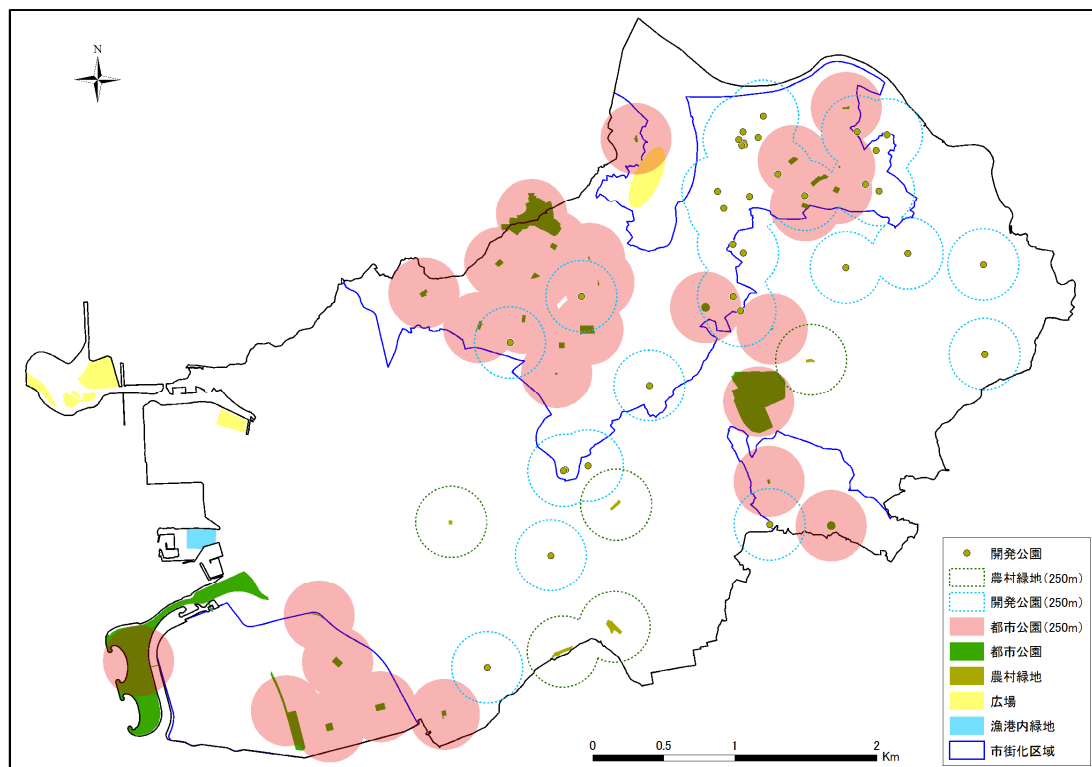
広域レクリエーションの場として、都市基幹公園である豊見城総合公園や豊崎海浜公園、与根サッカー場や与根漁港内緑地等の広場、瀬長島、豊見城城址公園が重要な役割を担っており、これらの保全や、ニーズに対応した施設整備が求められる。

都市公園の一人あたりの目標面積は、都市公園法施行令によると、行政区域は 10 m²以上、市街地は 5 m²以上とあるなか、本市ではそれぞれ 9.0 m²*1、4.3 m²*2 とこれらの水準には至っていない。

※1 51.53ha/57,261 人(H22) ※2 18.78ha/43,751 人(H22)

日常レクリエーションの場	住区基幹公園、開発行為による公園、農村公園
広域レクリエーションの場	都市基幹公園(豊見城総合公園、豊崎海浜公園)、与根サッカー場、与根屋外運動場、瀬長島野球場、瀬長島(サンセットパーク広場及び自然海浜広場、サンセットパーク展望広場)、与根漁港内緑地、豊見城城址公園

公園等の配置状況



② 自然とのふれあいと緑

ラムサール条約登録湿地に指定される漫湖ではバードウォッチングが行われ、那覇市郊外では数少ない自然の海辺環境を有する瀬長島周辺では水辺環境を活かした環境学習が行われている。また、市民農園は野菜の栽培等を通して自然とのふれあいの場として活用されており、これらを貴重な自然とのふれあい空間として、適切に保全していく必要がある。

自然とのふれあい空間	漫湖の干潟、瀬長島周辺のイノー礁池、市民農園
------------	------------------------

(3) 防災系統

① 自然災害の危険防止

本市の急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流の発生が想定される区域では、土砂災害警戒区域を指定し警戒避難体制の整備や住宅の構造規制等を行い、併せて急傾斜地崩壊危険区域等を指定し防災施設の整備を進めている。このほか、山林火災の発生を防止するため、地域の実情に即した防火施設の整備が求められる。

② 災害に強い都市構造の形成

広幅員の道路や公園・緑地等は、延焼遮断機能を有しているため、これらの適正な配置が求められる。また、公園・緑地等は、災害発生時、防災活動や避難活動の場として重要な役割を担うため、既存施設を適切に管理するとともに、市街地の進展に合わせた新たな施設の確保が求められる。

(4) 景観形成系統

① 骨格的な景観

景観計画(案)において、饒波川や長堂川、西海岸を水の景に、豊見城グスク周辺緑地や嘉数高台緑地等を緑の景として本市の骨格要素として位置づけており、これらの適正な保全と連続性の確保が望まれる。

水の景	饒波川、長堂川、西海岸
緑の景	豊見城グスク周辺緑地、嘉数高台緑地、長嶺グスク周辺緑地、総合公園周辺緑地、平良グスク周辺緑地、保栄茂グスク周辺緑地、境界斜面緑地

② 優れた景観の眺望点

本市における良好な景観の眺望点として景観計画(案)において、海軍壕公園高台、豊見城グスク等下表の各地点が位置づけられている。これを見て分かるようにグスク跡が多いのが本市の特徴である。これら眺望点周辺環境とこれらから望まれる区域の緑地の保全が必要である。

眺望地点	海軍壕公園高台、豊見城グスク、嘉数バンタ、長嶺グスク、長嶺幼稚園附近からの農地の見晴し、高台の(大浜第二)病院、那覇空港自動車道トンネル西口、保栄茂グスク、エコシティとはしな、豊見城道路、海中道路、瀬長島、志茂田原の平野が広がるゲート景
------	--

③ ランドマークとなる場所

本市の主たるランドマークとして景観計画(案)において、以下の各地点が位置づけられており、これら各区域の緑地の保全が必要である。

ランドマーク	瀬長島、赤崎、数珠森、美らSUNビーチ、海軍壕公園、とよみ大橋、漫湖、豊見城グスク、嘉数公民館のガジュマル、電波塔
--------	---

(5) 全般（アンケート調査より）

本市の『緑』について、半数以上が満足の傾向にあるが、一方で約2割に不満の傾向がみられる。緑を感じる場所は、「公園」「豊見城グスク」「漫湖の水辺」「畑」などの意見が多い。

『公園』については、「豊見城総合公園」「豊崎にじ公園」「豊崎海浜公園」「漫湖公園」といった規模の大きな公園がよく利用されている。地域ごとでは、近くに公園が無い場合、利用頻度が少ない傾向にある。また、市にほしい公園として、「防災施設の整った公園」「生物を観察できる自然豊かな公園」「散策できる公園」「憩いの場としての公園」などの意見が比較的多いものの、その他の意見も少なくなく、公園に対するニーズは多様化している。

『緑化』については、緑化が進んでいると評価されているのは「学校や公共施設」「海辺や海岸地域」「まちの中の公園」である。今後、地域で緑化を進めたい場所は、「幹線道路」「まちの中の道路」「まちの中の公園」とする意見が共通して多い。

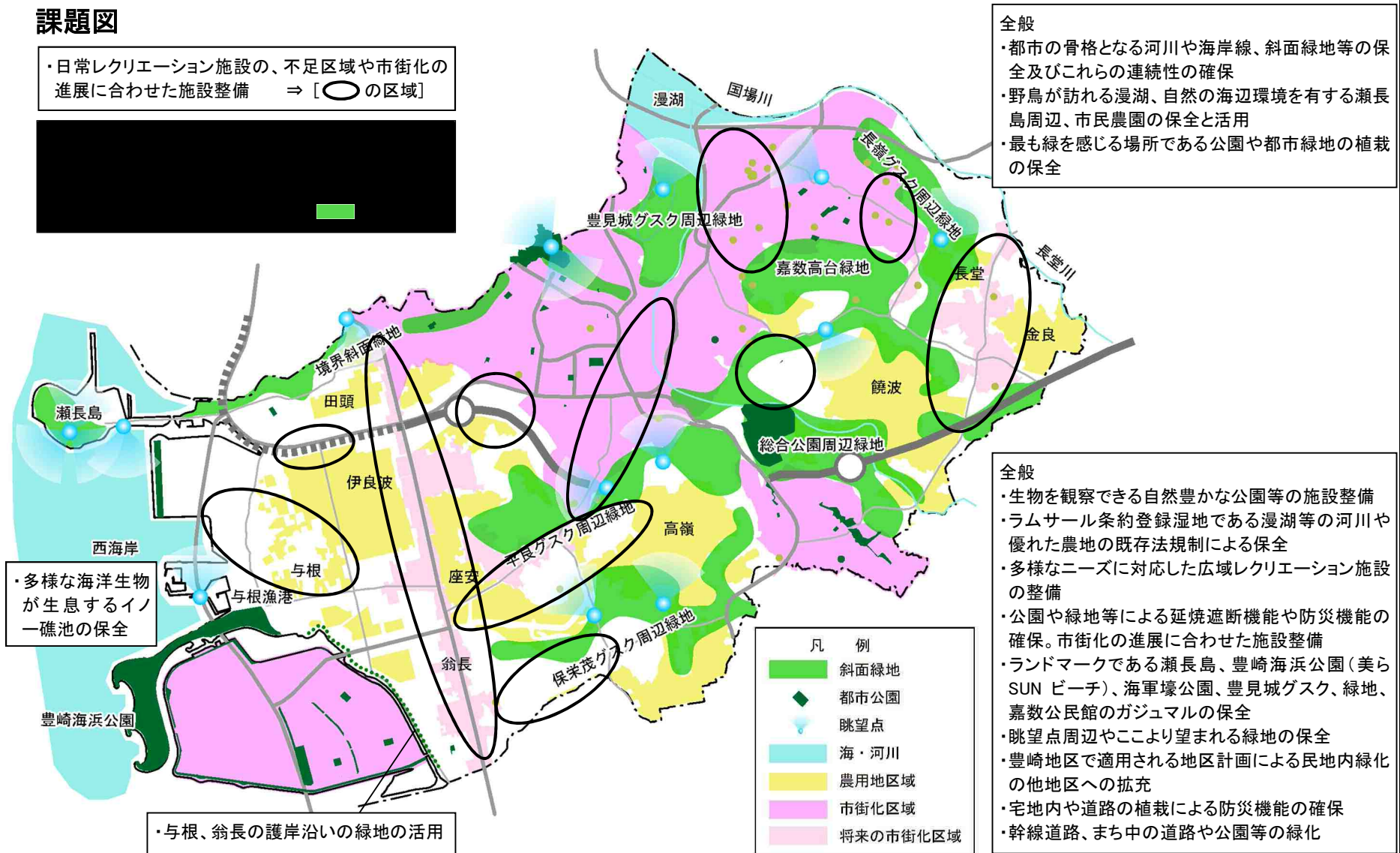
2.2 みどりの保全・整備等にかかる課題

前述した緑の主要な機能ごとの評価を踏まえ、これらの主要な機能ごとに「施設緑地の整備」「緑地保全」「都市緑化に関する課題」を整理する。

	施設緑地の整備	緑地保全	都市緑化
環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> 最も緑を感じる場所である公園や都市緑地の植栽の保全 生物を観察できる自然豊かな公園等の施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格を形成しグスク等の歴史の拠り所でもある斜面緑地等（豊見城グスク周辺緑地や嘉数高台緑地等）を適正に保全するための規制等の導入 ラムサール条約登録湿地である漫湖等の河川や優れた農地の既存法規制による保全 多様な海洋生物が生息するイノー礁池の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 豊崎地区で適用される地区計画による民地内緑化の他地区への拡充 幹線道路、まち中の道路や公園等の緑化
レクリエーション系統	<ul style="list-style-type: none"> 日常レクリエーション施設の、不足区域や市街化の進展に合わせた施設整備 多様なニーズに対応した広域レクリエーション施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥が訪れる漫湖、自然の海辺環境を有する瀬長島周辺、市民農園の保全と活用 	
防災系統	<ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地等による延焼遮断機能や防災機能の確保 市街化の進展に合わせた施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 与根、翁長の護岸沿いの緑地の活用 	
景観形成系統	<ul style="list-style-type: none"> ランドマークである瀬長島、豊崎海浜公園（美らSUNビーチ）、海軍壕公園、豊見城グスクの適正な保全 	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格となる河川や海岸線、斜面緑地等の保全及びこれらの連続性の確保 眺望点周辺やここより望まれる緑地の保全 ランドマークである緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ランドマークとなる嘉数公民館のガジュマルの保全

課題図

・日常レクリエーション施設の、不足区域や市街化の進展に合わせた施設整備 ⇒ [○の区域]



全般
 ・都市の骨格となる河川や海岸線、斜面緑地等の保全及びこれらの連続性の確保
 ・野鳥が訪れる漫湖、自然の海辺環境を有する瀬長島周辺、市民農園の保全と活用
 ・最も緑を感じる場所である公園や都市緑地の植栽の保全

全般
 ・生物を観察できる自然豊かな公園等の施設整備
 ・ラムサール条約登録湿地である漫湖等の河川や優れた農地の既存法規制による保全
 ・多様なニーズに対応した広域レクリエーション施設の整備
 ・公園や緑地等による延焼遮断機能や防災機能の確保。市街化の進展に合わせた施設整備
 ・ランドマークである瀬長島、豊崎海浜公園(美らSUN ビーチ)、海軍壕公園、豊見城グスク、緑地、嘉数公民館のガジュマルの保全
 ・眺望点周辺やここより望まれる緑地の保全
 ・豊崎地区で適用される地区計画による民地内緑化の他地区への拡充
 ・宅地内や道路の植栽による防災機能の確保
 ・幹線道路、まち中の道路や公園等の緑化

・多様な海洋生物が生息するイノ一礁池の保全

・与根、翁長の護岸沿いの緑地の活用

凡 例	
	斜面緑地
	都市公園
	眺望点
	海・河川
	農用地区域
	市街化区域
	将来の市街化区域

3 基本方針と目標

3.1 基本方針

(1) 基本理念

豊見城市はかつて琉球三山時代、南山の最北にあって中山と対峙していた要衝の地、豊見城間切りから発達した地域である。その後の琉球王朝時代においても王府首里・那覇とはつながりを保ちつつ独自の地歩を築いてきた。

瀬長島一帯から南に広がる広いサンゴ礁の海域、漫湖から伸びる国場川・長堂川、饒波川の水系、豊見城グスクに始まる起伏の大きい丘陵部とそこに広がる田や畑の存在は海の幸、川の幸、野の幸を育み、王府の人達の生活を支えてきた。

今日、都市化が進んで人口は急増し、那覇市の都市圏に組み込まれてもこの構造は基本的に変わらず、農村部を生かした独自の都市地域を形成している。

しかし、50年ほどにわたる都市化の流れは、必要とされる計画的な都市整備の対応を越える勢いで広がり、豊見城市が持っていた自然の恵みを育む緑や水辺に大きな影響を与えてきた。

近年、豊見城市では、住み良く安全で楽しい活力ある都市の形成を目指した施策を進めており、住民もまた自らこれらの市の独自性を育んできた緑と水辺の価値を見直し、よりよい街づくりのために身近な環境を改善する活動に取り組んでいる。

豊見城市のみどりの基本計画は、このような状況を踏まえて今後の都市のビジョンを緑の観点から構築するものである。この基本理念として、前計画では「土・水・緑・生きもののつながりを大切にした緑と水辺の生活文化都市」を掲げ、住民と企業(事業者)、行政が協力してこれを築いていくこととしていた。

現在、本市では第4次豊見城総合計画に示すまちづくりの基本理念や将来像の実現に向け庁内が一丸となって取り組んでいる所であるが、前計画の基本理念はこれに即したものとなっているものであるため、当計画においても、この基本理念を踏襲していくものとする。

第4次豊見城市総合計画（H23.3策定）

まちづくりの基本理念 「自律 活力 共生」

将来像 「ひと・そら・みどりがつなぐ響(とよ)むまち とみぐすく」

計画の基本理念

「土・水・緑・生きもののつながりを大切にした緑と水辺の生活文化都市」

(2) 緑の将来像

① 緑の将来像

豊見城市が基本とする住民と企業、行政とが協力して築く「土・水・緑・生きもののつながりを大切にした緑と水辺の生活文化都市」の考えは、その目指す姿として

自然のみどりが水辺や丘をやさしく縁どり、ふるさとのみどり・くらしのみどりが地域を包み込んで彩りを加え、並木道のみどりが緑陰を広げる潤いのあるまち・とみぐすく

を掲げ、これを緑の将来像として表す。緑の将来像は、A. 生かされている水辺と丘のみどり、B. 保たれているふるさとのみどり、C. 整えられているまちのみどり、D. つながり伸びる道のみどりによって、以下のように構成する。

② 緑の将来像の構成イメージ

A. 生かされている水辺と丘のみどり

- ・ 瀬長島を中心に残されているサンゴ礁の広がりや豊見城の海の幸を育ててきた所として自然性を維持している。一方、漫湖の一角はラムサール条約に登録された渡り鳥の中継地であり国際的に重要な所として保護されている。また、ここを河口として市域を貫く饒波川・国場川・長堂川にかけては海と陸の水のつながり、生きもののつながりが生かされていて水辺の回廊を形成している。
- ・ これらの水辺に臨む水辺のもりとして樹林の回復も進んだ瀬長島の一部やもっとも自然を残す豊見城グスクのもりがあり、そして与根の地先埋立地の先端部一帯に造成されたもりや干潟が新たな海辺の自然を創出している。饒波川中流の広がりもこれらの水辺のもりとして自然のつながりを高めている。また、豊見城の水系の源は丘のもりとなっていて、豊見城住民ならよく知っている保栄茂グスクや平良グスク、長嶺グスクの丘が緑の頂をつくり、また、親しまれている総合公園や伊良波の丘が地域の起伏と緑を維持している。これらは、自然の回復の場、防災避難の場、健康増進の場、景観のポイントとなり、公園や緑地に活かされている。
- ・ また、これらのもりをつなぐ斜面のみどりは保全されて豊見城の輪郭、市街地の輪郭を縁どるみどりをつくっている。

B. 保たれているふるさとのみどり

- ・ 豊見城の広い農村部には昔からの集落のみどりがよく保たれていて、御嶽や大樹、井泉等を継承している。
- ・ また、農地の広がりや丘との境、川や水路との境、畦に沿って草花が咲き所々の木立が影をつくる農地のみどりが美しく、ふるさとを感じさせる所となっている。

C. 整えられているまちのみどり

- ・ 豊見城市の生活の中心に当たる市街地の一帯や豊見城団地の一帯には、開発・整備に伴って整えられた広場や公園、並木道が人々のふれあいのみどりを演出している。
- ・ 既成市街地では、土地区画整理事業によって整えられたまちの公園や緑化された学校や文化施設等がまちの安全性快適性を高めてやすらぎのみどりとなり、まちに潤いを広げている。
- ・ 海辺に造成された豊崎地区には、ビーチのある公園が整備され、みどりが育まれて、隣接する漁港の集落とともに海と親しむことのできる海浜タウンが形成されている。

D. つながり伸びる道のみどり

- ・ まちを貫く幹線道路は、まちを楽しく歩くための道筋で、緑陰を広げる並木道が伸びている。
- ・ 川沿い、水路沿いには、緑と水辺をつないで並木や木立の広場、草花の小道が整えられ、まちを巡る散歩道となっている。

③ 緑のシンボル軸

- ・ 本市では良好な自然の保全が望まれる一方、住民の快適な緑の環境を創り出す事も重要である。
- ・ 饒波川は、川沿いに自然環境が多く、のこり動物の生活の場、移動経路となり自然生態系の拠点となる漫湖に注いでいる。また、北東～西を貫く県道11号線、68号線は、豊見城中央線として拡幅整備され、市街地中心部を通り、西海岸へと至る。
- ・ この二つの交差する緑の線を饒波川を環境保全系のシンボル軸、一方の豊見城中央線を創造系のシンボル軸として緑の構成の骨格とする。

〈緑の将来像と対応地〉

自然のみどりが水辺や丘をやさしく縁どり、ふるさとのみどり・くらしのみどりが地域を包み込んで彩りを加え、並木道のみどりが緑陰を広げる潤いのあるまち・とみぐすく

将来像の構成イメージ

対応地

<p>A. 生かされている水辺と丘のみどり</p> <p>①サンゴ礁の広がり和水辺の回廊</p> <p>②水辺のもり・丘のもり</p> <p>③縁どりのみどり</p>	<p>(1)海域と河川の保全整備 瀬長島海域、与根海域、漫湖、国場川、長堂川、饒波川</p> <p>(2)主要緑地の保全と整備： 漫湖・豊見城グスク、海軍壕、瀬長島一帯、豊崎海浜公園、伊良波、保栄茂グスク、平良グスク、豊見城総合公園、饒波川一帯、長嶺グスク一帯、電波塔一帯</p> <p>(3)丘陵・斜面の保全と整備 嘉数～根差部、豊見城～我那覇、平良～高嶺、保栄茂～翁長、饒波～長堂</p>
<p>B. 保たれているふるさとのみどり</p> <p>④集落のみどり</p> <p>⑤農地のみどり</p>	<p>(4)集落の緑の保全と整備：各拠点集落</p> <p>(5)農地一帯の緑の保全と整備 金良・饒波、渡嘉敷、与根・翁長</p>
<p>C. 整えられているまちのみどり</p> <p>⑥ふれあいの場のみどり</p> <p>⑦やすらぎの場のみどり</p> <p>⑧海辺のまちのみどり</p>	<p>(6)市街地中心部の緑化整備と緑化 中心市街地土地区画整理事業地区、豊見城団地地区、宜保土地区画整理事業地区</p> <p>(7)住宅地域の緑の保護・公園の整備、緑化の推進 市街化区域内</p> <p>(8)海岸地域の公園緑地整備と緑化 豊崎地区</p>
<p>D. つながり伸びる道のみどり</p> <p>⑨緑の並木道</p> <p>⑩緑と水辺の散歩道</p>	<p>(9)幹線道路の整備と緑化 国道、県道、都市計画道路等</p> <p>(10)遊歩道コースの整備と緑化 河川沿い、水路沿い、緑地沿い</p>

みどりの将来像図

凡 例			
A 生かされている水辺と丘のみどり	①サンゴ礁の広がり ②水辺の回り、丘の回り	C 整えられているまちのみどり	⑥ふれあいの場のみどり
	③縁どりのみどり		⑦やすらぎの場のみどり ⑧海辺のまちのみどり
B 保たれているふるさとのみどり	④集落のみどり ⑤農地のみどり	D つながり伸びる道のみどり	⑨緑の並木道 ⑩緑と水辺の散歩道



3.2 計画の目標水準

(1) 都市のフレーム

当計画が適合すべき豊見城市都市計画マスタープラン[第2版]においては、豊見城市人口ビジョンに示される70,000人の目標人口の達成に向けて取組むこととしており、当計画においてもこの目標人口を採用する。

■将来人口、将来市街地の検討

	都市計画区域			市街化区域			市街化調整区域		
	面積	人口	人口密度	面積	人口	人口密度	面積	人口	人口密度
単位	ha	人	人/ha	ha	人	人/ha	ha	人	人/ha
平成22年	1,944	57,261	29.5	589	43,751	74.3	1,355	13,510	10.0
将来	1,960 ※1	70,000	35.7	699	63,000 ※2	90.1	1,261	7,000	5.6

※1 平成26年国土地理院による都市計画区域面積修正

※2 将来の市街化区域面積は編入により平成22年から110haの増加となる。この区域の居住者人数(約6,500人)が現在の市街化調整区域から減るものとして将来の市街化調整区域人口を求めた。

(2) 緑地の確保目標

本市における将来の緑地の確保目標を設定する。

■市街化区域内の都市公園面積は1人あたり概ね5㎡確保する

都市公園法施行令において、「市街地の都市公園面積」は、住民一人当たり5㎡以上とすることが標準とされているため、本市においてもこの標準レベルを確保するものとする。

将来の市街化区域人口	63,000人
都市公園面積確保水準	5㎡/人（都市公園法施行令における標準値）

確保目標

$$63,000人 \times 5㎡/人 = 31.5ha$$

現在18.8haのため、約13haの都市公園を新たに整備する。

■行政区域（都市計画区域）内の都市公園面積は1人あたり概ね10㎡確保する

将来の行政区域人口	70,000人
都市公園面積確保水準	10㎡/人（都市公園法施行令における標準値）

確保目標

$$70,000人 \times 10㎡/人 = 70ha$$

現在51.5haのため、約19haの都市公園を新たに整備する。

【出典】都市公園法施行令

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

- ・第一条の二 一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

【出典】都市公園法運用指針（第2版） H24.4

- ・住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさと潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから10㎡以上としているものである。
- ・市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、当該区域が最も都市公園を必要とする区域であることから、用地の取得が困難であるという理由で都市公園の大部分が郊外に設けられるようなこととならないよう、住区基幹公園の計画的配置量等を勘案して、5㎡以上としているものである。

■確保予定の緑地

緑地種別		年次	豊見城市全域現況(X年※)			
			市街化区域	行政区域	市街化区域 周辺	
住区 基幹	街区公園		6.9	12.2	0.0	
	近隣公園		12.4	16.4	4.0	
	地区公園		3.2	3.2	0.0	
	計		22.5	31.8	4.0	
	都市 基幹	総合公園		0.0	59.9	49.9
		計		0.0	59.9	49.9
	基幹公園			22.5	91.7	53.9
	都市緑地			9.0	11.7	0.0
	都市公園 計			31.5	103.4	53.9
	施設緑地 計			1.0	43.4	0.0
	公共公益施設の植栽地			3.2	4.9	0.0
	公共施設緑地 計			4.2	48.3	0.0
都市公園等 合計			35.7	151.6	53.9	
民間施設緑地			0.0	0.0	0.0	
施設緑地計			35.7	151.6	53.9	
地域制 緑地計	河川区域		2.6	54.8	52.2	
	鳥獣保護区		0.0	42.7	42.7	
	保安林		0.0	2.0	0.0	
	緑地保全地域		14.9	98.0	69.1	
	重複区域		0.0	-42.7	-42.7	
	法によるもの 計		17.5	154.8	121.3	
条例等によるもの 計			2.7	2.7	0.0	
地域制緑地計			20.2	157.5	121.3	
緑地総計 (ha)			55.9	309.2	175.2	
人	口 (人)		63,000	70,000	-	
面	積 (ha)		699	1,960	-	
都市公園の一人当たり面積 (㎡/人)			5.0	14.8	-	
都市公園等の一人当たり面積 (㎡/人)			5.7	21.7	-	
緑地の面積割合 (%)			8.0	15.8	26.4	
緑地の一人当たり面積 (㎡/人)			8.9	44.2	-	

市街化区域内の一人あたりの都市公園面積 ⇒ 5.0 ㎡/人 (目標達成可能)

行政区域内の一人あたりの都市公園面積 ⇒ 14.8 ㎡/人 (目標達成可能)

※ X年について

上位計画の総合計画及び都市計画マスタープランと整合させる観点から、概ね20年後の都市の姿を見据えているが、上記1人あたりの都市公園面積を確保するためには、さらに長期的な将来を見据えて公園及び緑地の整備を行うことが必要であるため、X年としている。

(3) 緑化の推進目標

① 緑化の質の目標・植物材料の扱い

自然植生構成要素の植物を用いた緑化(自然植生エリアの確保)

豊見城市の自然を代表する緑地の整備において自然植生の回復を図る。

⇒ 海浜部海岸植物、マングローブ後背部湿生植物、河畔の挺水植物¹、海岸遊水池の塩生植物、斜面の自然性樹林構成植物(ギンネム対処)等

郷土性樹林構成樹木による緑化(郷土樹木エリアの確保)

郷土の歴史を物語る集落周りの緑地整備において郷土樹木の緑化を進める。

⇒ 集落や御嶽や井泉、古墓所周りの大樹の保護と既存の大樹に習った植栽

特徴のある緑化・花のある緑化(花と緑の名所づくり)

大樹並木・花木並木、大樹や花木や草花のスポット、花飾りの街並み、緑陰と芝生の駐車場、緑と花のある建築等を増やして名所にする。

⇒ 幹線道路、公園や公共施設、地区の中心、商店街、住宅団地、規模の大きな民間施設等

豊見城の基調をつくる花木の推奨

市の基調となる植栽として市木、植栽奨励木、市花、植栽奨励花の植栽を推奨する。

⇒ 市木：リュウキュウコクタン、植栽奨励木：ハウオウボク

市花：ブーゲンビレア、植栽推奨花：ハイビスカス、サンダンカ

② 緑化の取り組みの目標

公共の取り組み

市の施設ごと、学校ごとに住民の協力を得て緑化の取り組みを進める。

家庭や地域の取り組み

家や施設の外周、地域の共同の場をみんなで美化し緑化の取り組みを進める。

モデルとなる重点的な取り組みの場を広げる。

公園や学校の周り、川沿い・海岸沿いなどの重点地区を、毎年1地区以上取り上げ、関係する行政、事業所、地域・住民などの協力・連携によって、美化と緑化の取り組みを進める。(パートナーシップの展開)

¹ 水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているものをいう。

4 緑地の配置計画

4.1 緑の将来像と緑地配置

緑地配置の方向について、将来像の構成イメージ（P69 参照）の各要素と、緑の主要な機能の系統ごとの関係を示す。

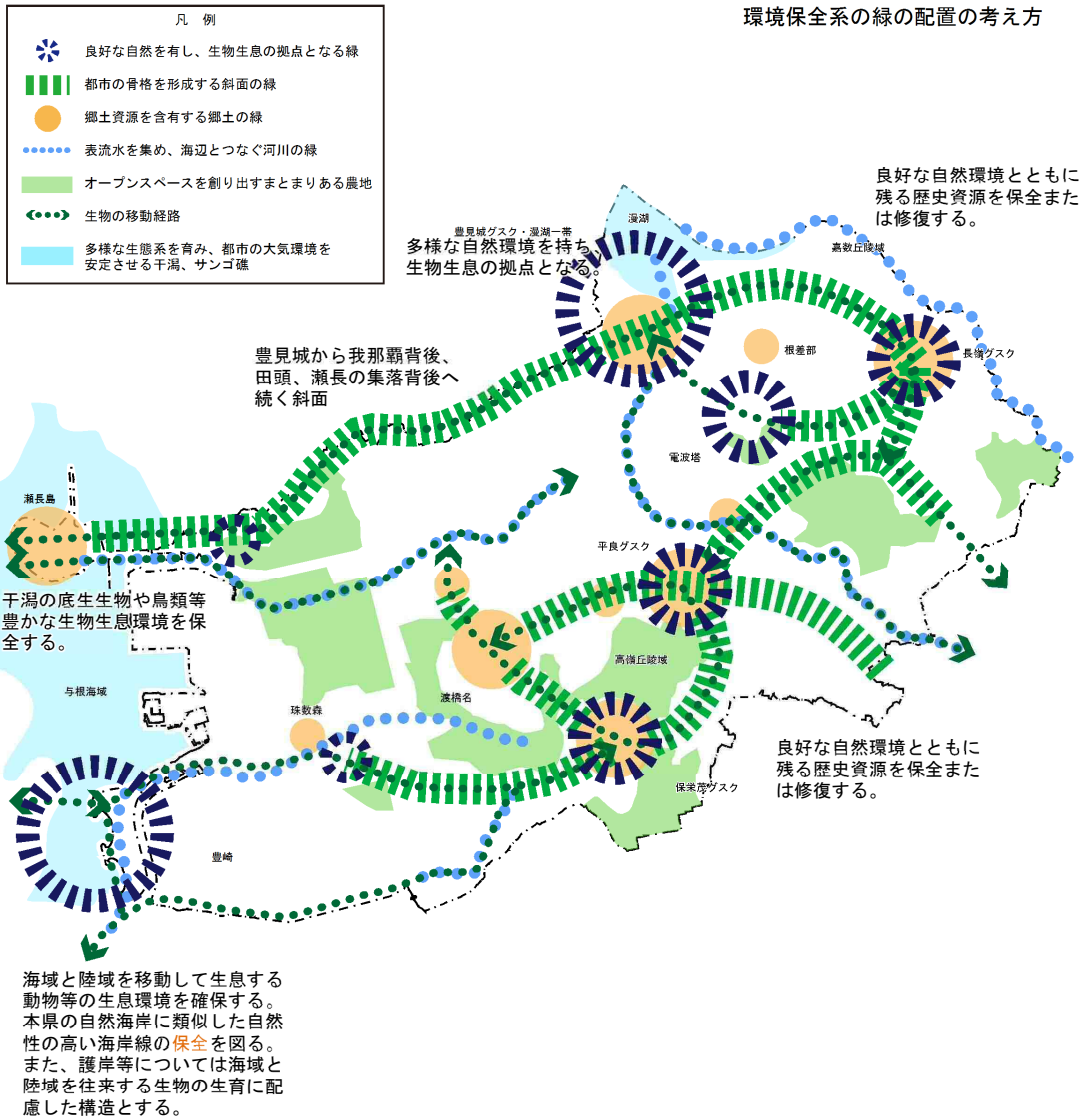
緑の主要な機能 将来像の構成イメージ	環境保全	防災	レクリエーション	景観
	自然再生	防災緑地 (避難系統)	公園配置	景観緑地 (修景ポイント)
テーマA: 生かされている水辺と丘のみどり				
①サンゴ礁の広がり と水辺の回廊	○	○		○
②水辺のもり・丘のもり	○	○	○	○
③縁どりのみどり	○	○		○
テーマB: 保たれているふるさとのみどり				
④集落のみどり	○	○	○	○
⑤農地のみどり	○		○	○
テーマC: 整えられているまちのみどり				
⑥ふれあいの場のみどり			○	
⑦やすらぎの場のみどり		○	○	
⑧海辺のまちのみどり		○	○	
テーマD: つながり伸びるみちの緑				
⑨緑の並木道		○	○	○
⑩緑と水辺の散歩道	○		○	○

4.2 系統的な緑地の配置

(1) 環境保全の緑(自然再生のための緑地の配置)

- ・ 表流水を涵養し、地域の自然の植生を残す丘陵地の緑地を確保する[③緑どりのみどり]。
原野の樹林育成を図る。
- ・ 表流水を集め、河川やサンゴ礁とつなぐ小川や水路を確保する[⑤農地のみどり、⑩緑と水辺の散歩道]。海と川を往復する生きものが棲みやすい小川や緩やかな草縁を残す小川の整備と水辺に沿った小緑地の保全を図る。
- ・ 集落のまわりに残る郷土の緑(御嶽、湧水、墓地、大樹等)を確保する[④集落のみどり]。
集落の管理による維持を継承する。
- ・ 生きものの生息地となっている自然性樹林、自然性を残す史跡地などを確保する[②水辺のもり・丘のもり]。
自然性や郷土資源の保護を図り、自然観察や郷土学習の拠点とし、公園緑地として整備する。
- ・ 生きものの生息と移動の経路(生態系回廊)となっている国場川・長堂川、饒波川と漫湖およびサンゴ礁海域を確保する[①サンゴ礁の広がり和水辺の回廊]。
水際の自然性を維持し、回復・再生を図るとともに遊水機能を維持し、高める所の保全と必要な整備を進める。

※[]内は、将来像の構成イメージの要素を示す



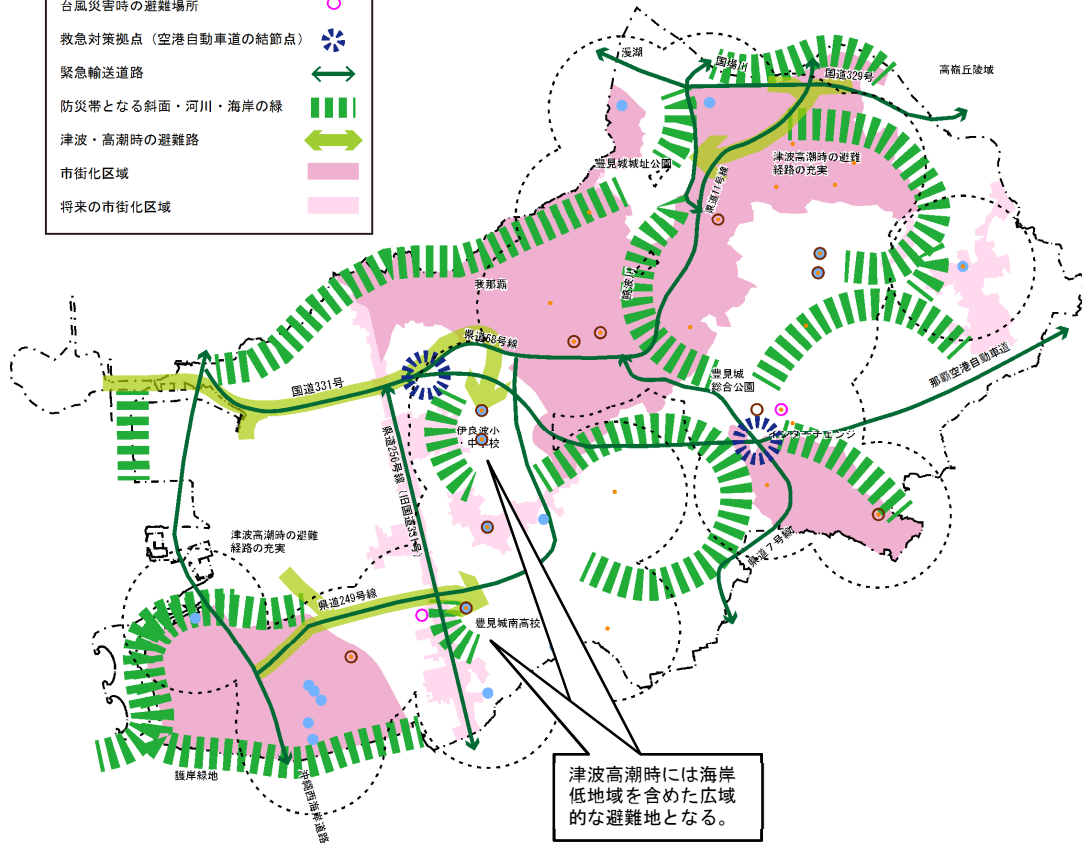
(2) 防災系の緑(避難系統緑地の配置)

- ・ 地震災害・津波対策としての避難場所不足地域に避難場所・防災拠点となる公園、学校、民間施設、樹林・農地を位置づけ、防災緑地、緩衝緑地を確保する[②丘のもり、④集落のみどり、⑥やすらぎの場のみどり、⑧海辺のまちのみどり]。
- ・ 市街地内の避難地不足地で、適地に防災公園の機能を持つ公園を配置する。
- ・ 集落内の緑化と隣接樹林・農地の保全を図る。
- ・ 津波対策としての海岸の緑地強化[⑧海辺のまちのみどり]を図り、避難場所に至る幹線道路・連絡道路を位置づけ安全対策と緑化を進める[⑨緑の並木道]。
- ・ 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の緑地を保全する[③縁どりのみどり]。
- ・ 延焼、遅延、遮断緑地となる市街地内の河川緑地を保全する[①水辺の回廊]。
- ・ 那覇空港自動車道の安全(救急)対策拠点の緑地化(IC)。

※[]内は、将来像の構成イメージの要素を示す

防災の緑の配置の考え方

凡 例	
避難対象地（半径500m）	
広域避難場所	
災害時避難場所	
津波災害時の一時避難場所	
台風災害時の避難場所	
救急対策拠点（空港自動車道の結節点）	
緊急輸送道路	
防災帯となる斜面・河川・海岸の緑	
津波・高潮時の避難路	
市街化区域	
将来の市街化区域	



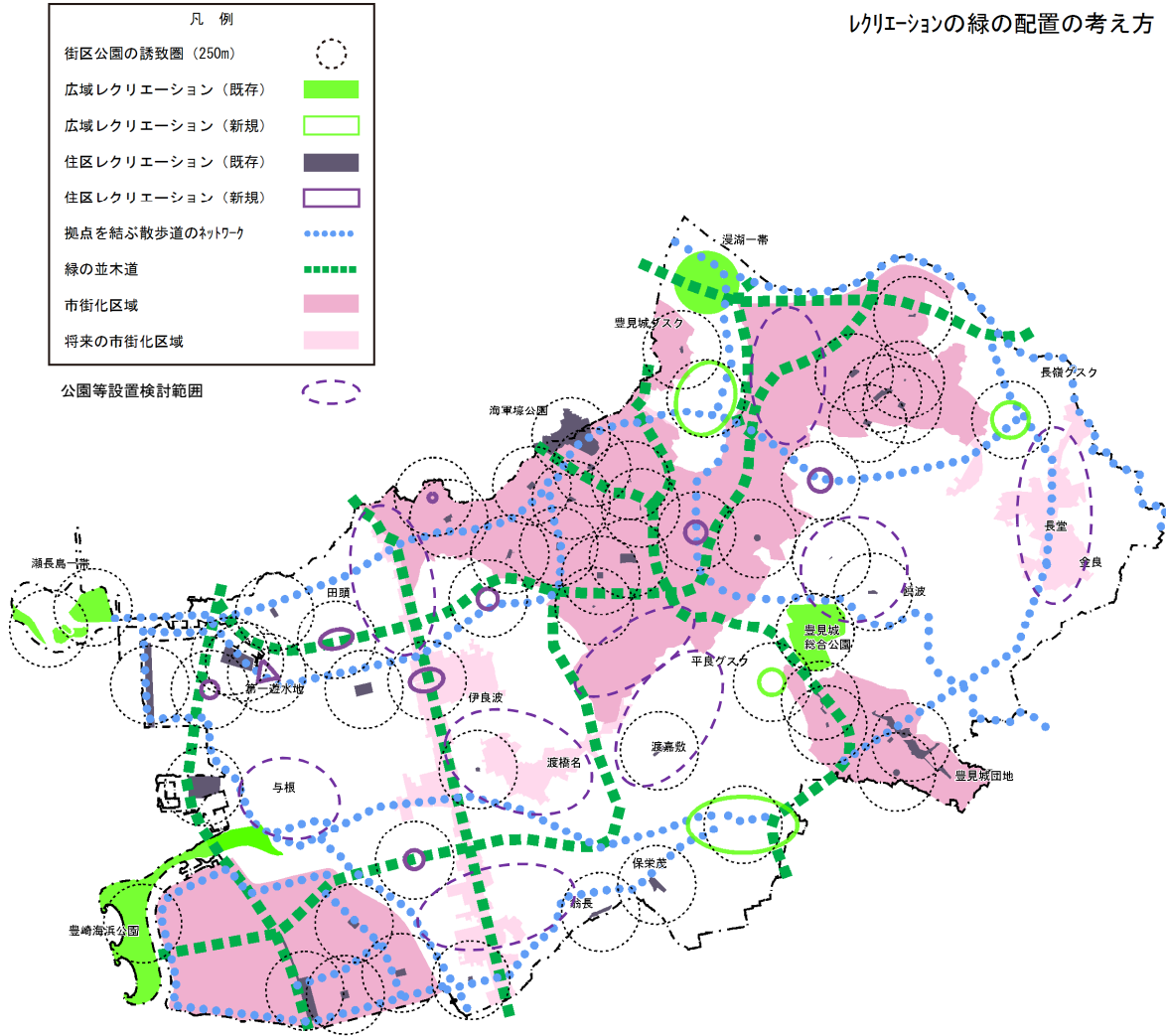
津波高潮時には海岸
低地域を含めた広域
的な避難地となる。

(3) レクリエーション系の緑(公園の適正配置)

- ・ 住区基幹公園としての機能を発揮できる緑地を確保する[②水辺のもり・丘のもり、⑥ふれあいの場のみどり、⑦やすらぎの場のみどり、⑧海辺のまちのみどり]。
- ・ 土地区画整理計画・開発計画予定地、不足地域の街区公園・近隣公園適地、市街地周辺での総合公園適地を選定する。
- ・ 都市公園の配置検討にあたり、既設の開発行為の公園・緑地の移管も検討する。
- ・ 豊見城市の立地の特徴を活かすレクリエーション適地を広域の公園として確保する[②水辺のもり・丘のもり]。総合公園として豊見城総合公園や豊崎海浜公園の充実、開発計画地での公園創出の具体化を図る。
- ・ レクリエーションエリアとしての公共施設緑地を位置づける[②水辺のみどり・丘のみどり]。瀬長島一帯と豊見城城址公園の維持。
- ・ 田園地域や集落でのレクリエーション空間を確保する[④集落のみどり、⑤農地のみどり]。
- ・ 拠点となる公園・緑地を結ぶ散歩道のネットワークを形成する[⑨緑の並木道、⑩緑と水辺の散歩道]。
歩道の安全整備と緑化、休憩地点の整備を図る。

※[]内は、将来像の構成イメージの要素を示す

レクリエーションの緑の配置の考え方

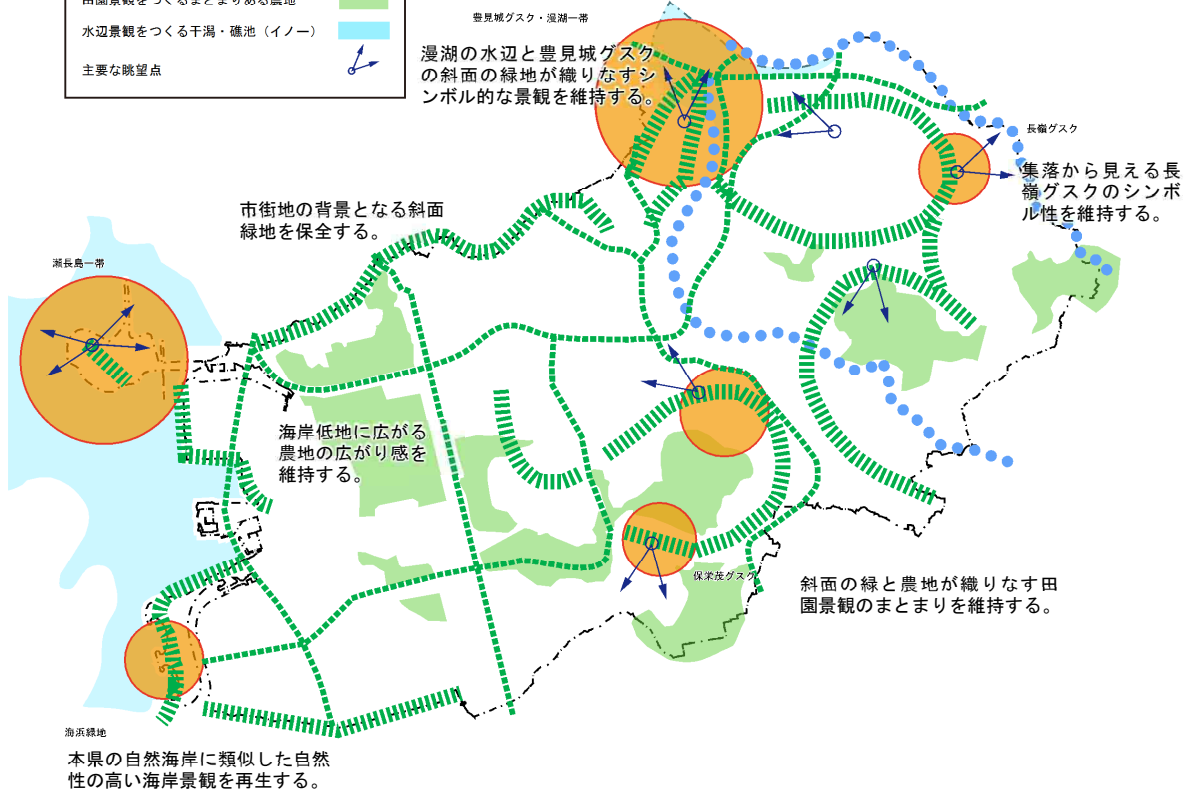


(4) 景観形成系の緑(市域スケールの修景ポイントづくり)

- ・ 豊見城市のみどりのランドマークであり代表的眺望地点となっている拠点緑地を確保する[②水辺のもり・丘のもり]。特にシンボルとなっている漫湖と豊見城グスクの一角を中心に代表地点を選定する。
- ・ 景観代表地点を相互に結び、また、市街地の外郭を構成して田園地域を分ける緑地帯と市域を貫き縁どる水系軸を確保する[①サンゴ礁の広がり和水辺の回廊、③縁どりのみどり]。緑地として保全を図り、海岸部では緑地として緑の充実を図る。
- ・ 市域を貫く幹線道路の緑の充実を図る[⑨緑の並木道]。街路樹緑化・沿道緑化を進め、道路に沿って緑地帯の形成を図る。
- ・ 市域の景観を眺める眺望・修景ポイントを設置、保全する[①水辺の回廊、②水辺のもり・丘のもり、④集落のみどり、⑤農地のみどり、⑨緑の並木道、⑩緑と水辺の散歩道]。公園内の整備、道端や橋詰等水辺の小公園の整備を進める。

凡例	
拠点となる緑地	
市街地の外郭を構成する緑地帯	
市域を貫く水系軸	
緑の並木道	
田園景観をつくるまとまりある農地	
水辺景観をつくる干潟・磯池（イノー）	
主要な眺望点	

景観を構成する緑の配置の考え方



(5) 総合的な緑地の配置

当計画の基本理念「土・水・緑・生きもののつながりを大切にした緑と水辺の生活文化都市」を実現するために、系統別の配置の考え方に基づいて、緑地配置の具体化を目指す。

○環境保全の緑の配置

- ・ 良好な緑地は郷土資源とともに残され、それらにつながる斜面や丘陵の緑は市街地や農地を取りまいている。西側海域や漫湖は大気を安定させ、生物生息の拠点ともなる。これらは都市の骨格となり、生物の移動経路ともなる。

○防災系の緑の配置

- ・ 防災計画の一環として、避難地及び避難路としての緑地を配置する。特に津波・高潮時の高台・避難ビルへの避難路を確保し、安全対策と緑化を進める。災害に対応して、市街地を取り巻く斜面や海岸・海岸の緑を保全・修復する。

○レクリエーション系の緑の配置

- ・ 市街地内の住区基幹公園を適正に配置し、市街地を取り巻く緑地では自然性や郷土性を活かした公園適地を選定する。拠点となる公園を結ぶ散歩道のネットワークを形成する。

○景観形成系の緑の配置

- ・ 豊見城グスクと漫湖一带等シンボリックな緑地を中心に、市街地を取り巻く斜面緑地や河川水系軸の確保、海岸や干潟の広がりを確保する。また、幹線道路の沿道の緑化や、丘陵上の眺望ポイントを設ける。

-
- これら4系統の緑地の機能・効用を維持する上で基盤となり骨格を形成する重要な対象域を地域制緑地に設定して要所の保全を図り、利用性の発揮やオープンスペースとしての活用・存続が強く求められる対象域を施設緑地に設定する。

 - 市街地内では、残存緑地を地域制緑地として確保すると共に、生活に潤いを与える緑地の形成を進める。住民が自然や郷土資源に親しめるよう適地を選定する。調整区域では、市街地や農地を取り巻く緑地を地域制緑地として確保し、保全と修復を進める。市街地に隣接する部分は市街地の拡大を抑制し、市街地の背景となる。また、地域のシンボルとなっている郷土資源は良好な自然がのこり、住民の親しめる施設緑地として確保するとともに、市街地に隣接する部分では利用圏を補うよう施設緑地を配置する。

 - 幹線道路は、避難路となり、レクリエーション地をつなぐネットワークの形成、緑の軸として景観上も重要である。市街地を貫く幹線道路を緑の軸として位置づける。

5 緑の施策推進の方針

5.1 豊見城市で推進する緑の施策

みどりの基本計画では、緑の将来像を具体化する次に示す施策の体系に沿って、個別の施策を推進する。


これらの施策を推進することによって、緑地の確保と緑化の推進の目標水準に到達を図り、また、緑地の系統的な配置を可能にする。

推進を図る施策は直接の緑の保全と整備や緑化の施策だけではなく、緑の現況量の消失を抑制する開発の規制・誘導対策、よりよい緑を形成するための街並み形成や建築誘導等の都市計画関連の対策、環境基本計画の取り組みに係わる環境対策、環境改善活動の促進対策、農村地域の環境整備に関する対策、防災や福祉、コミュニティづくりに係わる対策も、一部組みこんでいる。また、これらは既往の施策制度・事業を活用するとともに、アンケートであげられた住民の緑に関する要望や提案を実現するための新たな施策起こし、規範としての条例づくりなどを加えている。

テーマ A: 活かされている水辺と丘のみどり

⇒主要緑地の保全と整備



(1) 海域と河川の保全整備

対応地	瀬長島海域、与根海域、漫湖、国場川、長堂川、饒波川
推進方針	本市の特徴を表す海域、河川の水辺環境の保全と活用。特に生態系の保全に配慮し、自然を生かした水辺環境として整備する。隣接する緑地の保全・整備と連携を図る。
事業手法・制度等	<ol style="list-style-type: none"> ① 鳥獣保護区特別保護地区の保全・整備 ② 下水道・農村集落排水、合併処理浄化槽 ③ 環境アセスメント制度 ④ 土砂流出対策 ⑤ 河川環境整備事業 ⑥ 都市公園整備事業(緑地・緑道)
施策イメージ例  <p>漫湖周辺の水辺環境の保全・整備</p>	保全・整備・緑化の要点 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な水質改善対策、土砂流出規制対策、ごみの不法投棄対策を講じて干潟の保護・再生を図る。 ・漫湖鳥獣保護区特別保護地区を中心に鳥類等生物の生息環境を保護する整備を図る。 ・護岸・遊歩道の整備は自然の生態系に配慮した工法を用いる。 ・環境影響予測調査による適切な保全・整備を図るとともに、継続的な環境調査により環境への影響を監視するなど管理を徹底する。

(2) 主要緑地の保全と整備

<p>対応地</p>	<p>漫湖・豊見城グスク、海軍壕、瀬長島一帯、豊崎海浜公園、伊良波、保栄茂グスク、平良グスク、豊見城総合公園、饒波川一帯、長嶺グスク一帯、電波塔一帯</p>	
<p>推進方針</p>	<p>自然性、郷土性、景観、眺望等、本市の特徴を表す緑地を保全整備する。それぞれの特長を損ねないよう適正な保全・修復・整備を行う。 施設緑地としての整備により、緑地整備水準の向上を図る。</p>	
<p>事業手法・制度等</p>	<p>① 緑地保全地域、緑の保護地区(条例)の指定 ② 都市公園整備事業（総合・近隣・街区・緑地） ③ 文化財指定 ④ 民間施設緑地整備事業</p>	
<p>施策イメージ例</p> <p>○文化歴史広場 保栄茂グスクを展望広場として雑木の伐採、散策路を整備するとともに、身近な史跡や文化財等に関心と理解を深める案内板等を整備する。</p> <p>○自然保全地区 自然林の活用と植物、小動物、昆虫、野鳥等のふれあいを大事にするために、学習・探索を誘導する観察コーナー、散策路、案内板等を整備する。</p>	 <p>瀬長島一帯の緑地保全と整備</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然植生は保護し、周辺はその樹種と調和した植栽により充実させ、樹林地の修復・再生を図る。 ・干潟や遊水池では、生物の生息域として、生態系の保全に配慮する。 ・眺望や散歩のルートなど必要なところでは定期的に下草の伐採や清掃など管理を徹底させる。 ・グスク等の歴史資源は文化財指定などにより保全・修復し、サインや説明板設置により重要性の認識や親しみもてる整備を行う。 ・地先開発地の海浜緑地は、海岸植生や海浜等、自然海岸に類似した海岸線の創出を図る。 ・都市公園としての整備を推進し、防災拠点、住民の活動やふれあい・スポーツ拠点としての機能を整える。


(3) 丘陵斜面の保全と整備

対応地	嘉数～根差部、豊見城～我那覇、平良～高嶺、保栄茂～翁長、饒波～長堂	
推進方針	災害の防止、市街地の拡大防止、景観の形成、生物生息の場の保全等、多様な機能を有する斜面緑地を保全、修復する。	
事業手法・制度等	① 緑地保全地域、緑の保護地区(条例)の指定 ② 地すべり危険地指定 ③ 急斜面崩壊危険地指定 ④ 林地開発許可制度 ⑤ 森林整備事業(造林事業)	
施策イメージ例 ○良好な景観を有する斜面の緑については、緑地保全地域や緑の保護地区(条例)などを指定し適切に保全する。	 <p data-bbox="438 1272 678 1301">市街地を囲む斜面緑地</p>  <p data-bbox="274 1704 842 1733">市道 175 号線鉄筋挿入工法による法面補強と斜面緑化</p>	保全・整備・緑化の要点 <ul style="list-style-type: none"> ・ススキ・ギンネム等の繁茂する荒廃原野は、樹林地として回復させるよう本来の自然植生による緑化を行う。 ・潜在する郷土資源の保全・再生に配慮する。 ・既存樹林と調和した植栽で修復する。 ・法面に植栽を施し、法面保護と土砂流出を防止する。 ・良好な景観を有する斜面の緑を適正に保全しつつ、砂防事業(山腹工、砂防林造成等)、急傾斜地崩壊事業を実施し、安全で緑あふれる斜面对策を行う。

テーマB: 保たれているふるさとのみどり

⇒ 田園地域の緑の保全と整備

(4) 集落の緑の保全と整備


対応地	各拠点集落	
推進方針	自然と共に共生してきた昔からの古い集落の緑のたたずまいを保全する。集落内に残る大木や御嶽を囲む樹林地等、郷土資源を保全し、集落や屋敷内に緑の創出を図る。	
事業手法・制度等	① 文化財指定 ② 保存樹木・樹林(条例) ③ 景観重要樹木の指定	
<p>施策イメージ例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的活用型広場 集落の中央に位置する拝所と大木の群生を生かし、周辺の高齢者が集い、語らえる憩いの空間整備を行うとともに、子供達が集落の歴史や文化にふれることのできる場を形成する。 ○見晴らし広場 ○草花畑の広場 ○生活幹線道路の整備 ○マチグァー（市場）と一体となった広場 	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧集落に残る御嶽・拝所や殿等の歴史文化資源の保存とそのみどりを保全修復し、アメニティを高める。 ・集落まわりの眺望を確保し、それを楽しめる公園を整備する。 ・集落内の広場の維持・管理は地域住民が積極的に参加する。 ・集落の道筋の緑化を進め、改変時には既存樹の保存・移植利用を進める。 	
		
<p>嘉数公民館前ガジュマル</p>		

(5) 農地一帯の緑の保全と整備

対応地	金良・饒波、渡嘉敷、与根・翁長	
推進方針	本市を特徴づける田園景観を維持している良好な農地を保全する。生産性の維持により存続させるとともに、市民農園等の整備により住民の利用にも寄与する。	
事業手法・制度等	① 農村整備事業 ② 市民農園制度 ③ 農用地保全計画	
施策イメージ例	<p>○身近な緑を活用した余暇空間を創出する。</p> <p>○家族が土と親しむ市民農園の整備を推進する。</p>  <p>饒波一帯の田園風景</p>  <p>伊良波の市民農園</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を継続的に利用し、遊休化した農地では開発を抑制し、緑地化や樹林化を進める。 ・農地の広がりや田園風景をつくる周辺の斜面緑地の保全と修復に努める。 ・土地の造成においては、既存の地形や樹林地を残すようにする。 ・農道や農地境界に植栽施設を施すなど農村景観をよくする緑化に努める。 ・農地整備は地形の改変や造成を伴うため赤土流出防止条例に基づく施行手順を厳守する。

テーマ C: 整えられているまちのみどり
⇒市街地の緑地の保全と緑化の推進


(6) 市街地中心部の緑地整備と緑化

対応地	中心市街地土地区画整理事業地区、豊見城団地区、宜保土地区画整理事業地区	
推進方針	人々が暮らし、集うにぎわいのある場所として、潤いのある街並みの形成に努める。残っている自然のみどりや水辺環境を生かしそれらと調和した新たな緑の創造に努める。	
事業手法・制度等	① 地区計画制度 ② 都市公園整備事業(近隣・街区) ③ 公共施設緑化事業・学校緑化	
施策イメージ例	 <p>中心市街地(上田交差点周辺)の現状</p>	保全・整備・緑化の要点 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音や排気による大気汚染などの緩衝帯として、広い歩道を確保し道路植栽を配置する。 ・土地の改変においては、自然地形や残存緑地、大木などを残す。 ・市役所や学校など公共公益施設においては緑化をすすめ、良好な状態に維持・管理を行う。

(7) 住宅地域の緑の保護と公園の整備・緑化の推進

対応地	市街化区域内	
推進方針	市街地内の住宅地にも、郷土資源である丘陵や樹木は残されており、これらの保全に努める。また、住民が身近に利用できる公園の整備と道筋に沿った緑化の充実により安全・快適に歩ける道と潤いのある生活環境を創造する。	
事業手法・制度等	<ol style="list-style-type: none"> ① 開発指導・建築指導 ② 都市公園整備事業 ③ 各種公共施設整備事業、学校緑化 ④ 都市景観賞の表彰制度 ⑤ 保存樹木・樹林(条例) ⑥ 道路事業 	
<p>施策イメージ例</p> <div data-bbox="293 831 826 1178" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="485 1184 632 1211">豊崎の住宅地</p> <div data-bbox="293 1245 826 1610" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="472 1617 644 1644">豊見城団地周辺</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口に充分対応した公園・緑地空間を確保、創出する。 ・公園、道路、学校等公共施設においては良好な緑化を進め住民のやすらぎの場となるコミュニティ空間を創出する。 ・開発においては自然地形や既存樹林地を残すよう計画する。 ・浸透性の高い舗装や浸透柵の設置により、雨水の地下浸透を促す。 ・保護すべき自然植生や生息する動物、文化財資源は、整備前に十分に調査し、適切な措置をとる。 	

(8) 海岸地域の公園緑化の保全

<p>対応地</p>	<p>豊崎地区</p>	
<p>推進方針</p>	<p>埋立による新市街地は、海辺のまちとして親水性のある緑豊かな護岸により市街地を取りまき、市街地内には緑の拠点となる公園・緑地が配置され、これらを緑の軸となる街路の緑化によってつながっている。</p> <p>事業所用地等は広い敷地を生かしての緑化による環境の形成、景観の向上に努める。</p>	
<p>事業手法・制度等</p>	<p>① 地区計画制度</p> <p>② 公共施設緑化事業</p>	
<p>施策イメージ例</p>	 <p>豊崎海浜公園(総合公園)</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場や業務系の土地利用区域では、敷地内の一定の緑化を誘導する。 ・風害や環境の安定、海辺の景観形成に対応して、土地の気候に調和した自然の海岸植生に近い植栽を行う。 ・自然に近い海浜緑地や水辺の形成により、新たな生物生息環境を創出する。 ・潮風に適応できる植物材料を生かして、豊かな緑の育成を図る。


テーマD:つながり伸びるみちの緑

⇒道路の緑化と遊歩道整備

(9) 緑の並木道

対応地	国道、県道、都市計画道路等
推進方針	幹線道路は、防災上の機能強化やレクリエーション地をつなぎ、緑陰のある快適な歩行空間の創出やシンボル性のある樹種を用いた整備により緑の軸線を創り出す。
事業手法・制度等	① 高規格幹線道路事業 ② 国道・県道・市道整備事業 ③ 街路整備事業
<p>施策イメージ例</p> <p>○シンボル道路やコミュニティ道路を整備し、地域の特徴を生かした緑豊かな道づくりを推進する。</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路植栽を大気汚染や騒音、悪臭の緩衝帯として配置する。 ・交差点や辻等の安全地帯を緑化する。 ・景観の向上、沿道の生活環境の保全、道路交通の安全性、快適性の向上を図り、道路のり面、環境施設帯の緑化を進める。 ・幅の広い歩道の整備を進め、花木や緑陰樹を用いて、郷土性豊かな並木道を創出する。 ・路線毎に、特徴のある植栽を施し、シンボリックな道路を創出する。 ・透水性の舗装に努め、地下水の涵養や、高架の雨水排水や、利用法などを検討する。
 	
<p>プランター設置による道路緑化</p>	

(10) 遊歩道コースの整備と緑化

対応地	河川沿い、水路沿い、緑地沿い	
推進方針	本市の特徴である水辺の緑を主として、市内に残る自然地や郷土資源をつなぎ、住民が身近に親しめるような遊歩道を整備する。水辺の自然や丘陵斜面の緑の自然の特徴を生かすよう配慮する。また、水路沿いでは自然性の回復が求められる。	
事業手法・制度等	<ol style="list-style-type: none"> ① 都市公園事業 ② 河川環境整備事業 ③ 海岸環境整備事業 ④ 道路事業 	
施策イメージ例	<p>○ 饒波川沿いに歩行者専用道路や街区公園、緑地を整備し、水辺を生かした、憩いの場を設ける。</p>  <p style="text-align: center;">饒波川</p>	<p>保全・整備・緑化の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺沿いでは親水性を確保し、良好な緑化を施し周辺の景観や地域と一体となった豊かな空間を創出する。 ・ 郊外では道路空間を生かして遊歩道的整備を加える。 ・ 快適な住民の生活通路を兼ねたコミュニティ空間として計画する。 ・ 自然植生や歴史資源を生かし、特徴のある整備を行う。

パートナーシップによる協働の取り組み

(11) 緑地の維持管理・緑化推進体制の確立

推進方針	緑化に関する広報活動の強化や緑の条例の制定等により、公共や地域の緑の整備や管理への市民の参加を促す。
事業手法・制度等	<p>普及・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化推進広報活動 ・ 緑化の推奨木の選定 <p>地域の取り組みの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・美化ボランティアによる緑化活動推進 ・ ちびっ子クリーンアドベンチャーの普及 <p>条例・制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の条例等の制定
施策の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及・啓発活動では、住民や地域、団体、事業者の緑化活動が活発に動きだすような普及広報を進める。 ・ 地域の取り組みの仕組みづくりでは、既存組織の活度の充実を図る。 ・ 条例・制度の確立では、緑の条例の制定や関連条例との連携、これらに基づく制度づくりを進める。

施策イメージ例



市内 NPO 法人による公園管理



市民による漫湖チュラカーギ作戦



市内保育園児によるちびっ子クリーンアドベンチャー(公園清掃)

5.2 地域別の緑の配置

地域ごとの緑の配置計画を示す。



(1) 東部地域

① 地域制緑地の配置

- ・ 嘉数から長嶺グスクへ至る斜面、NHK電波塔北側斜面等に緑地保全地域等を指定し保全を図る。
- ・ 長堂、金良、饒波の良好な田園については、農用地域により保全を図る。

② 施設緑地の配置

- ・ 長嶺グスク及びその周辺一帯については、郷土資源を保全し、市民が自然や運動と親しめる総合公園として整備を推進する。また津波や高潮時の避難場所を確保する。
- ・ 地域で求められている緑を生かした公営墓地等の設置についても検討する。
- ・ 都市公園が不足する地域においては、利用圏を考慮し近隣公園や街区公園の整備を推進する。
- ・ 饒波川沿いには、中心市街地土地区画整理事業地区から伸びる散歩道を整備する。
- ・ 市道 40、41、42 号は、田園地帯を周遊する緑の散歩道として位置づける。
- ・ 開発により整備された公園や緑地については、都市公園へ移管し、整備充実を図る。

③ 緑化の推進

- ・ 国道 329 号バイパス、県道 11 号線は緑化を促進する。
- ・ 那覇空港自動車道のIC周辺については、緑化に努める。

(2) 中央地域

① 地域制緑地の配置

- ・ ラムサール条約に登録されている漫湖については、植生等を適切に保全するとともに、野鳥観察空間として活用を推進する。
- ・ 豊見城グスクや平良グスク周辺の斜面、豊見城団地北側の斜面等に緑地保全地域等を指定し保全を図る。
- ・ 高嶺の良好な田園については、農用地区域により保全を図る。

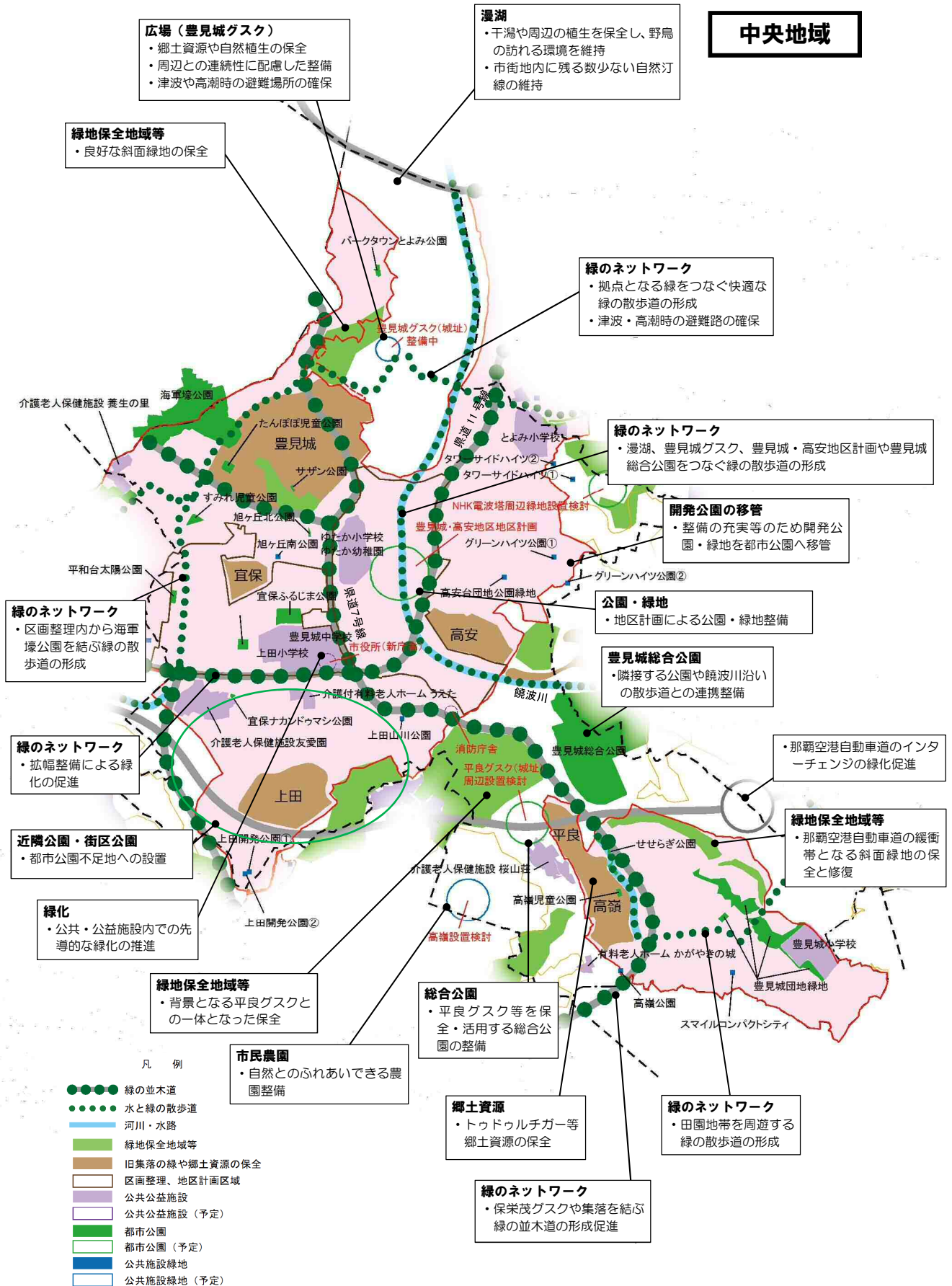
② 施設緑地の配置

- ・ 平良グスク及びその周辺一帯においては郷土資源を保全・活用する総合公園の整備を推進する。
- ・ 都市公園が不足する地域においては、利用圏を考慮し、土地区画整理事業等に合せて、近隣公園や街区公園の整備を推進する。
- ・ 豊見城グスクについては、郷土資源や自然植生を保全するとともに、周辺と調和した施設整備を行う。また、津波や高潮時の避難場所を確保する。
- ・ 高嶺の農地においては自然とふれあいが可能な市民農園を整備する。
- ・ 開発により整備された公園や緑地については都市公園に移管し、整備充実を図る。
- ・ 饒波川沿いには、中心市街地土地区画整理事業地区から伸びる散歩道を整備する。
- ・ 市道 40 号は、田園地帯を周遊する緑の散歩道として位置づける。

③ 緑化の推進

- ・ 県道7号線や県道11号線、県道 68 号線は緑化を促進する。
- ・ 公共・公益施設の整備にあたっては敷地内の緑化を推進する。特に、市役所新庁舎の整備にあたっては市の顔として先導的な緑化を推進する。
- ・ トウドウルチガー等の地域に残る貴重な地域資源を保全する。
- ・ 那覇空港自動車道IC周辺については緑化に努める。

中央地域



(3) 西部地域

① 地域制緑地の配置

- ・ 市街地の背景となる斜面等は、緑地保全地域等を指定し保全を図る。
- ・ 我那覇、渡嘉敷等の良好な田園については、農用地区域により保全を図る。

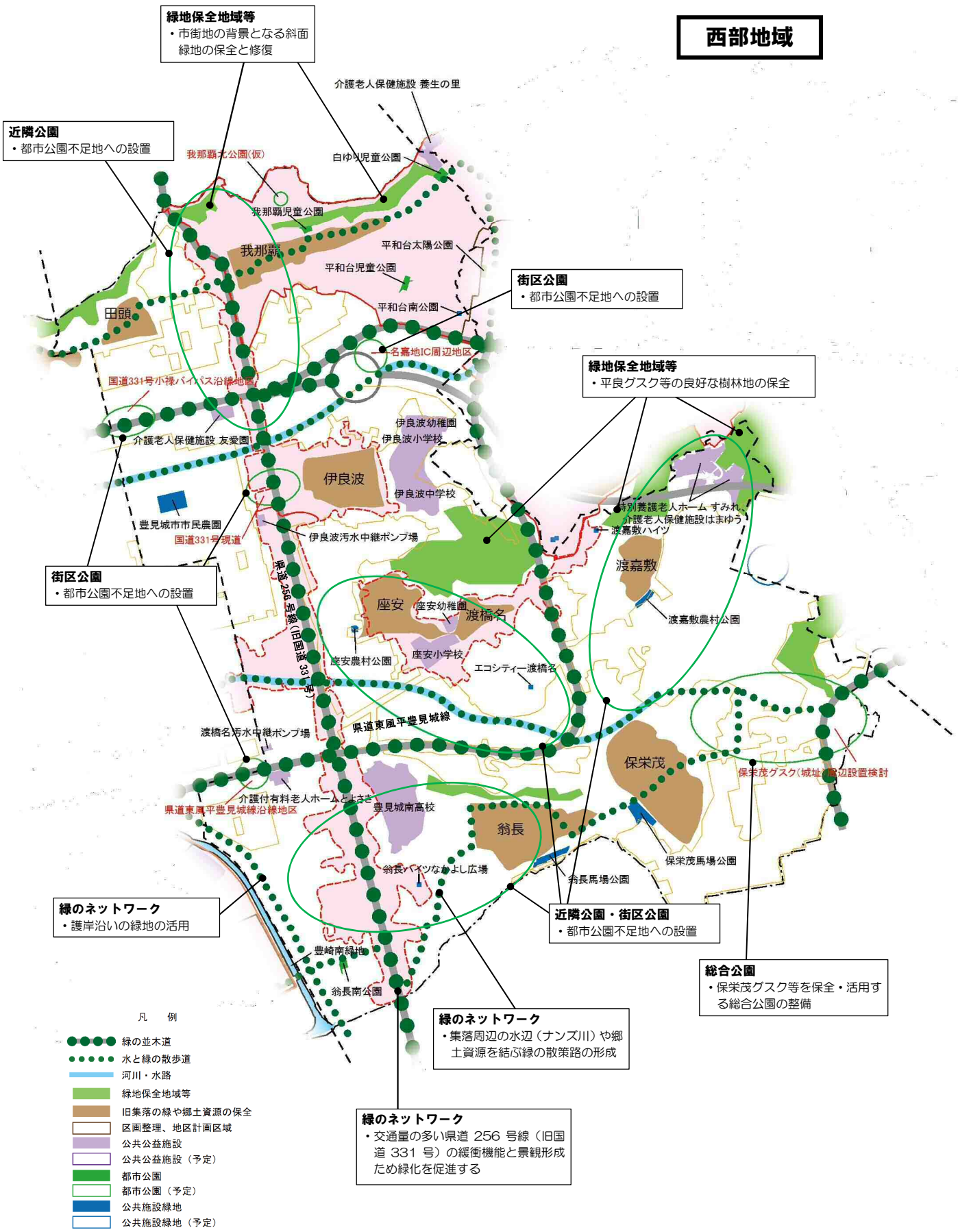
② 施設緑地の配置

- ・ 都市公園が不足する地域においては、利用圏を考慮し、地区計画や土地区画整理事業等に合せて、近隣公園や街区公園の整備を推進する。
- ・ 集落を結ぶ道路や保栄茂川、排水路等を活用した緑の散歩道を整備する。
- ・ 豊崎に近接する護岸沿いの緑地については、公共空地や散歩道として整備する。
- ・ 保栄茂グスク及びその周辺一帯においては、郷土資源を保全・活用する総合公園の整備を推進する。また、津波や高潮時の避難場所を確保する。

③ 緑化の推進

- ・ 県道 256 号線(旧国道 331 号)については、緩衝機能と景観形成のため緑化を促進する。
- ・ 県道東風平豊見城線、県道 68 号線等についても緑化を促進する。

西部地域



(4) 西海岸地域

① 地域制緑地の配置

- ・ 市街地の背景となる斜面等は、緑地保全地域等を指定し保全を図る。
- ・ 与根の良好な田園については、農用地区域により保全を図る。

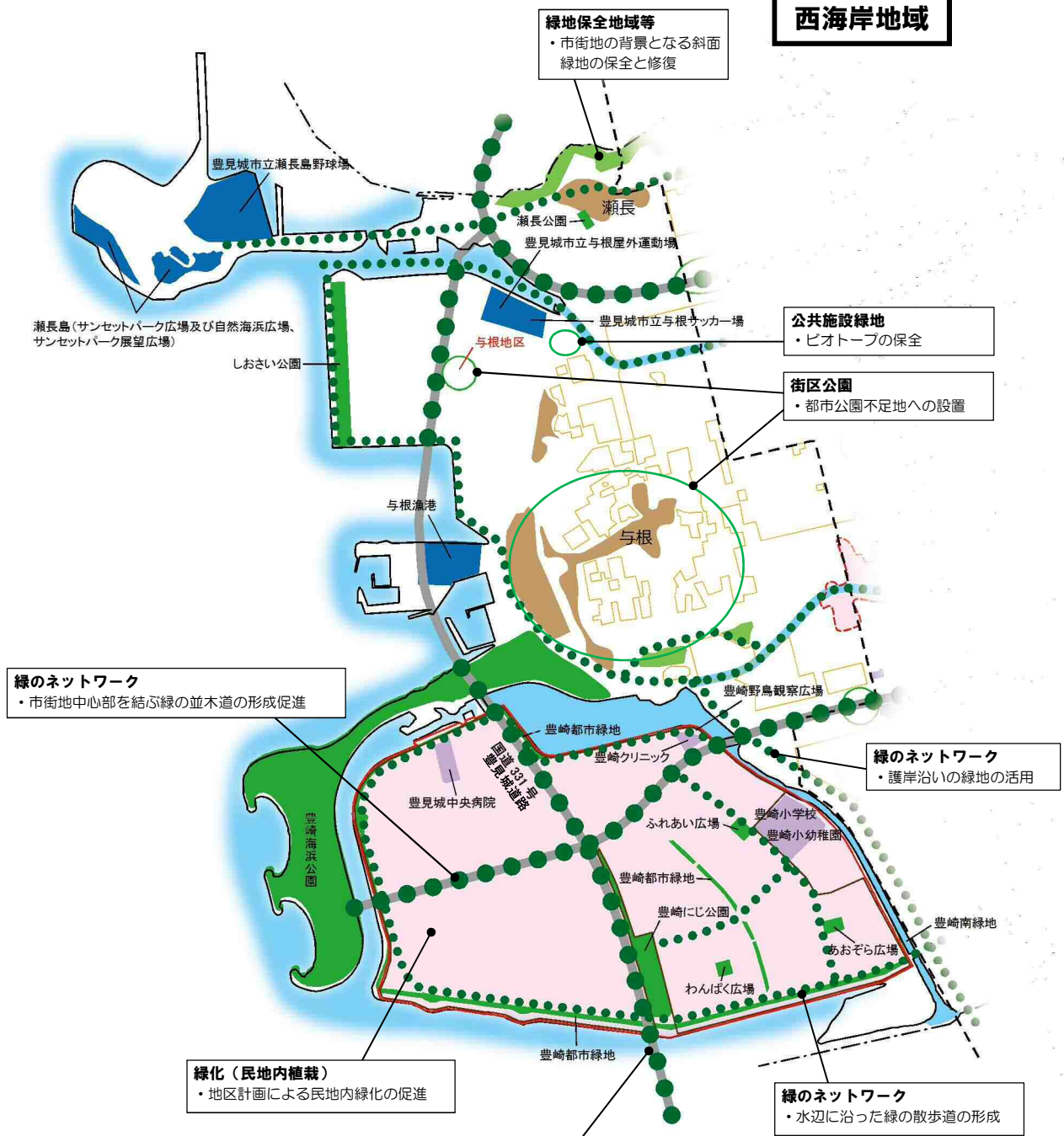
② 施設緑地の配置

- ・ 都市公園が不足する地域においては、利用圏を考慮し、街区公園の整備を推進する。
- ・ 豊崎の海沿いに配置する緑地等を活用し緑の散歩道を位置づける。
- ・ 豊崎に近接する護岸沿いの緑地については、公共空地や散歩道として整備する。

③ 緑化の推進

- ・ 国道 331 号豊見城道路、県道東風平豊見城線等については、緑化を促進する。
- ・ 豊崎の工業、業務地については、地区計画により敷地内緑化を促進する。

西海岸地域



緑地保全地域等
 ・市街地の背景となる斜面
 緑地の保全と修復

公共施設緑地
 ・ビオトープの保全

街区公園
 ・都市公園不足地への設置

緑のネットワーク
 ・市街地中心部を結ぶ緑の並木道の形成促進

緑のネットワーク
 ・護岸沿いの緑地の活用

緑化(民地内植栽)
 ・地区計画による民地内緑化の促進

緑のネットワーク
 ・水辺に沿った緑の散歩道の形成

緑のネットワーク
 ・臨海部の緑の並木道の形成促進

- 凡 例
- 緑の並木道
 - 水と緑の散歩道
 - 河川・水路
 - 緑地保全地域等
 - 旧集落の緑や郷土資源の保全
 - 区画整理、地区計画区域
 - 公共施設
 - 公共施設(予定)
 - 都市公園
 - 都市公園(予定)
 - 公共施設緑地
 - 公共施設緑地(予定)

6 みどりの基本計画推進の仕組み

6.1 具体化プログラム

(1) プログラム設定の考え方

緑の将来像の具体化、及び、緑の目標水準への到達に向けて、計画の推進と住民参加の仕組みや態勢を整え、都市開発・市街地整備の事業を基軸にして計画を実現していくプログラムを次の考え方を基本にして設定する。

始動期(前期)、実動期(中期)、補完期(後期)の3期に分けて具体化を図る。

- ①始動期は前期 3～5 箇年程とし、条例等規範の整備と、住民参加による計画推進の体制を整え、先行させる緑地の保全と緑化の取り組みを進めるとともに、既定・進行中の事業を中心にした公園等を本計画の方向に沿って実現させる。
- ②実動期は中期 7～10 箇年程とし、保全・整備上の対象とする緑地の確保を進め、進行中・計画確定の事業の具体化を基軸にして主要な公園等を創出するとともに、整備される市街地を重点にして緑化の取り組みを推進する。
- ③補完期は後期 5～10 箇年とし、本計画による保全緑地と公園等の確保の充足を図り、全域にわたる緑化の取り組みを充実させていく。

6.2 計画推進の体制・仕組みづくりの方向

(1) 緑の条例の規定事項

まず、「豊見城市文化財保護条例」の適用を進めて、グスクや集落周りの郷土資源など市民が大切と思い地域によく知られた緑の保全を図る。

「緑の条例」は、みどりの基本計画の実現を支える都市計画関連を中心とする法令による保全緑地、公園等の指定・整備を補って、市の制度による確保が必要な緑地の保護と、緑化推進のための規範を示す。そこに表す規定事項は次例のような内容を基本にする。

①目的 ②用語の定義 ③基本計画の策定等(法的根拠) ④市及び市民、事業者及び開発行為者の責務 ⑤保護地区等の指定 ⑥保護地区等の管理等 ⑦助言等(助言・指導・勧告) ⑧補助(管理助成) ⑨保護地区等の解除・取り消し等 ⑩公共用地等の緑化 ⑪開発行為における緑化 ⑫事業所の緑化 ⑬地域緑化の推進 ⑭緑化の援助 ⑮審議会 ⑯委任(施行規則等) ⑰附則

これらは、環境行政と係を保ち、あるいは一本化して分担しつつ連携を進める。

例.環境と緑の条例の構成案

- a.目的・用語・基本計画・責務
- b.環境に関する規定
- c.緑に関する規定
- d.市民参加・援助・体制・運用等
- e.施行規則又は運用指針(環境編、緑編)

(2) 計画の推進管理の体制・仕組みづくり

本計画を推進していく上では、関連する「都市計画マスタープラン」「環境総合基本計画」の推進・具体化の取り組みと連携し、次に留意した体制・仕組みづくりを進めていく。

- ・みどりの基本計画の実践・計画管理を行う会議(審議会等)を設置する。
- ・緑や環境、まちづくりに関わる住民の活動を進める「住民会議」や「活動支援基金」など、住民の取り組みを促進・支援する仕組みは、共同のものとして整備する。
- ・特に、市民活動推進の方向は、地域ごとの活動との連携を基本にししながら、NPOとして自立も可能な主体的な能力の形成を予定する。
- ・「環境総合基本計画」による環境の保全・形成の方針や、地域別の方針、住民の行動方針などに沿った活動と十分に連携を図っていくものとする。

■推進体制・仕組みの例

